

# 教職員研修の手引

島根県教育委員会

令和8年4月

# 目次

## 第1章 島根がめざす教育

- 1 島根らしい魅力ある教育の推進 .....2
- 2 基本目標 .....3
- 3 育てたい資質・能力 .....3
- 4 教職員の資質・能力が発揮される環境の整備 .....4
- 5 基本目標を実現するための具体的施策と主な取組 .....5
- 6 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開 .....7

## 第2章 教職員の職務と研修

### 1 教職員に求められる資質能力

- 1 豊かな人間性と職務に対する使命感 .....9
- 2 子どもの発達への支援に対する理解と対応 .....9
- 3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度 .....10
- 4 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力 .....10
- 5 よりよい社会をつくるための意欲・能力 .....10

### 2 教職員としての心構え

- 1 やりがいのある教職員のつとめ .....11
- 2 学び続ける教職員 .....11
- 3 授業づくりに励む教師 .....11
- 4 教育環境を整える教職員 .....11
- 5 子どもの発達を支える教職員 .....12
- 6 先輩や同僚に学ぶ素直さ .....12
- 7 地域社会とともに子どもを育む教職員 .....12
- 8 組織の一員としての教職員 .....12

### 3 教職員と研修

- 1 研修の意義 .....13
- 2 人材育成の機会 .....14
- 3 研修の種類 .....14

## 第3章 学校の教育活動の計画と組織運営

### 1 教育課程

- 1 教育課程の捉え方 .....16
- 2 学習指導要領 .....16
- 3 教育課程の編成・実施に当たって .....16

### 2 児童(生徒)指導要録と通信票

- 1 児童(生徒)指導要録 .....17
- 2 通信票 .....17

### 3 学級経営

- 1 学級経営の基本 .....18
- 2 学級経営取組のための基盤 .....20

### 4 学校評価

- 1 学校評価の目的 .....22
- 2 学校評価に関する規定 .....22
- 3 学校評価の実施手法とPDCAサイクルに基づいた学校評価システム .....23
- 4 学校評価により期待される取組と効果 .....23

### 5 学校組織マネジメント

- 1 学校組織マネジメントとは .....24
- 2 学校組織マネジメントの仕組み .....24
- 3 学校組織マネジメントと他者との連携・協働 .....24

### 6 カリキュラム・マネジメント

- 1 カリキュラム・マネジメントとは .....26
- 2 カリキュラム・マネジメントの全体像 .....26
- 3 カリキュラム・マネジメントの充実に向けて .....27
- 4 教育課程の編成や改善に取り組む手順(例) .....27

### 7 教職員のメンタルヘルス

- 1 教職員のメンタルヘルスの現状と課題 .....28
- 2 予防的取組 .....28
- 3 復職支援 .....30

### 8 危機管理

- 1 学校における危機管理 .....31
- 2 学校安全 .....32
- 3 学校保健・学校給食 .....35
- 4 教職員における危機管理 .....38

## 第4章 各教育活動

### 1 学力を育む

- 1 育てたい資質・能力 .....40
- 2 めざす授業像 .....41

### 2 授業づくり

- 1 基礎学力を育成する授業づくりの推進 .....42
- 2 学習習慣の基盤を育む授業づくりの推進 .....44
- 3 幼小中高の学びをつなぐ保育・授業づくりの推進 .....45
- 4 ICTを効果的に活用した授業づくりの推進 .....46
- 5 多様な子どもの主体的な学びを支える  
授業づくりの推進 .....50

### 3 教職経験年数に応じた研修における「授業づくり」 .....52

### 4 道徳教育

- 1 「特別の教科 道徳」について .....53
- 2 教育活動全体を通じて行う道徳教育 .....53
- 3 道徳科の目標 .....53
- 4 道徳科の評価 .....55
- 5 高等学校における道徳教育 .....55
- 6 特別支援学校における道徳教育 .....55

### 5 特別活動

- 1 特別活動を充実させる .....57
- 2 小・中学校における特別活動 .....57
- 3 高等学校における特別活動 .....59

### 6 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

- 1 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間  
の目標及び内容 .....61
- 2 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間  
の評価 .....61

	3 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の学習指導	61
<b>7</b>	<b>学校図書館活用教育</b>	
	1 学校図書館活用の指導計画への位置づけと組織的な取組の構築	63
	2 学校図書館を活用した学習の充実による情報活用能力の育成	63
	3 計画的な読書活動指導の推進	63
<b>8</b>	<b>主権者教育</b>	
	1 主権者教育の必要性	64
	2 主権者として求められる資質・能力	64
	3 実践的な学習活動	64
	4 実践的な教育活動を行うにあたっての留意点	64
<b>9</b>	<b>ICTの活用の推進</b>	
	1 島根県におけるICTの活用の現状と課題	65
	2 全ての子どもたちの資質・能力を最大化させるデジタル学習基盤の活用	65
	3 「学習者主体」への転換と学びの自己調整	67
	4 多様な子どもたちが共に学び、一人一人の可能性を最大限に引き出す環境づくり	67
	5 自律的な活用を支える情報モラル教育とリテラシー	68
	6 校務DXの推進がもたらす教師・子供の創造的な「余白」	68
	7 組織として取り組む情報セキュリティのアップデート	69
<b>10</b>	<b>持続可能な開発のための教育(ESD)・持続可能な開発目標(SDGs)</b>	
	1 持続可能な開発のための教育(ESD)とは	70
	2 持続可能な開発目標(SDGs)とは	70
	3 学校における取組(国立教育政策研究所の提案から)	71
	4 ユネスコスクール	71
<b>11</b>	<b>国際理解教育</b>	
	1 国際理解教育の充実	72
	2 国際化に対応するための言語能力の育成	72
	3 竹島に関する学習	73
	4 日本語指導が必要な児童生徒等への支援	73
<b>12</b>	<b>竹島に関する学習</b>	
	1 竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである	75
	2 学習指導要領及び学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に関する学習の一層の充実を図る必要がある	75
	3 竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか	75
	4 指導者に求められること	76
<b>13</b>	<b>ふるさと教育</b>	
	1 ふるさと教育とは	77
	2 主な取組	77
	3 ふるさと教育の充実に向けて	79
<b>14</b>	<b>地域との協働による学び</b>	
	1 地域との協働による学びの現状	80
	2 地域との協働による学びを推進するにあたって	81

<b>15</b>	<b>「しまねのふるまい」</b>	
	1 「ふるまい」定着のめざすところ	83
	2 具体的な取組	83
	3 学校教育活動における「ふるまい」定着の推進	83
<b>16</b>	<b>へき地教育・複式教育</b>	
	1 島根県の現状など	84
	2 へき地教育・複式教育を推進するにあたって	84
	3 へき地教育・複式教育のとらえ	84
	4 へき地教育・複式教育における留意点	84

## 第5章 基盤となる指導

<b>1</b>	<b>人権教育</b>	
	1 しまねがめざす人権教育	87
	2 人権教育の進め方	87
	3 人権教育の推進にあたって大切にしたいこと	89
<b>2</b>	<b>特別支援教育</b>	
	1 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育	91
	2 障がいの捉え方	91
	3 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	92
	4 特別支援教育における教育課程と留意点	93
	5 特別支援教育を行うための体制の整備と必要な取組	96
	6 特別支援教育に係る支援体制	97
	7 「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の推進	98
<b>3</b>	<b>生徒指導</b>	
	1 生徒指導の意義(定義と目的及び実践上の視点)	99
	2 生徒指導の構造	100
	3 生徒指導の方法と基盤及び取組上の留意点	100
	4 個別の課題に対する生徒指導	102
<b>4</b>	<b>健康教育(学校保健)</b>	
	1 学校における健康教育の位置づけ	106
	2 学校保健の構造	106
	3 学校保健の推進にあたって	107
	4 「学校保健計画策定の手引 ～しまねっ子元気プラン～」について	108
<b>5</b>	<b>食育</b>	
	1 学校における食育の推進	109
	2 「生きた教材」としての学校給食	109
<b>6</b>	<b>体力づくり</b>	
	1 島根県の児童生徒の体力の現状	111
	2 体力向上に向けて	112
<b>7</b>	<b>キャリア教育</b>	
	1 キャリア教育の必要性	113
	2 キャリア教育と職業教育	114
	3 キャリア教育の推進	114

## 第6章 社会教育

	1 社会教育とは	117
	2 しまねの社会教育	117
	3 社会教育を進める社会教育主事・社会教育士	117
	4 社会教育の拠点である社会教育施設	118

## 第7章 教職員の服務

<b>1</b>	<b>教職員の服務と勤務等</b>	
1	教職員の身分	120
2	教職員の服務	121
3	勤務	122
4	休日・休暇	124
5	教育活動に係る事務の種類と実際	126
<b>2</b>	<b>教職員評価</b>	
1	評価制度の基本的な考え方	128
2	教職員の評価システムの構成	128
<b>3</b>	<b>教職員の働き方改革</b>	
1	教職員の働き方改革を進める目的	129
2	第2期「教職員の働き方改革プラン」達成に 向けた数値目標	129
3	プランにおける数値目標の達成状況	129
4	今後の取組	130
	巻末 研修参考資料	131

# 第1章

## 島根がめざす教育

# 島根がめざす教育

島根県では、今後の本県教育の方向性を示し、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を推進していくために、令和7年3月に「しまね教育振興ビジョン」を策定した。本ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものである。その策定にあたっては、「第2期島根創生計画」（令和7年3月策定）や次期「島根県教育大綱」（令和7年3月策定）との整合を図っている。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。本ビジョンは島根県教育委員会が主体性をもって進めていくとともに、市町村・市町村教育委員会、幼児教育施設、保護者、そして子どもたちに関わるすべての関係者が、それぞれの責任と役割のもとに、本ビジョンの実現に向けた施策を進めていく。

## 1 島根らしい魅力ある教育の推進

### (1) 「誰もが、誰かの、たからもの。」

島根では、他の地域に誇れる島根の良さや魅力である「人のつながり、あたたかさ」を「誰もが、誰かの、たからもの。」として発信している。

家族に愛され、地域の人から大切にされて育つこと。そして、豊かな自然、歴史・文化、伝統、産業などの地域の資源を人から直接学び、経験することの中から、周囲の人々への感謝の気持ちが生まれ、生まれ育った地域を好きだと感じ、誇りに思う気持ちが育つこと。それらが自分の存在への感じ方に反映された結果、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感、自己肯定感が育まれる。

お互いの個性や多様性を認め合い、励まし合い、支え合いながら、子どもたち自身が、「自分が誰かのたからもの」であり、「誰もが自分のたからもの」であると思えるような教育を展開する。

### (2) 人とのふれあい、つながりによる学び

島根には、人と人が直接ふれあい、つながりながら大人も子どもとともに学び合う地域社会がある。子どもたちが、最も身近で、毎日当たり前を感じる地域を素材に学ぶことは、子どもたちの豊かな心を育むとともに、地域への愛着や誇りにつながっていく。

また、人が人から学ぶ、人が人を育てる学びは島根の強みであり、こうした学びは、実社会で生きるために必要となる力になるとともに、育った地域や、住んでいる地域の将来に関わり、支えたいという想いにもつながる。

### (3) 子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現

島根には、豊かな自然や歴史・文化、人との関わりの中で、本物に触れる体験等を通して学ぶことができる恵まれた環境がある。こうした学びから、子どもたちの学びへの興味や関心が高まり、主体的に学びに向かう意欲が生まれる。

幼児教育施設<sup>1</sup>から小学校<sup>2</sup>、中学校<sup>3</sup>、高等学校、特別支援学校まで、学校種を超えた連携を図りながら学びをつなぎ、子どもたちの主体性や多様性を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力、得意な分野を伸ばすことによって、子どもたちの将来の夢や希望の実現を支援する。

<sup>1</sup>幼児教育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設等のこと。

<sup>2</sup>小学校には、義務教育学校前期課程を含む。<sup>3</sup>中学校には、義務教育学校後期課程を含む。

## 2 基本目標

### (1) すべての子どもが学びの主人公 ～一人ひとりを尊重する学校～

「こども基本法」の理念を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことが何より重要である。このため、教職員、保護者、地域住民などの大人がお互いの人権を尊重する姿を子どもに示しながら、一人ひとりを尊重する学校を目指す。

### (2) 実体験に根ざした本物の教育 ～地域とともにある学校～

島根が全国に先駆けて取り組んできた地域との連携・協働による「地域とともにある学校」の良さを活かす教育を推進し、豊かな自然や歴史・文化、風土など、ふるさとの特色を活かした実体験を通して、子どもたち自らの身体と感性で、物事の本質を読み解く力を育成する。

### (3) 挑戦心、探究心が育つ学びの環境 ～子どもも大人も学び成長する学校～

受動的に知識を身に付けるだけでなく、学んだことを活かして現実の問題を考えたり、問題を発見したり、問いを立てて探究したりする主体性が育まれるよう、学びの環境を工夫することが必要である。そのためには、自分は何のために学ぶのかを子ども自身が自覚できる教育を目指すとともに、大人にとっても学び成長できる学校になることが必要である。

## 3 育てたい資質・能力

「しまね教育振興ビジョン」においては、3つの育成したい人間像を掲げ、それらを「人間力」「学力」「社会力」と結びつけ、それぞれに含まれる具体的な資質・能力をさらに示している。

### 育てたい資質・能力

#### 学びを展開する社会力

- ① 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
- ② 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- ③ 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
- ④ 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

#### 学びの中核をなす学力

- ① 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- ② 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- ③ 問題を発見し定義する(問いを立てる)力
- ④ 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- ⑤ 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- ⑥ 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

#### 学びの土台をなす人間力

- ① 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスのとれた生活をおくる力
- ② 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- ③ 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- ④ 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
- ⑤ ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

育てたい資質・能力の育成に向けて子どもたちの主体的な学びを促す適切な教育環境についても、「大切にしたい教育環境」として示している。

## 大切にしたい教育環境

### 学びを展開する社会力

- ・ 自己と社会との関係を理解し、社会をつくる住民としての認識を高める教育
- ・ 言語教育と異文化理解を柱とする多文化共生
- ・ 人々の多様な生き方に触れたり対話したりする機会の充実
- ・ 「地域とともにある学校」の強みを活かした特色ある学校づくり

### 学びの中核をなす学力

- ・ 子どもたちそれぞれの理解度や習熟度に応じた個別の指導
- ・ 地域の特性を活かした体験学習（地域課題解決型学習等）
- ・ 地域産業の特性や課題から自分の将来を考える地域連携型キャリア教育
- ・ DX化の進む現代社会に対応できるICT活用を含む情報活用能力を育成する教育

### 学びの土台をなす人間力

- ・ すべての子どもたちに、安全・安心が感じられる居場所のある教育環境
- ・ 日常生活のあらゆる場面で高い人権意識が浸透した教育
- ・ チャレンジしたいことがあれば、それを後押しし、支え、見守る教育
- ・ 子どもたちがそれぞれもっている個性や能力、将来の可能性を信じて待つ教育
- ・ 島根の自然環境を活かした野外活動等を通じた体験学習の機会

## 4 教職員の資質・能力が発揮される環境の整備

現在、教職員の働き方改革の取組を進めており、長時間勤務の状況を改善することは、喫緊の課題であるが、より本質的には、教職員がやりがいをもって教職に打ち込むことをどう実現するかが重要である。本来、子どもが好きで、学校という職場が好きで、学校で子どもたちが学んで成長する姿が何よりの喜びである、このような教職員の普通の在り方を取り戻していくことが必要である。教職を魅力あるものに改善していくことにより、教職を目指す次世代を育み、さらに熱意のある人材が教職員となる好循環が生まれるよう取り組んでいく。

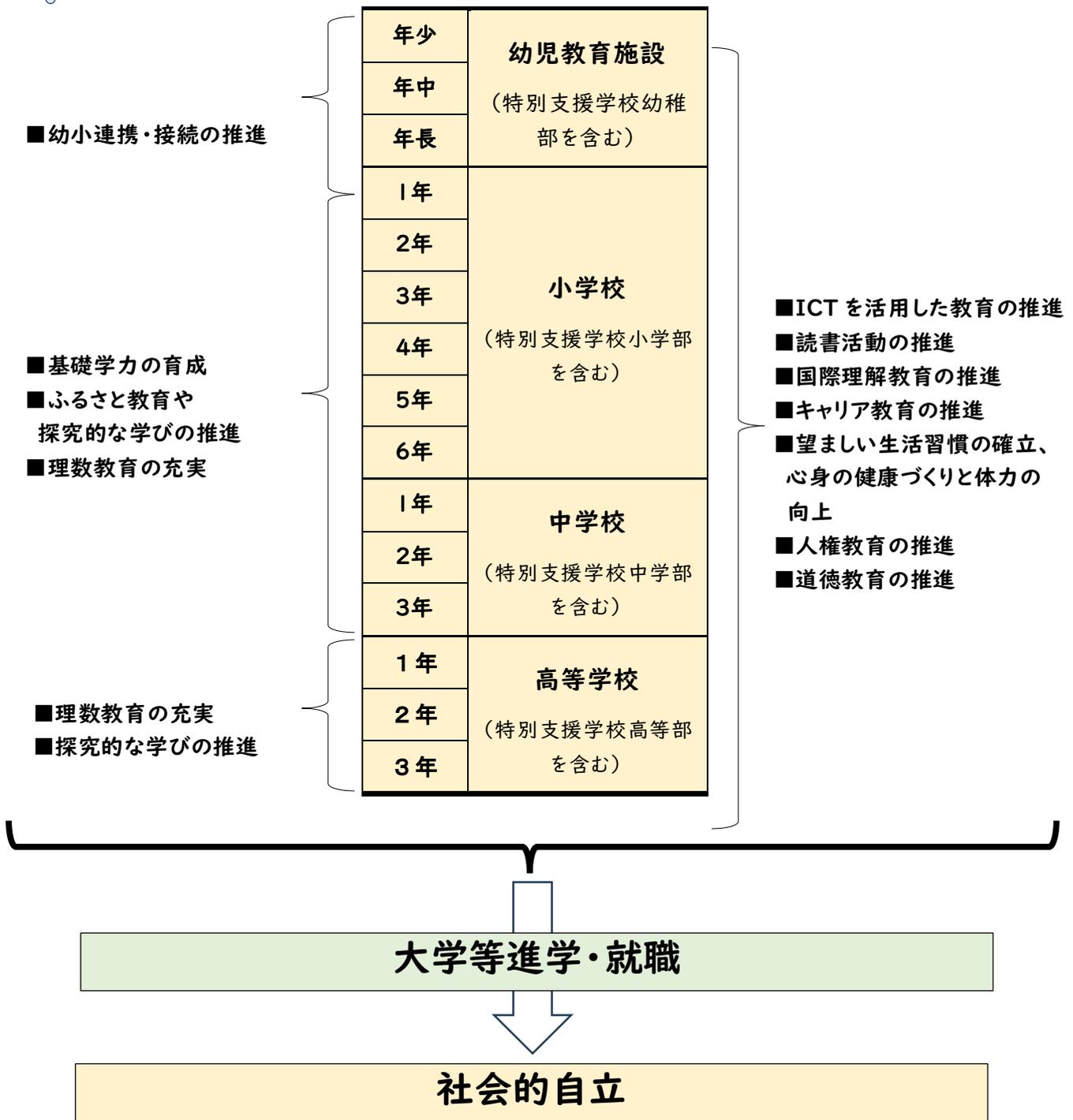
- ・ 働き方改革による子どもと向き合う時間の確保
- ・ 多様で充実した研修機会の確保
- ・ 教職員の人材確保

## 5 基本目標を実現するための具体的施策と主な取組

基本目標を実現するため、島根県教育委員会は、市町村教育委員会をはじめ、学校・家庭・地域と連携・協働して、次の4つの柱により具体的な施策を推進する。

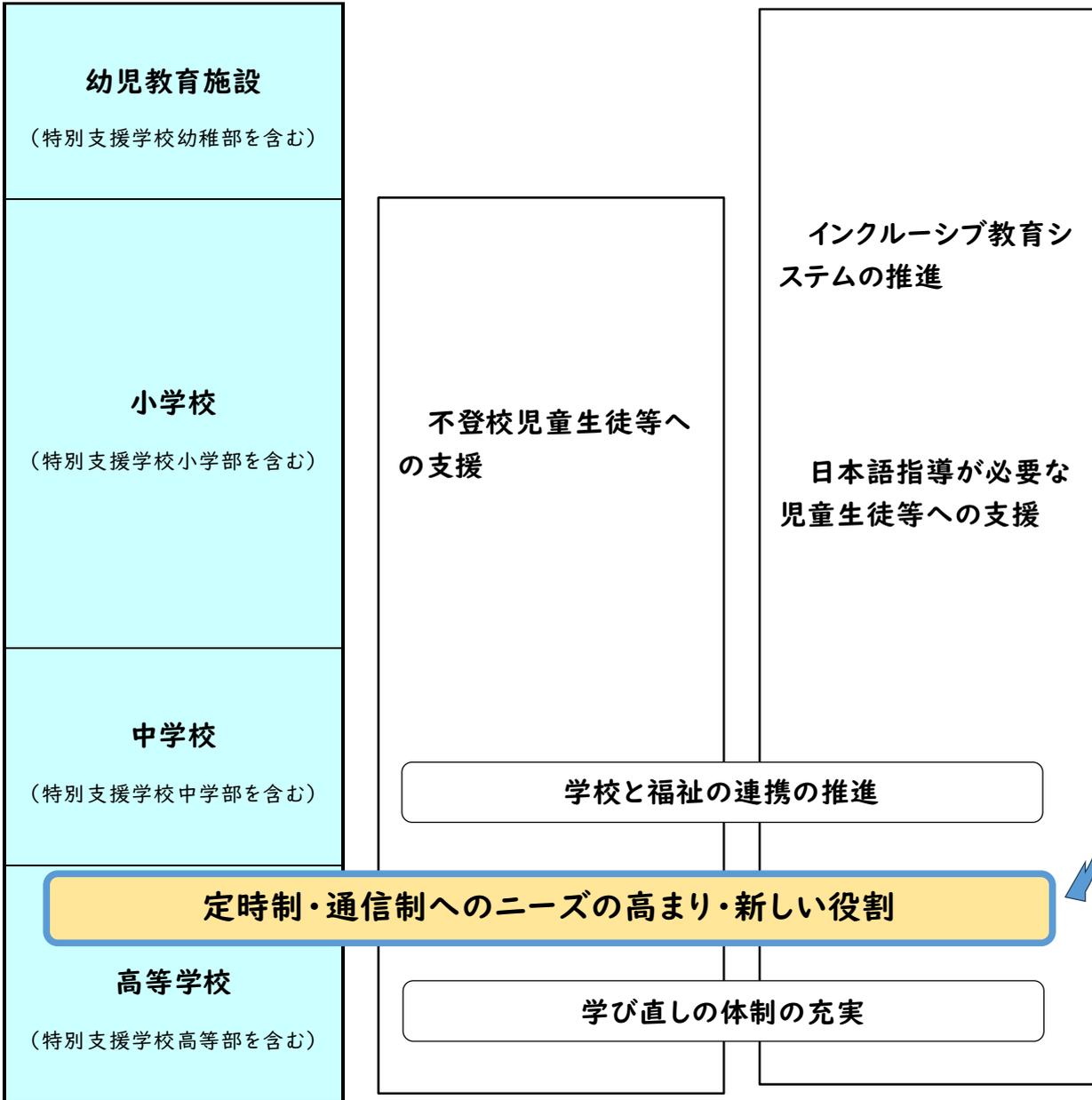
- (1) 発達の段階に応じた学力の育成
- (2) 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援
- (3) 地域との協働による学びの充実
- (4) 教育の基盤となる環境の整備と充実

### (1) 発達の段階に応じた学力の育成



(2) 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援

教育上の配慮が必要な子どもの増加・ニーズの多様化



大学等進学・就職

社会的自立

### (3) 地域との協働による学びの充実

地域との連携・協議の推進

地域を担う人づくり

社会教育における学びの充実

家庭教育支援の推進

体験活動の充実



(EIOS のしまね教育振興ビジョン 二次元コード)

<https://eio-shimane.jp/educational-shimane/685>

(EIOS のしまね教育振興ビジョン ページにリンク)

### (4) 教育の基盤となる環境の整備と充実

学びを支える指導体制の充実

教職員の人材育成

働き方改革の推進

学校危機管理体制の充実

学校施設の環境改善の推進

部活動の地域連携・地域移行

図書館サービスの充実

文化財の保存・継承と活用

私立学校への支援

## 6 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開

### (1) 学校の役割

子どもたちの成長を軸にした学校と地域との連携・協働は、住民一人ひとりの活躍の場の創出や、地域文化を守っていく活力を生み出すことにつながっている。

学校は、子どもたちの学びや成長を保障する役割に加え、社会資源として地域や地域住民の社会生活の核にもなっており、その役割は大きくなっている。

### (2) 家庭との連携

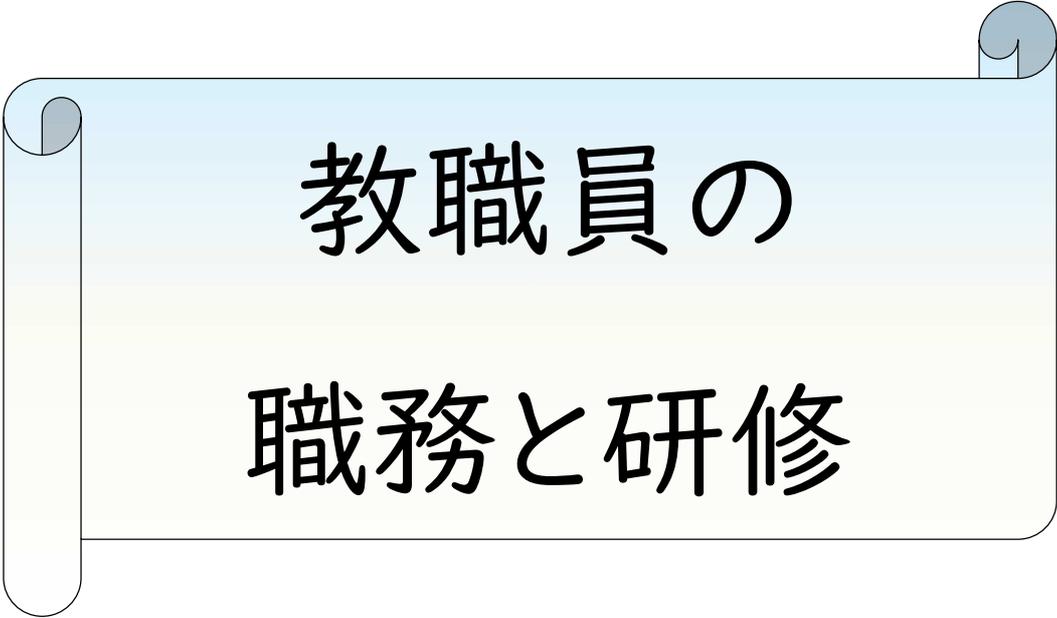
家庭教育は全ての教育の出発点であるが、核家族化が進むなど家庭環境やライフスタイルが多様化していく中で、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において、子育てに関する気づきの場や、保護者同士のつながりづくりの場などを提供していくことが必要となってきた。

また、教職員が、日々、教育に対する使命感や深い理解と愛情により子どもたちの成長を支えている姿を保護者に理解していただけるよう、学校と家庭が連携していくことが重要である。

### (3) 地域との協働

学校運営協議会の充実と、地域学校協働活動や高校魅力化コンソーシアムの協働体制における取組が一体となって推進されることにより、学校と地域の方々が、地域の子どもたちにどのように育ってほしいのか、何を実現していくのかといった目標やビジョンを共有し、「地域とともにある学校」の実現に向けた取組を進める。

# 第2章



## 教職員の 職務と研修

# I 教職員に求められる資質能力

教職員として求められる基本的な資質能力は、普遍的でいつの時代にも求められるものと、時代の変化に対応してその時代ごとに求められるものがある。社会の変化や時代のニーズに応える学校教育の実現には、教職員の職務に応じた資質能力の向上が不可欠である。職務に関わる専門的知識・技能の他、複雑化・多様化する課題に対応するための実践的指導力の向上を図るためには、常に探究心を持ち自主的に学び続ける力が求められている。また、学校組織の一員としてのコミュニケーション能力、他者と連携・協働する力も大切である。

## 島根県の教職員として求められる基本的な資質能力

- 豊かな人間性と職務に対する使命感
- 子どもの発達への支援に対する理解と対応
- 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度
- 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力
- よりよい社会をつくるための意欲・能力

### 1 豊かな人間性と職務に対する使命感

子どもたちの教育に直接携わる教職員には、生命尊重・人権尊重の精神はもとより、教育的愛情、総合的な人間性、幅広い視野・知識、多様な価値観を尊重する態度、自己評価能力、豊かな感性を身に付けていることが極めて大切である。また、当然ながら、教職員としての職務に対する使命感や責任感、探究心を持ち学び続ける意識と自律的に学ぶ姿勢、そして求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことができる力、更には服従規律と法令遵守の意識が不可欠である。ふるさとを愛し、地域を担う人材を育成するという観点からは、教職員自らがふるさとを愛する気持ちをもつとともに、島根県や学校が所在する地域の自然・歴史・伝統・文化をよく理解し、地域の「ひと・もの・こと」を積極的に活用する態度もまた大切である。

### 2 子どもの発達への支援に対する理解と対応

いじめ、不登校、問題行動等、様々な行動の内に潜む子どもの微かな心の動きに対し、教職員は子どもを共感的に理解できる観察力や感受性ととも、行動と背景についての洞察力、個に応じた指導力や集団を理解する力が求められる。そこで教職員は、子どもの心の動きを的確に理解し、発達の段階に応じた成長を支援するため、カウンセリングをはじめ、様々な子ども理解の手法についての知識や技法を身に付ける必要がある。また、全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けることも必要である。そして、障がいのあるすべての子どもに対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、学習上及び生活上の困難を適切に把握し、その改善・克服のための共通理解とインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた子どもへの対応力をもつことが大切である。

### 3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度

学校教育においては、教科指導の占める割合は大きく、教員は教科や教職に関する高度な専門的知識や実践的指導力をもつとともに、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現に必要な力、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究及び学習評価の改善・充実に必要な力、新たな学びや教育課題（道徳教育、小学校における外国語教育、ICTの活用等）に対応できる力量、へき地・複式教育の指導に関する知識・技能を身に付けることが大切である。

ICTや情報の利活用については、一人一人の教職員が学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行うことや、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することが求められる。

学校事務職員は、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職として、その専門性を生かして、主体的・積極的に学校運営に参画することが必要不可欠なものとなっている。経験年数や市町村等の実情を踏まえながら、校内企画会や学校評価委員会、学校運営委員会等に積極的に参画し、諸制度や予算等の専門的な視点からの提言・サポートをしていく役割が一層、期待されている。

### 4 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力

学校組織マネジメントとは、学校の有している能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく過程（活動）である。学校組織の一員として、学校教育目標に沿った自己目標を立ててその達成に取り組み、学校の課題に対しては企画力や調整力を発揮し、教育活動を円滑に進めることができる能力が求められる。またチームの一員として、コミュニケーション能力を向上させ、先輩や同僚から学び、後進を支援するなど、他者と連携・協働する力を身に付ける必要がある。

### 5 よりよい社会をつくるための意欲・能力

「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を持ち、地域社会と学校が協働して取り組むことが必要である。そのためには、自身が地域貢献に対する意欲を持ち、地域の人的・物的資源を活用したり、学校教育活動と効果的に結び付けたりすることができる能力が必要である。また、現実の社会と地域との関わりを意識しながら、子ども同士が議論をしたり、合意形成を図ったりできるようファシリテートする力も必要である。

#### 【参考資料】

島根県公立学校教育職員人材育成基本方針（令和6年4月改定）

- ・教諭等の育成指標
- ・管理職等の育成指標

島根県公立学校小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針（令和6年2月改定）

- ・学校事務職員の育成指標



（学校企画課の該当ページにリンク）

## 2 教職員としての心構え

### 1 やりがいのある教職員のつとめ

自分の身近なところに子どもたちの息吹を感じながら教職員としての仕事ができることはすばらしいことである。いくつもの瞳が、自分を待ち望んでいてくれるような職場は、そうどこにもあるものではない。

日々の授業の進め方、生徒指導上の複雑な問題など、教職員の毎日は多忙で悩みも多い。それにもかかわらず、それが喜びや生きがいになっていくところに教職のすばらしさがある。

日頃あまり発言しない子どもが発表したり、授業で目を輝かせたりしたとき、また、子どもと本当にうちとけて語り合うことができたときなど、教職員はやりがいを感じるのである。

### 2 学び続ける教職員

子どもたちはもちろんのこと、保護者、地域は教職員に対して期待を抱いている。子どもにとって、日々に共に過ごす教職員の影響ははかり知れないものがある。自分の言動が子どもたちの人格形成に関わるとなると、改めてその職責の重さに身が引き締まる思いである。どんなに優れた教職員でも完璧な人間であるわけではないが、この責任の重さを感じるとき、教職員は自分の良心にかけて自己形成（研修）に努めていこうという気持ちになる。

学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、探究心をもちつつ自律的・継続的に知識・技能を学び続けるからこそ、子ども一人一人の学びを最大限に引き出すことができる。共に伸びようとする者のみが子どもたちに最もよい影響を与え、保護者・地域からの信頼を得ることができるのである。

### 3 授業づくりに励む教師

教師にとって授業はその職の中心に位置付けられ、だれもが「よい授業」を実践したいという強い願いをもっている。ただし、子どもたちは多様であり、指導案どおりにはいかないことも決してめずらしいことではない。授業の主役は教師ではなく、あくまでも子どもたちである。子どもたちが学習意欲を高め、資質・能力を身に付けていくにはどうすればよいかを求め、絶えず子ども理解に努めながら、教材研究、授業実践を積んでいきたいものである。

### 4 教育環境を整える教職員

教職員の日々の行動をはじめとして、授業以外の要素が、子どもたちに大きな影響を及ぼしている。教室をはじめ、校内の整理・整頓、掲示物の配置や内容はもちろん、教職員の服装、言葉遣い、話しぶりは教職員の人柄をそのまま表すものであり、子どもたちの最も身近な教育環境として重要な役割をもっている。

とりわけ、常にコミュニケーションの手段として用いる教職員の「言葉」については、日頃から研鑽を積み重ねていく心掛けが必要である。

## 5 子どもの発達を支える教職員

子どもたちは、多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、学ぶこと、生きること、働くことなどの価値や課題を見だし、自らの生き方や人生の目標を徐々に明確にしていく。教職員には、子どもたちの主体的な選択・決定を促し、子どもたちの自己指導能力を育てていくことが求められている。

そのためには、子どもたち全体に対して必要な指導や支援を行うだけでなく、一人一人が抱える課題に、個別に丁寧に対応することが欠かせない。子どもたち一人一人の発達を支えていくという心構えを常にもち続けたい。

## 6 先輩や同僚に学ぶ素直さ

授業の進め方、学級経営、分掌業務などが思うようにいかないときがある。その時は先輩や同僚に相談することを心がけたい。豊富な体験から有益な助言を得ることができればだけでなく、相談された側にとっても貴重な財産となる。また、相談しようとする相手がたとえ後輩だとしても、教えられることは少なくないはずである。あらゆる立場の人たちからの助言に素直に耳を傾け、自らの実践を改善していきたい。

## 7 地域社会とともに子どもを育む教職員

教職員はともすると、教職員という立場のみでものを見たり考えたりしがちである。しかしながら、子どもたちは学校のみで育つものではない。教職員は地域の人々と交わり、地域の活動にも可能な限り参加して視野を広めたいものである。

現行学習指導要領の柱として「社会に開かれた教育課程」が挙げられる。その実現のためには、地域社会に何かを「してもらおう」だけでなく、「学校は地域社会のために何ができるか」という視点を持ち、その実現に向けて歩もうとする姿勢が重要である。このことではじめて地域社会の信頼を得ることができ、地域の人材の協力を得たり、地域の産業、伝統文化、自然環境等を生かした教育活動が開けてきたりする。

## 8 組織の一員としての教職員

学校が直面する様々な教育課題を克服するためには、個々の教職員が個別に教育活動に取り組むのではなく、組織として教育活動に取り組む必要がある。

そのためには、すべての教職員が学校教育目標をよく理解して共有することや、教職員がお互いに気軽に話ができる、困ったときに相談に乗る、改善策や打開策を親身に考える等の受容的・支持的・相互扶助的人間関係の形成が欠かせない。組織的かつ効果的に教育活動を実践するには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤となる。

また、教職員自らが学校教育目標に基づいた自己目標をもち、折々に自らの実践を振り返ることによって自己の取組の改善を図り続ける姿勢が必要である。

## 3 教職員と研修

### 1 研修の意義

児童生徒は、教職員の指導力や情熱を敏感に見抜くものである。平素の学習指導や生徒指導上の問題の解決等に真剣に取り組んでいる教職員の姿が、児童生徒に及ぼす影響は極めて大きい。

教育公務員は、次に示す通り一般公務員よりも強く研修の義務と権利が定められている。

○教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

【教育公務員特例法第 21 条】

○教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。【同第 22 条】

○教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。  
【同第 22 条第 2 項】

上の第 22 条第 2 項により、教員は研修を行う場合、職務専念義務（地方公務員法第 35 条）を免除される。

また、次のように法律で定められた研修があり、該当者に対して必ず実施されなければならないことになっている。

○公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その採用の日から 1 年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項において「初任者研修」という。）を実施しなければならない。【教育公務員特例法第 23 条】

○公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（次項において「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。【同第 24 条】

○公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。【同第 25 条】

さらに、中央教育審議会の「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」(令和 4 年 12 月)では、子どもたちの学び(授業観・学習観)とともに教師自身の学び(研修観)を転換し、「新たな教師の学びの姿」(個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」)を実現することの必要性が述べられており、その具体が次のように示されている。

◆変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」

◆求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」

◆新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」

◆他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

(本県の教職員として求められる基本的な資質能力については、P9「教職員に求められる資質能力」を参照。)

## 2 人材育成の機会

教職員の資質向上を図るための機会は様々である。人材育成の手段として、次の3つが挙げられる。

### (1) 校外研修(Off-JT「Off the Job Training」)

一般的な「集合型研修」のイメージであり、通常、あるテーマを設定して、講師やファシリテーターなどが中心となって行う講義や演習等を通して、研修のために集まった参加者が知識を習得したり、理解を深めたりする活動である。

### (2) 校内人材育成(OJT「On the Job Training」)

校内における研修並びに管理職等による指導、同僚間による学び合い、教え合い等を通して職務遂行に必要な資質能力の向上を図ることである。会議資料の作成、業務に関する他者への相談などもこれに含まれる。

教員に対してのアンケート調査や先行研究では、力量形成の契機として「校内の優れた先輩や指導者との出会い」「研究校への赴任」「研究授業」「教育実践上の経験」などが挙げられており、これらの契機のほとんどは学校内で提供されるものである。

すなわち、教職員の資質能力向上に最も影響を与える機会は、校内人材育成であると言ってよい。

### (3) 自己啓発(SD「Self Development」)

教職員が課題意識を持って、様々な研修や研鑽に自ら励むことを示している。

教科における指導法の研究、研究会や学会等への参加、島根県教育センターや独立行政法人教職員支援機構(NITS)、国立特別支援教育総合研究所(NISE)等が提供しているオンデマンド型研修の活用、文献を読んだりすることなどが当てはまる。

以上の3つの要素が相互に関連して、教職員の人材育成は図られている。これらの機会を積極的にバランスよく機能させ、校長と対話しながら自ら研修を深めることが求められている。「新たな教師の学びの姿」の実現を目指して、教師自身が新たな領域の専門性を身に付けるなど、全教職員に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて強みを伸ばすことが求められている。

## 3 研修の種類

「島根県教職員研修計画」では、県教育委員会が行う研修を次のように位置づけている。

<b>教職経験年数に応じた研修</b>	教職員研修の基幹として、教職員としての生涯にわたる研究と修養の観点にたち、教職経験年数に応じて、専門職としての職務遂行に必要な知識・技能・態度を習得させるために行う新任教職員研修(初任者研修及び新規採用教職員研修)、フォローアップ研修及び教職経験者研修。
<b>管理職等研修</b>	各学校の管理職等に対し、経験年数に応じた学校運営上必要な知識・技能の習得及び自覚の向上等を目的として行う研修。
<b>職務研修</b>	職務遂行上必要な知識・技能の習得や校内のリーダーとしての自覚の向上等を目的として、職務や分掌上の校務に応じて行う研修。
<b>テーマ研修</b>	社会の変化に対応するための教育課題や、県教育委員会の喫緊の課題を解決するために行う研修。
<b>能力開発講座</b>	社会の変化に対応した教育を行うために、教職員が自発的に参加し、資質能力の向上を図る研修。

その他、県教育委員会が参加者を指定したり推薦したりする派遣研修や、学校や教育研究団体・市町村教育委員会等が実施する研修など、さまざまな形態で行われている。それぞれ自己の研修の目的を明確にして、積極的かつ意欲的に研修に臨むことが大切である。

## 第3章

# 学校の教育活動の 計画と組織運営

# I 教育課程

## 1 教育課程の捉え方

「教育課程」は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

各学校は、自校の教育によってどのような児童生徒を育成しようとするのかを示す学校教育目標を明確に設定し、その具現化を目指して教育効果の高い教育課程を編成することが大切である。また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、編成の基本方針を家庭や地域と共有することが必要である。

## 2 学習指導要領

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、学校教育法等の法令に基づき各教科の目標や内容を文部科学大臣が告示として定めているものであり、法的拘束力がある。

学習指導要領には、小・中学校等の義務教育諸学校においてすべての児童生徒が学ぶ内容と学び方が、高等学校等については該当科目を履修するすべての生徒が学ぶ内容と学び方が、それぞれ示されている。各学校においては、まずは児童生徒に学習指導要領の各教科等及び各学年等に示された内容の確実な定着を図ることが求められる。各学校は、この指導を十分に行った上で、特に必要がある場合には、児童生徒の実態に応じ、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することができる。

現行の学習指導要領は、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面実施され、高等学校等においても令和4年度から年次進行で実施された。また、特別支援学校においても、平成29年に幼稚部及び小学部・中学部について、平成31年に高等部についてそれぞれ改訂告示が公示されている。教育課程の円滑かつ確実な実施に向け、趣旨の理解に努めることが必要である。

## 3 教育課程の編成・実施に当たって

しまね教育振興ビジョンは、令和7年度から5年間の教育方針を定めたものであり、「すべての子どもが学びの主人公」「実体験に根ざした本物の教育」「挑戦心、探究心が育つ学びの環境」を基本目標としている。育てたい資質・能力を「学びの土台をなす人間力」「学びの中核をなす学力」「学びを展開する社会力」とし、具体的に15の力を掲げている。

しまね教育振興ビジョンで示す「学びの中核をなす学力」を具体的に推進するため、令和7年3月に第2期しまねの学力育成推進プランが策定された。教育課程の編成・実施に当たっては、学習指導要領および解説、しまね教育振興ビジョンをはじめ、以下の参考資料等を踏まえることが大切である。

### 【参考資料】

- 島根県教育委員会 発行
  - 「令和8年度 各教科等の指導の重点」(令和8年)
  - 「小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引」(平成30年)
  - 「高等学校 教育課程編成の手引」(令和元年)
  - 「特別支援教育 教育課程編成の手引き」(令和2年)
- 国立教育政策研究所 発行
  - 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」
    - 【小学校編】【中学校編】(令和2年)【高等学校編】(令和3年)
  - 「学習評価の在り方ハンドブック」【小・中学校編】【高等学校編】(令和元年)
  - 「特別活動指導資料」【小学校編】(平成30年)【中学校・高等学校編】(令和5年)
- 文部科学省 発行
  - 「特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料」(令和2年)
  - 「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のための参考資料」(令和7年)

参考資料は下記の二次元コード先に集約しておりますのでご利用ください。

EIOS 内  
教育課程の編成  
へのリンク



## 2 児童（生徒）指導要録と通信票

### 1 児童（生徒）指導要録

児童（生徒）指導要録（以下「指導要録」という。）は、学校が備え付けなければならない表簿の1つで、校長が作成義務を負っている。児童（生徒）の学籍と指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿であり、各学校で学習評価を計画的に進めていくうえで重要な表簿である。したがって、その作成や取扱いに当たっては、特に慎重を期さなければならない。

#### ① 証明機能

指導要録は、社会的・公共的性格をもつ法的な学籍の証明であり、入学・転学・卒業等の証明機能をもっている。

#### ② 指導機能

指導要録は、担任する児童（生徒）の学業・性格・行動等について、過去の情報を得て指導の効果をあげるとともに、現在の評価情報を累加記録し、その児童（生徒）に対する将来の指導の効果を高めるという機能をもっている。

#### ③ 記入・取扱いの留意点

ア 指導要録は、重要な公簿なので、適切な記入時期に正確な資料に基づき、厳正に吟味し、明確に記入すること。

イ 電子化する場合には、以下の事項にも留意する必要があること。

(a) 内容の真正性の確保のため、電子署名などを活用する手法、内容の機密性の確保のため、表簿のデータへのパスワード設定や暗号化する手法、又はそれらを組み合わせる手法など、様々なものが考えられること。

(b) あらかじめ学校におけるセキュリティポリシーに必要な事項を定め、教職員間で共有しておくことが重要であること。

ウ 部外秘として慎重に取り扱い、外部からの問い合わせに対しては守秘義務に留意し、管理職が対応することが望ましい。

エ 指導要録及び転入学の際送付を受けた写しのうち、様式1（学籍に関する記録）は20年間、様式2（指導に関する記録）は5年間保存し、保存期間終了後は適切に廃棄する。

### 2 通信票

通信票（通知表・連絡票など）は、法定表簿ではなく、児童（生徒）の平素の学習状況やその結果、生活の様子などの状況を定期的に保護者に伝え、学校と家庭との連携協力に役立てようとするものである。したがって、指導要録とはその性格や機能が異なっており、指導要録の内容を通信票にそのまま書き写すことは望ましくない。

通信票は、学校によってその様式や内容はさまざまであるが、児童（生徒）への指導や家庭との連絡の重要な資料となるものであり、児童（生徒）や家庭の関心は大変高い。そのため、適切かつ効果的な情報提供が必要であり、記入に当たっては、次のような点に留意する必要がある。

① 児童（生徒）に対する励ましや、児童（生徒）や保護者が希望をもつような記述であること。

② 個人のよさや能力の可能性を見いだすような表現を工夫すること。

③ 所見は、教科の評価のみにとらわれず、さまざまな観点から記述するようにすること。

④ 記載内容は、家庭における指導の手がかりにもなるよう心がけること。

⑤ 専門的な用語を避け、簡潔で理解しやすい表現を用いること。

⑥ 記述した事柄については、その根拠が示せるようにしておくこと。

## 3 学級経営

### I 学級経営の基本

「しまね教育振興ビジョン」には、「島根らしい魅力ある教育の推進」として、「お互いの個性や多様性を認め合い、励まし合い、支え合いながら、子どもたち自身が、『自分が誰かのたからもの』であり、『誰もが自分のたからもの』であると思えるような教育を展開」と明言されている。さらに、基本目標の一つに「すべての子どもが学びの主人公 ～一人ひとりを尊重する学校～」を掲げている。

小中学校学習指導要領総則（以下総則）では、学校は、「児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場」で、「児童生徒が自分の特徴に気づき、よい所を伸ばし、自己肯定感をもちながら、日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要である」と記している。また、児童生徒が、学級を学習・学校生活の基盤となる集団と位置付けるためには、「教師と児童（生徒）との信頼関係及び児童（生徒）相互のよりよい人間関係を育てる」ことが大切だとし、「日頃から学級経営の充実を図ること」を教師に求めている。

上記のことをふまえて、学級経営を行ううえで重要な視点を以下に述べる。

#### (1) 児童生徒理解

児童生徒理解は生徒指導の基本である。生徒指導提要が述べるように、心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要である。とりわけ、学級・ホームルーム担任（以下、学級担任とする）の日頃のきめ細かい観察力が、指導・援助の成否を大きく左右することは言うまでもない。一方、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野と、養護教諭やSC及びSWなどの専門的な立場からの情報を収集することも必要である。また、アンケートQ-Uなどの客観的な理解も有効となる。

なお、児童生徒を尊重し、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解から始める教育相談も児童生徒理解には欠かせないことである。定期で行う決められた教育相談ばかりではなく、授業中や休憩などの日常生活においてもその姿勢は必要である。

目立つ言動に目をとられず、その背景にある児童生徒の願いや思い、生い立ちや特性などまで注視した児童生徒理解を心がけることが重要である。

#### (2) 集団指導と個別指導

集団指導と個別指導について生徒指導提要では、「集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、児童生徒の力を最大限に伸ばし、児童生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けることができるようにする」ことが大切であると述べている。加えて、これからの日本型教育では、共生社会の実現のためのインクルーシブ教育システムの推進や、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な取組など、「個別化」と「協働化」のバランスが重要となってくる。

集団指導について生徒指導提要では、「社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図り」、「①安心して生活できる②個性を発揮できる

③自己決定の機会を持てる」など9つのことを基盤とした集団づくりを行うように工夫することが必要であると述べている。特に、安心を基盤とした集団づくりは「教育振興基本計画（令和5年6月）」のコンセプトである「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現するうえでも重視すべきであり、児童生徒の誰一人さえも見過ごしてはならない要素である。

多様化する児童生徒等に対する集団を離れた個別な指導も必要であるが、集団で一斉に活動している場合において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮する個別指導も大切にしていきたい。集団になじめない、人間関係に悩みをもつ児童生徒が少なくない中、学級の実態に応じて、ガイダンスという観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関する情報提供や、場合によっては、社会性の発達を支援するプログラム（ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモショナル・ラーニング等）などの実施が有効である。

### (3) 家庭との連携

一人一人の児童生徒が学校生活において学力や社会性を伸ばしたり、個々のもつ課題を自ら解決したりして成長していくためには、家庭との連携が不可欠である。保護者が、学校や学級担任に対してどのような支援や指導を期待し、どのような成長を願っているのか等、保護者の思いや願いを受け止めた上で、学校教育に対する関心や理解が深まるように工夫する必要がある。日頃から関係づくりに努め、基盤となる信頼関係や協力関係を築いていくことが大切である。

また、生徒指導上の事案や事故等の問題が発生した際は、早期に対応を検討し、保護者の思いを受け止めながら誠意をもって対応することが大切である。担任個人の判断で対応することがないようし、学年部や校内組織で情報共有と対応についての検討を行っていく必要がある。

#### ①保護者との信頼関係の構築

多様で急激な変化がみられる社会において、児童生徒の教育的ニーズに応える指導・支援のためには、保護者と信頼関係を築き、児童生徒を取り巻くチームとして協力していく必要性が高まっている。例えば、児童生徒の「成育歴」「生活習慣」「家庭学習の状況」「交友の状況」「遊びの傾向」等、教育上参考になることがらや配慮を要することがらについて、話していただける範囲で把握に努めることも重要である。

また、授業公開や学級通信、通知表などにより、学校及び学級経営や基本的な生活習慣についての理解や協力を求めることも必要である。

#### ②学級通信、授業公開、保護者懇談

学級通信や授業公開、保護者懇談は、学校や学級担任の考えを理解してもらう大切な機会であり、以下の点に留意しながら進めていく必要がある。

○授業の様子や学級の状況がよく伝わるように児童生徒の作品や発言・感想など具体的な姿を示す。さらに、授業や学級の状況と学校及び学級経営の方針とを照らし合わせて伝えるように心がける。

○多様な価値観を尊重しつつ、児童生徒の生涯にわたっての人格形成に必要な事項（例えば、基本的な生活習慣や学び、SNSをはじめとしたメディア接触など）についての理解や協力を求める工夫をする。

○懇談会においては、保護者同士が安心して語り合える話題提供や雰囲気づくりを心がける。

○欠席した保護者には、授業公開や懇談会の概要を伝えるようにする。

### ③個別の連絡及び訪問

問題が発生したときだけでなく、日頃から児童生徒の取組や良さについても積極的に情報を発信し、保護者とよりよい関係を築くよう努めることが大切である。連絡帳等での書面での連絡は、児童生徒も見る可能性があること、後々まで残ること、業間の読み取りから誤解を招きやすいことを踏まえ、より慎重にする必要がある。

状況に応じて家庭訪問を行う際には、学校に対する保護者の願いや考えを丁寧に聞くとともに真摯に受け入れることで、保護者との信頼関係を深めることが重要である。また、訪問する時間帯や人数など、保護者の立場に立った適切な方法を学年部や管理職と相談して決めることも大切である。

## 2 学級経営取組のための基盤

1で述べた視点を大切にして学級経営を円滑に行うためには、一年又は卒業までを見越した計画性をもつことと、日々の学級に関する業務を適切に行うことが必要となる。目に見えないことであるが、以下のことを学級経営の基盤とし、授業や生徒指導と同様の重要な業務として扱うことが望ましい。

### (1) 学級経営案の作成

学級経営案は、学校や学年の経営方針を踏まえ、学級担任が作成する学級経営の計画書であると言える。その作成に当たって、学級担任は学級の実態に応じた明確な目標や手立てを設定する等、よりよい学級づくりに向けて、具体的で実践可能な計画にすることが大切である。

加えて、学級経営案は学級経営の方針を示すものであるので、常に活用し、その見直しを図ることが大切である。折にふれ学級の状況について評価し、改善を加えながら学級経営の充実に資することが重要である。

学級経営案を作成するにあたって、学級経営において大切にすべき視点に1で述べたことを踏まえる必要がある。そこで、下記の情報を収集して、多角的・多面的に作成していくことで、より実践可能な計画となる。

学級経営案を作成するための資料収集

- ①学校の経営方針（教育目標・経営方針・経営の重点 等）
- ②学校の教育計画（教育課程・年間行事計画・年間指導計画 等）

### ③児童生徒の実態

- 指導要録や健康診断票等から、各教科及び特別活動等の学習の様子、性格・行動の様子、健康の状態・出欠の状況等を把握する。
- 日常の観察や日記等から、児童生徒の内面や人間関係等の変化に気を配る。
- 保護者との面談等から、児童生徒の家庭・地域社会における様子を把握する。
- 特別な配慮を必要とする児童生徒に対しては、個別の教育支援計画や個別の指導計画等による情報を把握する。不登校及び不登校傾向の児童生徒に対しても同様である。

### (2) 整えられた教室環境

教室は、児童生徒にとって毎日の生活の場であり、望ましい生活習慣の確立、学習意欲の喚起、情緒の安定等に大きく影響する場所である。学級担任は、さまざまな視点をもって教室環境の整備

に努めたい。

- ①学習と生活の場としての教室環境
- ②安全と健康に配慮された心の安らく教室環境
- ③創造性を刺激し楽しさの満ちあふれる教室環境

### (3) 迅速・的確な学級事務処理

学級事務の内容は ①公簿の記入整理と保管（指導要録・出席簿・健康診断票等） ②報告文書の処理 ③学級備品の管理 ④学級会計 ⑤指導事務（学級経営案・週案等）など、多岐にわたる。それらの事務処理にあたっては合理化・能率化を図るための工夫をする。また、会計事務など、金銭の取り扱いは適正に行い、教員としての信用を失う行為があってはならない。

### (4) 日常生活における指導及び支援

日常生活における常時的な活動においても、学級経営の方針に従い、個々の児童生徒が自他を尊重し、集団（学校・学級）の一員であることを自覚しながら、自己肯定感・有用感を高めるように指導・支援していく必要がある。

そのためには、そうした活動の目的の共有化、めざす姿を児童生徒と共に設定したうえで、活動に対しての取組状況を振り返り、改善を図るなど、児童生徒が責任をもって主体的に参画できるような機会を学級活動等で設定するなど、形骸化しないようにする工夫が必要である。

#### ①朝の会・終わりの会（朝礼・終礼）

朝の会・終わりの会では、必要な連絡事項を伝えたり、生活の指導を行ったりすることに加え、児童生徒の人間関係を深めたり、主体的な活動を育んだりする場としても適しているため、内容や会の進め方については、十分に配慮した上で児童生徒にゆだねることも必要である。

また、朝の会・終わりの会は、学級担任と児童生徒との心の交流のための重要な場でもあり、学級経営上の大切な時間であるという認識をもち、創意工夫し、充実した時間となるよう心がけることが大切である。

#### ②給食

学校給食や食に関する指導・支援は、主として給食時に行うことになるが、必要に応じて学級活動の時間でも取り上げ、栄養教諭等と連携し計画的に実施することが望まれる。

小学校においては、食育の観点を踏まえ、楽しく食事をすること、健康によい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備等望ましい食習慣の形成を図るとともに、望ましい人間関係の形成を図ることを目的として行う。

中学校においては、生徒の実態に即して、小学校における指導・支援を引き継ぎ、基本的な習慣や態度を発展させる。また、健康と食習慣、食事のマナーと楽しさ、バランスのとれた食生活等について指導・支援し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活が営めるようにすることを目的として行う。

#### ③清掃

清掃活動は、児童生徒に教室等の身近な環境の整備に関心をもたせ、清潔で落ち着いた環境をつくる態度と習慣を養うとともに、集団活動を通して、協力・責任・奉仕等の好ましい社会的態度を育成しようとするものである。また、清掃時には担当場所に行き、児童生徒への指導・支援に併せ、ともに活動するなど協働する姿勢を大切にすることで、児童生徒理解をさらに深めることにもつながる。

## 4 学校評価

### 1 学校評価の目的

学校評価は、以下の3つを目的として実施するものであり、これにより子どもたちがより良い学校生活を送ることができるよう、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(「学校評価ガイドライン」〔平成28年改訂〕文部科学省 より抜粋)

### 2 学校評価に関する規定

学校評価については、学校教育法及び学校教育法施行規則に、次のように規定されている。

#### ○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

2 地方公共団体の設置する小学校は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置が、当該地方公共団体の教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第八条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

#### ○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

このことにより、各学校は法令上、以下のように学校評価や情報提供を行うこととなる。

- ① 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること
- ② 保護者などの学校の関係者による評価(「学校関係者評価」)を行うとともに、その結果を公表するよう努めること
- ③ 自己評価・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること

- ④ 学校の教育活動、学校運営の状況に関する情報を、保護者、地域住民等に積極的に提供すること
- ⑤ 学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置を、教育委員会の働き方改革に係る計画に適合するものとする(制限のない業務の積み上がりを防ぐ趣旨)

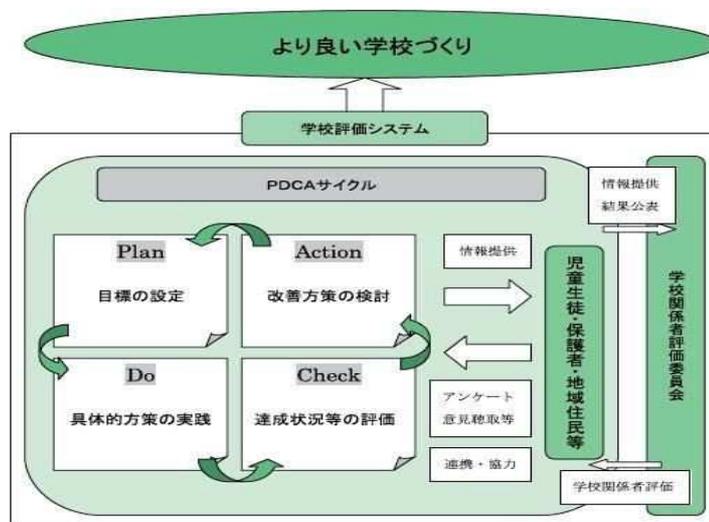
### 3 学校評価の実施手法とPDCAサイクルに基づいた学校評価システム

学校評価は、その実施手法により3つに分類することができる。

- (1) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- (2) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- (3) 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

学校評価の具体的な進め方については、「学校評価ガイドライン」〔平成28年改訂〕(文部科学省 平成28年3月)や「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」(島根県教育委員会 平成20年3月)などの巻末に示す参考資料を参照し、全教職員が関わることができるような組織としての評価システムを確立することが大切である。

学校評価は、PDCAそれぞれの段階が互に関連しながらサイクルとして機能していくことが大切である。また、子どもや保護者、地域住民等の意見を学校の目標や方策に反映させるとともに、学校関係者評価を学校と保護者・地域住民とを結ぶコミュニケーション・ツールとして活用し、保護者、地域住民等と連携協力した学校づくりを推進していくことが重要である。



(図は「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」より抜粋)

### 4 学校評価により期待される取組と効果

- 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。これを踏まえ、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である。
- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、今、学校として組織的に、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

(「学校評価ガイドライン」〔平成28年改訂〕文部科学省 より抜粋)

## 5 学校組織マネジメント

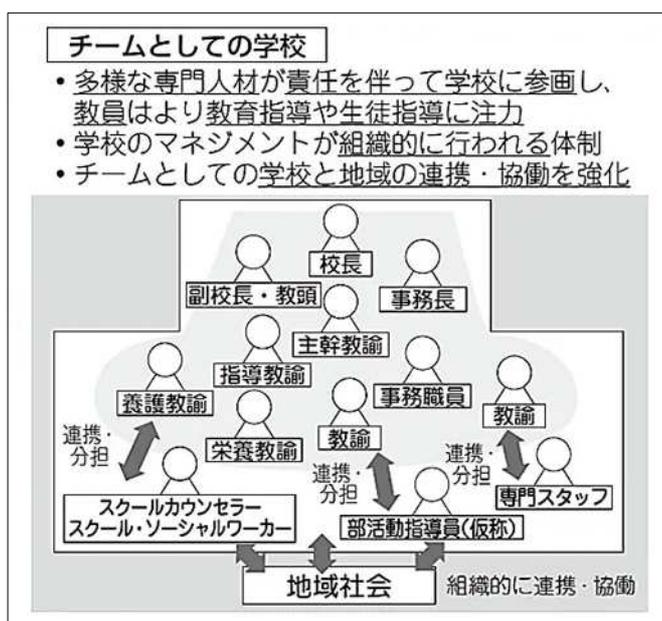
### 1 学校組織マネジメントとは

学校組織マネジメントとは「学校の有している能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく過程（活動）」である。

学校を取り巻く教育課題は日々複雑化・多様化しており、個人の努力だけでは解決に限界があり、教職員が一体となった「協働型」組織への転換が求められている。また、「チームとしての学校」「地域とともにある学校」という学校像が求められる今日、学校だけでなく、学校外も含めたマネジメントによる組織力向上がこれまで以上に必要となってきた。

### 2 学校組織マネジメントの仕組み

- (1) 学校組織マネジメントの目的は、児童生徒の確かな成長を保障することであり、そのために質の高い教育を提供することである。
- (2) (1)の目的達成のために、学校組織マネジメントは単なる学校運営だけでなく、教育課程、生徒指導から人材育成にいたるまで学校運営に影響を与える要素・要因のすべてを対象としている。
- (3) 学校組織マネジメントは、校長・教頭等の管理職だけが取り組むものではなく、全教職員で取り組んでいくべきものである。
- (4) 教職員だけでなく、他の専門性を有した専門スタッフも対象としている。



〔「チームとしての学校」像(イメージ図) 中央教育審議会作業部会事務局作成より抜粋〕

### 3 学校組織マネジメントと他者との連携・協働

- (1) キャリアステージごとに身に付けたい力

「島根県教育職員人材育成基本方針 育成指標」「島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針 育成指標」「学校管理職等育成プログラム 育成指標」参照

- (2) 「チームとしての学校」におけるそれぞれに期待される役割

学校が目指す教育活動の実現のため「チームとしての学校」においては、教職員一人一人が

学校の教育課題や教育目標、カリキュラム等について理解・納得して、自律的に業務に当たる必要がある。そのためにはミドルリーダーの活用が効果的である。管理職には、中堅教職員を若手教職員の指導的立場に立つ教職員として、また次代の学校経営を担うミドルリーダーとして育成していくことが期待されている。さらには、「チームとしての学校」が効率的・効果的に機能していくためには、リーダーによるリーダーシップはもちろんだが、リーダーを支えるフォロワーの役割も重要である。組織を構成する教職員がフォロワーとして学校組織マネジメントへ主体的に参画していくことが大切である。

① フォロワーに期待される役割

- ・組織の目的・目標を理解している
- ・リーダー（上司）の意図を理解している
- ・自分の（得意）能力を把握している
- ・上記3点を踏まえて、自分のすべきことを考え、主体的に行動できる
- ・行動する際に、他のメンバーと協働して業務に当たることができる

② ミドルリーダーに期待される役割

- ・「自分と若手教職員」「自分と管理職」「若手教職員と管理職」などの個人をつなぐこと
- ・個々の活動を組織としての活動として取り組む体制（巻き込み力）の構築
- ・学校内外の環境や状況変化を視野に入れながら、各部門の課題や問題点への気づき
- ・課題や問題解決のために達成の手立ての構築と実践
- ・自分発の情報の創造とその発信

③ 校長に期待される役割

- ・学校や地域の実態を把握し、学校経営ビジョンを提示
- ・学校経営ビジョンの共有化による校内協働体制の構築
- ・多様な専門性を活かした教職員の活用や学校文化（協働文化）の構築
- ・教育的リーダーシップの発揮
- ・学校組織で求められるマネジメント力と組織一般で有効なマネジメント力の獲得
- ・管理職もチームで対応するチームマネジメント力の獲得・向上
- ・保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール等の仕組みの活用による「チームとしての学校」の力の一層の向上を図るマネジメント

学校組織マネジメントにおける過程において、「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」、いわゆるPDCAサイクルを繰り返し回すことは、教職員一人一人の自己目標の達成および教育活動全体の質的な充実につながっていく。同時に、それはチーム内での衝突と葛藤の過程でもあり、コミュニケーションのあり方が目標達成に大きく影響してくる。常に同じ方向に向かって学校教育活動を進めていくためには、時間、メンバー、内容等の工夫をし、意識的に話し合いの場を設定していくことが必要である。また普段の職員室内で大いに授業や児童生徒の話が飛び交う雰囲気づくりも大切である。そうやって一人一人が常に「チーム学校の一員である」という意識を持ち、全教職員で学校組織マネジメントに取り組んでいくことが重要である。

【参考】

採用 10 年目までに学んでおきたい「学校マネジメント研修」テキスト[ダイジェスト版]  
(2013 年3月 (株) 学習調査エデュフロント)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/uneishien/detail/1342336.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1342336.htm)

# 6 カリキュラム・マネジメント

## 1 カリキュラム・マネジメントとは

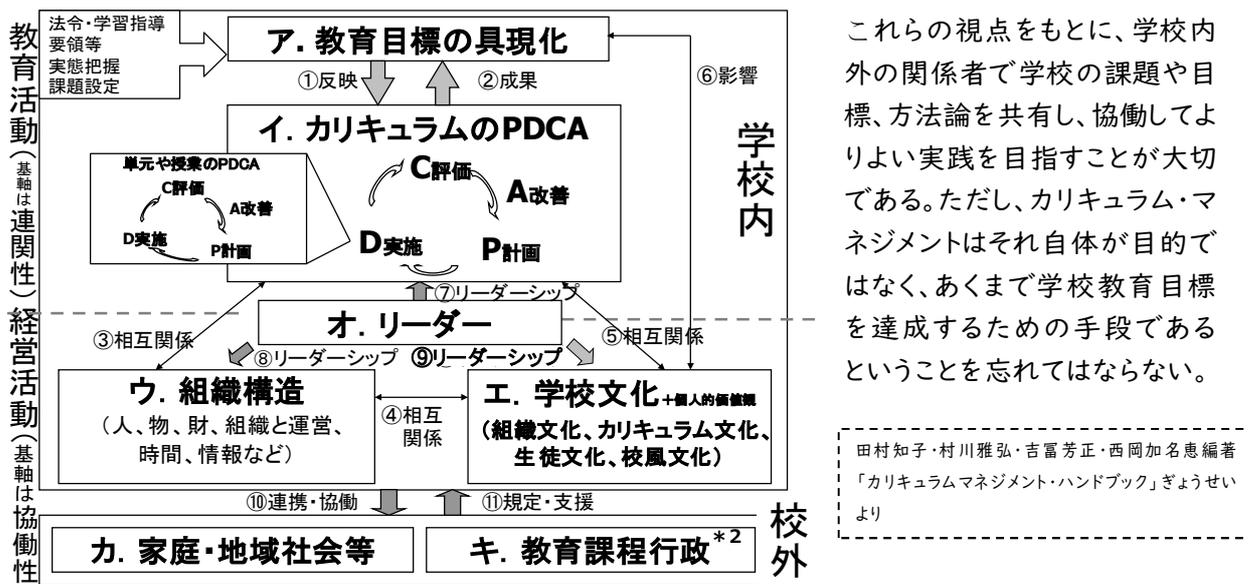
カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、学習指導要領\*1には、三つの側面（以下①～③）から次のように記載されている。（番号及び下線は担当者による）

各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

## 2 カリキュラム・マネジメントの全体像

下の図は、カリキュラム・マネジメントの全体像をモデル化したものである。カリキュラム・マネジメントを進める上で、次の4つの視点が大切である。

- 学校は児童生徒の「どんな成長」を目指し、どこまで実現するのか（図中ア）
- そのためにどんなカリキュラムをつくるのか（図中イ）
- 教職員はどのように協働するのか、組織はどうするのか（図中ウ、エ、オ）
- 保護者、地域住民、行政とはどのように連携・協働するのか（図中カ、キ）



### (1) 図中の要素（ア～キ）について

#### ア 教育目標の具現化

カリキュラム・マネジメントの目的は、各学校の教育目標の具現化である。各学校は、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて、児童生徒のどのような教育的成長を目指すのかを学校教育目標に定める。

#### イ カリキュラムのPDCA

目標を具体化するための具体的な手段（教育の内容・方法）がカリキュラムのPDCAである。目標と手立てを連関させ、常に見直し、よりよいものへ発展させるマネジメントサイクルをつくる。

\*1 小学校及び中学校：学習指導要領（平成29年3月告示）第1章総則第1の4 高等学校：学習指導要領（平成30年3月告示）第1章総則第1款の5  
特別支援学校：幼稚部教育要領（平成29年4月告示）第1章総則第4の1 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）第1章総則第2節の4  
高等部学習指導要領（平成31年2月告示）第1章第2節第1款の5

## ウ 組織構造

組織構造とは、カリキュラムを実際につくり動かしていくために必要な「人(人材育成含む)、物(時間や情報含む)、財、組織と運営」のことである。よりよいカリキュラムのための条件整備活動と捉えることができる。

## エ 学校文化

ここでいう学校文化は、その学校の教職員が共有している組織文化と児童生徒が共有している生徒文化、学校に定着した校風文化の集合である。目に見えにくいものだが、カリキュラムに関わる決定や実施、評価に当たって重要な規定要因である。

## オ リーダー

全教職員が主体的・自律的にマネジメントできるようにするために、リーダーには、教育的リーダーシップ(矢印⑦)や管理・技術的リーダーシップ(矢印⑧)、文化的リーダーシップ(矢印⑨)が求められる。

## カ 家庭・地域社会等

「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、外部関係者との連携は不可欠である。積極的にコミュニケーションを図ることや双方に利益のある関係を構築することが大切である。

## キ 教育課程行政\*2

特色ある学校づくりを行うためにも教育課程行政による支援を積極的に活用していくべきである。

## 3 カリキュラム・マネジメントの充実に向けて

### (1) 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握すること

教育課程は、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して編成されることが必要である。各種調査結果やデータ等に基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握したりした上で、教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

### (2) カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

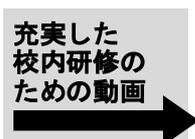
校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うことが必要である。組織的かつ計画的に取り組を進めるためには、カリキュラム・マネジメントに関わる取組を学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な組織や日程を決定していくことが重要となる。

また、教育課程の編成の基本となる学校の経営方針や教育目標を明確にし、家庭や地域とも共有していくことが求められる。

## 4 教育課程の編成や改善に取り組む手順(例)

- (1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
- (2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。
- (3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
- (4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
- (5) 教育課程を編成する。
- (6) 教育課程を評価し改善する。

教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律であるべきではなく、それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである。



「カリキュラム・マネジメント」



「カリキュラム・マネジメント-新学習指導要領これからの授業づくり」



「総論カリキュラム・マネジメント」



独立行政法人教職員支援機構  
校内研修シリーズより

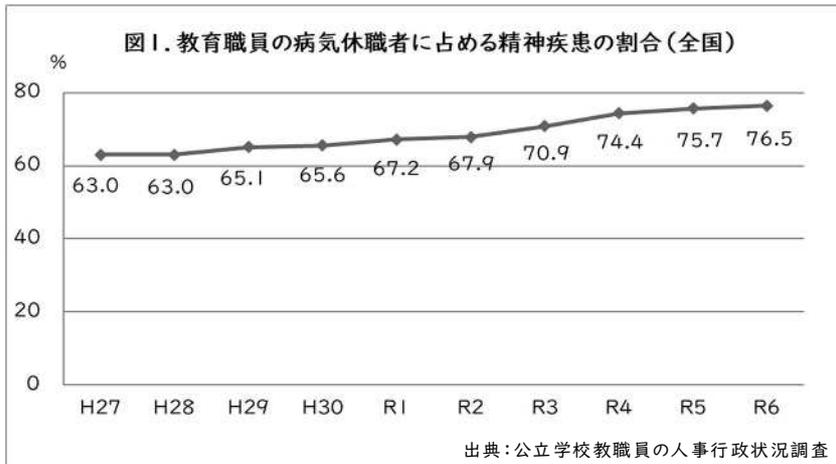
\*2 「キ. 教育課程行政」: 文部科学省や教育委員会を指す。行政からの規制もあるが、予算措置や加配、指導主事の訪問といった支援もあるはずである。学校として、どのような支援が必要なのか明らかにして、積極的に支援を得たい。そのような双方向の関係性を矢印⑩で示している。

## 7 教職員のメンタルヘルス

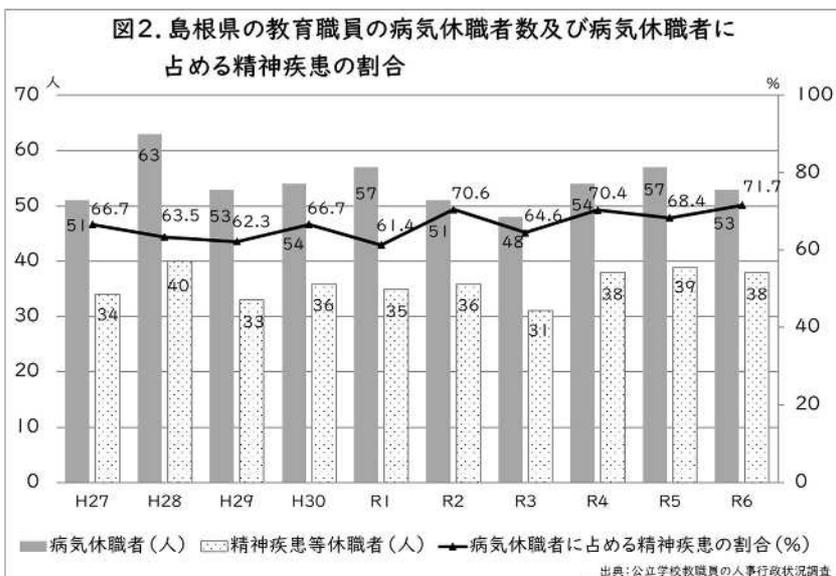
メンタルヘルスとは、「こころの健康」のことである。業務の困難化や多忙化等でストレスを感じる人が多い中で、教職員が心身ともに健康で教育に携わることが重要である。

教職員一人一人がストレスや心の健康について理解し対処するとともに、組織として取り組む必要がある。

### 1 教職員のメンタルヘルスの現状と課題



公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)によると図1のとおり教育職員の病気休職者に占める精神疾患割合は増加し、令和6年度は過去最高である。島根県においても、図2のとおり精神疾患による休職者数は高止まりの状況であり、病気休職者に占める精神疾患の割合も全国と同様に令和6年度は過去最高となっている。



こうした状況から、メンタルヘルス対策は重要な課題であり、以下の「2 予防的取組」及び「3 復職支援」の実施について、充実を図る必要がある。

### 2 予防的取組

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成27年11月30日、労働者の心の健康の保持増進のための指針公示第6号)によれば、メンタルヘルスケアの基本的な考え方について、『ストレスの原因となる要因(以下「ストレス要因」という。)は、仕事、職業生活、家庭、地域等に存在している。心の健康づくりは、労働者自身が、ストレスに気づき、これに対処すること(セルフケア)の必要性を認識することが重要である。』としている。メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」及びメンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者に職場復帰の支援等を行う「三次予防」が円滑に行われるようにする必要があり、島根県教育委員会では、指針に示された4つのケアについて次のように推進している。

## ①セルフケア

ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減、対処するケア(管理監督者も含む)

### 【内容】

- ・ストレスへの気づき
- ・ストレスへの対処
- ・自発的な相談

### メンタルヘルス研修会

【対象】全教職員対象研修(常勤講師等を含む)

【実施内容】セルフケアを中心とした内容で、精神科医師及び臨床心理士等による講演

心とからだの健康相談等の利用

各所属における職員研修

### 【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケアに関する教育研修・情報提供
- ・相談体制の整備
- ・セルフチェックを行う機会の提供

厚生労働省 HP「こころの耳」

(5分でできる職場のストレスチェック)等

公立学校共済組合本部 HP

「心のセルフチェックシステム(ストレスチェック)」

ストレスチェック制度の実施(H28年度～)年1回程度

## ②ラインによるケア

管理監督者が心の健康に関して職場環境等の改善や、部下に対する相談に対応するケア

### 【内容】

- ・職場環境等の把握と改善
- ・部下からの相談対応

### メンタルヘルスマネジメント研修

【対象】各所属で管理監督の立場にある者

【実施内容】ラインによるケアを推進するため、精神科医等による講演及び演習

- ・職場復帰支援プログラム利用者への受け入れ体制の整備、利用者への支援

### 【事業者が取り組むこと】

- ・ラインによるケアに関する教育研修
- ・情報提供
- (相談対応・職場復帰への支援等含む)

各所属の衛生委員会等での調査審議を受けた職場環境改善等

## ③事業場内産業保健スタッフ等によるケア

教職員健康管理センター等による心の健康づくり対策の推進と教職員及び管理監督者を支援するケア

### 【内容】

- ・教職員及び管理監督者への支援
- ・事業場外資源とのネットワークの形成とその窓口相談

### 心とからだの健康相談

① 専門カウンセラー(精神科医)による相談

【実施内容】1回/月、県内3カ所で開催(松江・出雲・浜田)

② 保健師による相談 随時の対応(来所・電話・E-mail等)

③ 臨床心理士等による巡回相談(対象:県立学校)

④ 教育庁等教職員のための臨床心理士等による相談

### 【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケア及びラインによるケアの支援
- ・教育研修の企画・実施
- ・職場環境の評価と改善
- ・相談対応、保健指導等

職場復帰支援プログラム利用者への支援、関係機関との調整等

衛生管理者等研修会の開催

長時間労働者の医師による面接指導

保健師による県立学校訪問

## ④事業場外資源を利用したケア

事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けるケア

### 【公立学校共済組合事業】

- ・教職員電話健康相談 24/・電話・面談メンタルヘルス相談/・介護電話相談/・女性医師電話相談
- ・Web相談(こころの相談)/・心のセルフチェックシステム/・LINEを使ったメンタルヘルス相談
- ・メンタルヘルス相談/・こころの悩みホットライン/・セカンドオピニオン外来(公立学校共済組合中国中央病院)

### 3 復職支援

島根県教育委員会では、メンタルヘルス不調により長期に療養していた教育職員が円滑に職場復帰し、就業を継続できるよう職場復帰支援プログラム事業を実施している。

なお、市町村立小中学校、義務教育学校については、市町村教育委員会が実施の決定をし、県教育委員会へ依頼して行う。

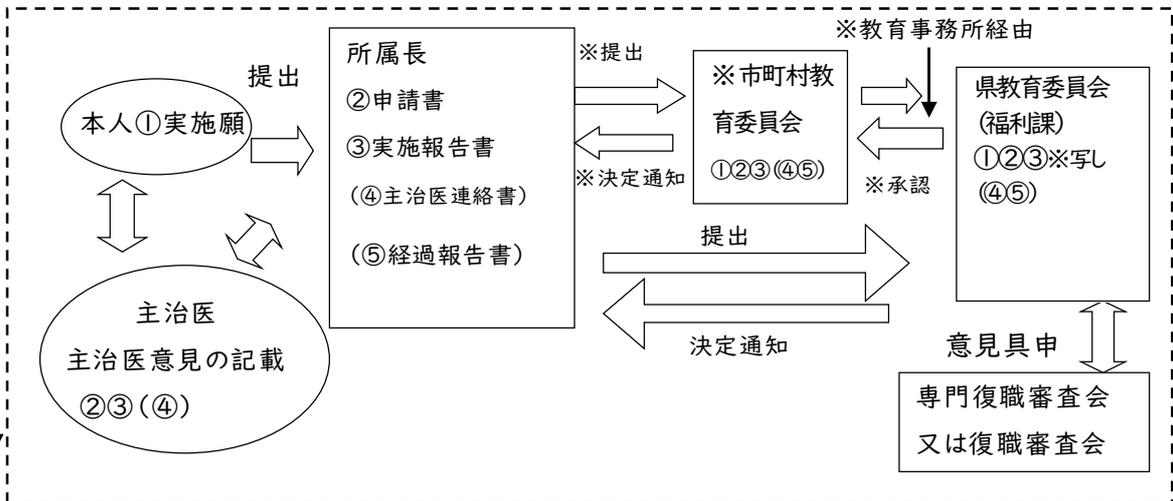
#### <職場復帰支援プログラムの実施と職場復帰までの流れ>

##### 病気休暇・休職中

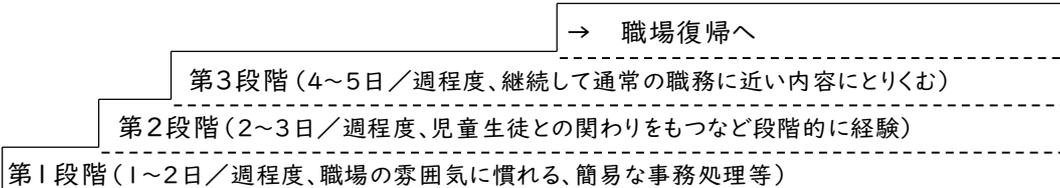
- 1 所属長は、支援プログラムの概要について、本人、家族へ説明
- 2 所属長は、主治医が職場復帰の準備が可能であると判断した場合は、本人の希望を確認
- 3 支援プログラムの実施

<手続きの流れ> ※の部分は市町村立小中学校、義務教育学校教職員の場合のみ

( )は必要時のみ



#### <段階的な職場復帰の準備(例)>



4 職場復帰の可否の判定 専門復職審査会又は復職審査会

5 最終的な職場復帰の可否に係る決定(分限処分所轄庁)

##### 教育職員

- 県立学校……………島根県教育委員会(学校企画課)
- 市町村立小・中・義務教育学校……………島根県教育委員会(学校企画課)
- 本庁・教育機関等……………島根県教育委員会(総務課)
- 事務局職員及び県立学校事務職員等……………島根県教育委員会(総務課)

##### 職場復帰

# 8 危機管理

## 1 学校における危機管理

危機管理とは、生命や心身等に危害をもたらす様々な危険の防止に努めることであり、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限に適切かつ迅速に対処することである。

### (1) 学校における危機管理

#### ① 学校における危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、次の3項目に整理される。

- ・ 児童生徒や教職員の生命や身体を守り、安全を確保すること
- ・ 児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- ・ 児童生徒の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること

#### ② 危機管理の取組

**学校は、法律等で定められた計画・要領を作成し、危機管理に取り組みなければならない。**  
(学校保健安全法より)

危機管理の取組は、事前・発生時・事後の3段階に分け具体的に示すことが大切である。

- ・ 未然防止に向けた取組(事前の危機管理)
- ・ 危機発生時の対応(発生時の危機管理)
- ・ 対応の評価と再発防止に向けた取組(事後の危機管理)

### (2) 危機管理マニュアルの整備

#### ① 危機管理マニュアルへの記載事項

マニュアルの作成・見直しにあたっては、「学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～(改訂版)」を踏まえるとともに、文部科学省等が作成したマニュアル等を参考にし、随時最新の情報に更新する。

その際、犯罪の発生状況等を含む学校や地域の安全に関する実態、児童生徒の実態、学校規模、地域の関係機関・団体などの協力体制、学校施設の状況等を考慮する。

#### ② 危機管理マニュアル作成上の留意

危機管理マニュアルの作成については、次の項目に考慮し具体的に示すことが重要である。

- ・ 最悪の状況を想定すること
- ・ 必要な対応、手順を明示すること
- ・ 関係機関等の連絡先を明示すること
- ・ 関係機関等から助言を得ること
- ・ 関係機関等との連携を図ること

#### ③ 危機管理の体制

学校の危機管理は、学校内外における学習時はもちろん、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長、教頭、あるいは安全担当の教職員が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定しておく必要がある。

#### ④ 危機発生時の対応

危機発生時の対応は、次の項目に従って組織的にかつ迅速に行うことが必要である。

- ・ 冷静な初動対応
- 危機発生時、限られた時間・人員の中で、可能な限り客観的で正確な事実を把握するよう

努め、最優先課題は何かを見極め、応急対応に取り組むなど、冷静な対応を心掛ける。

・ 組織的な対応

校長のリーダーシップのもと、早急に危機管理の体制を確立し、必要な人員の確保、役割分担の明確化、適切な情報管理、児童生徒等への対応に努める。

・ 記録の作成・保存

時系列で正確かつ詳細な記録の作成・保存を行う。

・ 報道機関への対応

報道機関への対応は、説明する事実の整理、個人情報保護の保護、誠意ある対応が求められる。

・ 心のケア

心の健康問題については、児童生徒の発達段階、危機発生時の状況の程度や危機が生じてからの時間経過によって、その内容と特徴に差がみられる。これらを正しく理解するとともに、学校と家庭が協力して専門家や専門機関等と連携を図りつつ、注意深く教育的な配慮を行っていく必要がある。

(3) 対応の評価と再発防止に向けた取組

① 危機管理対応の評価

事態の収束後、危機発生時に行った対応について、作成した記録等から、評価・分析を行い、問題点、改善点を抽出する。

② 再発防止に向けた取組

評価・分析等によって得た問題点、要改善点等に基づき、再発防止策を検討する。

(4) その他留意すべき事項

① 情報公開等への対応

学校の教育方針・教育活動などの情報を普段から保護者・地域に提供することは、学校に対する理解と協力を得るためだけでなく、保護者・地域と共に問題解決に当たるためにも重要な取組である。

## 2 学校安全

学校安全上の危機管理に関係する問題は、風水害・地震・火災・防犯など数多くの事案がある。これについての未然防止のポイントや発生時以降の対応のポイント及び情報収集等については、「学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～（改訂版）」を参照されたい。この頁では、学校安全の基本的な内容や考え方について解説する。

(1) 学校における安全管理の考え方

学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようすることである。

安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実践的なものとする必要がある。

## (2) 事故等の未然防止のための安全管理

### ① 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

学校環境の安全を保つためには校舎内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。

### ② 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に見出し、事故を未然に防止するために行うものである。学校生活の安全管理を効果的なものにするには、安全管理の観点と方法を切に定め、全教職員で共通の理解を図る必要がある。

### ③ 通学の安全管理

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に応じた安全管理が主な対象となる。安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策などを行う必要がある。

これらについては、専門家や地域、保護者等との連携や児童生徒の参加など、実効性のある取組を進めていくことが求められる。

## (3) 事故等の発生に備えた安全管理

事故等が発生した場合、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全教職員がその手順について理解し、身につけておくことが大切である。さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

## (4) 災害発生時の対応（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）

### ① 緊急連絡体制の整備

災害発生時等に実際に機能するよう、様々な場面・状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、訓練等を行う。

### ② 緊急対応体制の整備

災害対応のための組織（学校防災本部）を設置し、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。教職員の出張や休日中の非常配備の場合や管理職、防災担当者が不在の場合にも対応できるように、当初人数が少ない場合には複数班に所属し役割を兼務したり、代行順位を明らかにしたりしておく必要がある。

### ③ 避難が必要な場合

教職員は、避難方法を習熟し、災害発生時には児童生徒の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。避難の際に必要な物品等はすぐに携行できるよう

に準備しておき、訓練で実際に活用してみる。また、停電時を考え放送以外の方法でも全ての児童生徒等に情報を周知できるよう体制を整えておく。

(5) 事後の対応と学校事故対応

危機がいったんおさまった後、速やかに児童生徒の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要である。また、必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要である。

(6) 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点

幼稚園等は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間、通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組む必要がある。

障がいのある児童生徒等の安全を確保するためには、一人ひとりの障がいを理解し把握するとともに、障がいのある児童生徒等も、自分の障がいの状態や特性等を理解し、安全に留意して学校生活を送れるように指導することが大切である。

(7) 安全管理の評価

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておく必要がある。評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。

<p>学校安全・防災教育 (島根県HP)</p> 	<p>文部科学省×学校安全 (文部科学省HP)</p> 
--	--

### 3 学校保健・学校給食

学校保健・学校給食の危機管理のポイントは未然防止にある。ここでは学校における未然防止について記載する。なお、危機発生時は、校内の危機管理マニュアルに基づき、①状況の把握とその対応、②処置・報告、③児童生徒・保護者への連絡等を行う。

#### (1) 感染症、食中毒

##### ① 児童生徒の健康観察

教職員は、日頃から連携して児童生徒の健康観察に努める。特に朝の健康観察や学校給食実施前の給食当番の健康観察は、感染症や食中毒を未然に防止する機会となるため、全教職員がその意義と重要性を理解し、共通認識のもとに実施する。

##### ② 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ア 日頃から、学校等欠席者・感染症情報システムを活用するなどして、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努めるとともに、児童生徒への感染症や食中毒の予防などの保健教育の充実を図る。
- イ 全ての保護者に対し、児童生徒が感染性の疾患や食中毒にかかったと判明した場合には、早急に学校へ連絡することを徹底する。

#### (2) 食物アレルギー

##### ○食物アレルギーの発症が想定される場合

学校給食、食にかかわる行事、食事を伴う部活動や宿泊行事等  
食物摂取後の運動（食物依存性運動誘発アナフィラキシー）

##### ① 児童生徒の実態把握

- ア 入学前及び転入前の通園施設や学校との連携をとり、児童生徒の食物アレルギーの有無や程度、医療的管理状況等について把握する。
- イ 対応が必要な児童生徒には「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を求め、これに基づいて保護者と協議する。また、保護者の同意を得て児童生徒のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、アレルギー対応委員会等の組織を校内に設置・開催し、個別の取組プランを作成する。
- ウ 児童生徒のアレルギーの状態について、常に最新の情報を得ることができるよう保護者との連携を密にする。

##### ② 学校における管理

- ア アレルギー対応委員会等で、児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、食物アレルギー発症時の対応について教職員間で共有する。（症状の確認、校内体制、応急手当、緊急時連絡先の確認等）
- イ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は緊急時に教職員の誰もが閲覧できるように一括して管理する。
- ウ 教職員は研修などを通して、食物アレルギーやアナフィラキシー等の基本的事項、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、エピペン<sup>®</sup>の使用法、応急手当について知識や技術などを習得しておく。
- エ 担任等による献立の確認事項及び、食事の配膳やおかわりの際の留意事項について、教職員全員に周知する。
- オ エピペン<sup>®</sup>を処方されている児童生徒がいる場合には、保護者の同意を得たうえで、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報提供をし、迅速な対処や搬送のための体制をつくる等、日頃から地域の関係機関と連携する。

(3) 学校給食への異物(危険な異物)混入

○危険な異物

金属類、ガラス、石、薬品など児童生徒へ健康被害を与える危険性が高い異物または異臭の場合

① 学校等における危機管理体制の確立

ア 校長は学校給食での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。

※教室で危険な異物発見時の初期対応

- i 速やかに給食の喫食を中止し、児童生徒の健康被害の確認、現状保存する。
- ii 管理職へ報告し、他の学級の給食への異物の有無の確認と喫食の中止を指示し、児童生徒の健康被害の確認をする。
- iii 管理職は、教育委員会、共同調理場に第1報を入れるとともに、学校全体の状況を取りまとめる。

イ 配膳室等保管場所は施錠ができる構造とし、衛生面について十分に配慮するとともに、配膳室から配食までの管理を徹底する。

② 連絡体制の整備

異物混入の判明時期としては、ア) 配送前、イ) 配送後調理場での検食時、ウ) 各学校での検食時、エ) 各学級での配食時、オ) 喫食時等が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておく。

③ 検食の事前実施の徹底

学校では、責任者(校長等)が、原則児童生徒の給食 30 分前までに検食を行い、結果を記録する。

(4) 熱中症

① 暑さ指数計 (WBGT 計) の指数に基づき、適切な処置を講ずる。

暑さ指数 (WBGT) による基準域	注目すべき生活活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針
危険 31 以上	全ての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	<b>運動は原則中止</b> 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
厳重警戒 28 以上 31 未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	<b>厳重警戒</b> (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20 分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25 以上 28 未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。	<b>警戒</b> (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
注意 25 未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	<b>注意</b> (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

参考：環境省「熱中症環境保健マニュアル 2022」

- ② からだが暑さに慣れていない時期に発生しやすいため、個人差には十分注意し、不調があれば休ませるようにする。児童生徒には体調不良の場合にはすぐに申し出るよう指導する。
- ③ WBGT 計を昇降口などに設置し、日頃から暑さ指数に触れる機会を設けたり、対策マニュアルを配布したりするなどして、児童生徒の意識や関心を高める。
- ④ 行事等は、計画にはとらわれず状況に応じて柔軟に計画の修正を行う。暑さ指数が 31 以上の中で活動しなければならない特別な場合の判断は、管理職を中心に学校全体で行う。
- ⑤ プールの中では、いつの間にか発汗により脱水症状を起こし、熱中症の原因となることもある。外気温に加え水温が高温の場合は発症の危険性が高くなるため、中止など適切な措置をとる。
- ⑥ 熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)・熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート) を活用する。

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人々が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数 (WBGT) が 33 (予測値、小数点以下四捨五入) に達すると予想される場合	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数 (WBGT) が 35 (予測値、小数点以下四捨五入) に達すると予想される場合
発表時間	前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)

参考：学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き (令和6年4月追補版)

## 4 教職員における危機管理

以下のような事案が発生しないよう未然防止に努めるとともに、発生時の対応についても共通理解しておくことが重要である。(詳細は『学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～(改訂版)』参照)

### (1) 体罰

#### ① 未然防止のポイント

- ア 体罰根絶の徹底 人権尊重の教育の重要性について、研修会等を通じて十分に認識を深める。
- イ 協働体制の確立 学校全体として体罰を戒め合う雰囲気をつくる。
- ウ 法的責任の認識 学校事故において教職員が責任を問われる場合があることを認識する。

#### ② 体罰発生時の対応

- ア 管理職への報告 イ 負傷児童生徒の救護
- ウ 保護者への連絡、誠意ある対応 エ 再発防止

島根県教育委員会教育指導課  
HP(学校危機管理の手引)  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/anzen/anzen/anzenkeikaku.html>



### (2) 性暴力

#### ① 未然防止のポイント

- ア 防止に関する施策 イ 早期発見及び対処に関する施策

#### ② 性暴力発生・把握時の対応

- ア 管理職への報告 イ 関係者による被害児童生徒へのカウンセリング、経過観察
- ウ 被害児童生徒のプライバシー保護 エ 児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施

### (3) 教職員の交通事故

#### ① 未然防止のポイント

- ア 教育公務員としての自覚の高揚

#### ② 教職員の交通事故発生時の対応

- ア 負傷者の救護 イ 管理職への報告 ウ 警察への届出 エ 相手方への対応

### (4) 個人情報の管理上のトラブル

#### ① 未然防止のポイント

- ア 個人情報の管理に関する教職員の意識向上 イ 諸帳簿の取扱いに関する規定の整備
- ウ 電子情報の管理方法の明確化

#### ② 個人情報管理上のトラブル発生時の対応

- ア 管理職への報告 イ 警察への連絡 ウ 児童生徒、保護者への対応

### (5) ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)

#### ① 未然防止のポイント

- ア 人権意識高揚のための研修や意識啓発の充実 イ ハラスメント防止等に関する組織体制づくり

#### ② ハラスメント発生時の対応

- ア 事実関係聴取 イ 校内ハラスメント委員会等の開催
- ウ 事情聴取及び指導 エ 相談者への説明

### (6) メンタルヘルスへの対応

#### ① 未然防止のポイント

- ア セルフケア イ 管理監督者のラインによるケア ウ 保健スタッフ等によるケア

#### ② メンタルヘルスへの対応

- ア 管理職等に相談 イ 医療機関等を受診 ウ 療養開始
- エ 復帰支援プログラム オ 職場復帰

# 第4章



## 各教育活動

# I 学力を育む

令和7年3月に、本県の教育の基本的な方向性を示す「しまね教育振興ビジョン」を策定した。

本ビジョンでは、すべての子どもが学びの主人公として成長していくことを目指し、「学びの土台をなす人間力」「学びの中核をなす学力」「学びを展開する社会力」を相互に関連付けながら育成していくことを示している。

このうち、「学びの中核をなす学力」は、子どもたちが学びの中で「できた・わかった・やってみたい」を実感しながら、自らの学びを深め、次の学びへと向かっていくための基盤となるものである。基礎的な知識・技能を確実に身に付けることにとどまらず、それらを活用しながら、自ら問いを立て、考え、判断し、表現し、粘り強く課題の解決に取り組む力を含むものとして捉えている。

複雑化・多様化する現代社会においては、受け身の学習にとどまるのではなく、子ども自身が学びの意味や価値を見だし、主体的に学び続ける姿が一層求められています。そのため、本県では、学力を人間力や社会力と切り離して捉えるのではなく、三つの力が相互に関わり合いながら育まれるものとして整理し、教育活動を進めていく。

こうした考えのもと、本県では、学力を「学びの土台をなす人間力」「学びの中核をなす学力」「学びを展開する社会力」と関連付けて捉え、それぞれに含まれる次のような資質・能力の育成を図ることとしている。

## I 育てたい資質・能力

### 学びの土台をなす人間力

- (1) 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスの取れた生活をおくる力
- (2) 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- (3) 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- (4) 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
- (5) ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

[しまね教育振興ビジョン]



### 学びの中核をなす学力

- (1) 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- (2) 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- (3) 問題を発見し、定義する(問いを立てる)力
- (4) 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- (5) 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- (6) 既存の枠組みにとらわれず、新たなアイデアや方法を生み出す力

### 学びを展開する社会力

- (1) 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
- (2) 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- (3) 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
- (4) 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

[第2期しまねの学力育成推進プラン]



本ビジョンに示すこれらの資質・能力のうち、「学びの中核をなす学力」の育成に関わる取組を具体的に推進するため、令和7年度から令和11年度までを実行期間とする「第2期しまねの学力育成推進プラン」を策定し、学力育成に関する取組を体系的・継続的に進めていく。

## 2 めざす授業像

「第2期しまねの学力育成推進プラン」では、子ども一人ひとりが学びの中で「できた・わかった・やってみたい」を実感できる授業づくりを共通のめざす姿としています。

この「めざす授業像」を、次の5つの目標として具体化し、学校における授業改善を進めていきます。

※目標1～5の囲いには、「めざす児童生徒像」を記載しています。

### 目標1 基礎学力を育成する授業づくりの推進

次学年以降の学習や実生活において必要とされる基礎学力や、学びを組み立てる力を全ての児童生徒が確実に身に付けられる授業

○既習の内容を着実に身に付け、それをもとに新しい学習に「できる・わかる」という実感を持って取り組んでいる。○学んだことを実生活に結びつけて考えたり、生かしたりしようとしている。○個人で学んだことをみんなと共有し、助け合いながら、共に学びを深めている。○間違えたところや、理解していないところを分かるまで学習している。

### 目標2 学習習慣の基盤を育む授業づくりの推進

生涯にわたって学習するうえでの基盤となる、問いを立てる力、情報を収集・蓄積・読解・分析する力、自分らしく表現する力を育む授業

○各教科等の特質に応じて問いを立て、課題を設定している。○解決までの見通しをもち自ら学びを組み立て、意欲的に学んでいる。○集めた情報を活用し、自分らしく表現している。

### 目標3 幼小中高の学びをつなぐ保育・授業づくりの推進

子どもたちが自ら問いを立て、答えを探す楽しさを味わう経験の積み重ねを通して、自分のよさや可能性を感じるとともに、学びへの意欲や粘り強さ、探究心をのばす保育・授業

○子どもたちが主体的に「なぜ?どうして?」という問いを立て、探究の過程の中で考えを広げたり、深めたりしている。○授業で学んだことを生かしながら地域社会や自分の生活のなかの課題の解決に粘り強く取り組む中で、自分のよさや可能性、成長を理解している。

### 目標4 ICTを効果的に活用した授業づくりの推進

児童生徒が一人一台端末等を日常的に活用して、主体的に学習を調整することにより、情報手段を適切に学びに生かし、よりよい学び方を自ら追求する力を育成する授業

○一人一台端末等を授業で日常的に活用し、身に付けた情報活用能力を適切に学びに生かしながら、よりよい学び方を自ら追求している。

### 目標5 多様な子どもの主体的な学びを支える授業づくりの推進

集団における授業の工夫や合理的配慮の提供により、多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に応じた、全ての子どもにとって分かりやすく楽しい授業

○自分の興味・関心や強みを生かしながら、進んで学習活動に参加している。○自分に合った学び方を選択・決定し、自己調整を図りながら粘り強く学習に取り組んでいる。○互いを認め合える学習集団の中で、多様な他者と協働し、関わり合い、学び合いながら学習に取り組んでいる。

次ページからの「**2** 授業づくり」に、上記の「めざす授業像」の目標1～5の推進項目とその具体について記載しています。

## 2 授業づくり

前節①「学力を育む」では、しまね教育振興ビジョンに示された「学びの中核をなす学力」を中心に、「第2期しまねの学力育成推進プラン」がめざす、子どもが「できた・わかった・やってみたい」と実感できる学びの姿と、その実現に向けた5つの目標を整理した。本節②「授業づくり」では、これらの目標を学校の授業改善にどのように具体化するかを示し、教科等の特質を踏まえながら共通して取り組むべき方向性を明確にする。

1「基礎学力を育成する授業づくりの推進」、2「学習習慣の基盤を育む授業づくりの推進」、3「幼小中高の学びをつなぐ保育・授業づくりの推進」、4「ICTを効果的に活用した授業づくりの推進」、5「多様な子どもの主体的な学びを支える授業づくりの推進」の順に、目標ごとに「めざす授業像」と「推進項目」を整理し、授業の設計・実践・振り返りにおいて重視すべき視点を示した。これにより、すべての児童生徒が必要な資質・能力を段階的かつ確実に身に付けられる授業づくりを進めるための実践的な手がかりの共有を図る。

### 1 基礎学力を育成する授業づくりの推進

#### (1) めざす授業像

次年度以降の学習や実生活において必要とされる基礎学力や、学びを組み立てる力を全ての児童生徒が確実に身に付けられる授業

#### (2) 推進項目

##### ① 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善

ア 単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通して

- ・学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面を設定する。
- ・対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面を設定する。
- ・子どもが考える場面と教師が教える場面を組み立てる。

イ 各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。

ウ 子ども一人一人の学習の成立をうながすための評価の視点をもつ。

エ 教師が自らの指導のねらいに応じて授業での子どもの学びを振り返り、学習や指導の改善に生かす。

オ 「各教科等の指導の重点」(作成：島根県教育委員会)から、授業改善のポイントを確認する。

##### ② めあてと振り返りを大切にした授業の推進

ア 子どものもつ初期の概念との「ずれや隔たり」に着目し、「問い」の顕在化を図る。

イ 「問い」を課題につなげ、子どもがめあてや見通しをもちながら学習に取り組めるようにする。

- ・思考を揺さぶる発問
- ・個人の考えをもつ時間の確保
- ・一人一人に合った学び方や進め方の工夫

ウ めあてにそって振り返り、できるようになったことを自覚できるようにする。

※めあて、ふりかえりが形骸化しないことに留意する。

##### ③ 学習する意義や必要性などを実感できる場面の設定

ア 教師の専門性を発揮し、子どもが学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにする。

イ 学習内容と日常生活との関連付けを図り、学びの「自分事化」につなげる。

ウ 子どもの良い点や進歩の状況を積極的に評価し、児童が学習したことの意義や価値を実感できるようにする。

エ 子どもが自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように評価を行う。

④ 全国学力・学習状況調査結果を踏まえた授業改善と改善状況の検証

[授業改善に向けたプロセス]

(1) 全教員が問題を解く

全教員が全国学力・学習状況調査の問題を解き、各問のポイントや求められる力を共有する。

(2) 結果分析と課題特定

自校の調査結果の解答類型から児童生徒のつまずきの要因を把握し、改善が必要な単元や重点課題を特定する。

(3) 改善内容と方針の協議

改善内容、児童生徒の具体的な変化の姿、具体的な評価（方法・時期など）を協議し、自校の取組方針を決定する。

(4) 授業の実施

協議で構想した改善内容を基に授業を実施する。

(5) 改善状況の検証

児童生徒の変容を具体的な評価問題等を用いて検証する。

## 2 学習習慣の基盤を育む授業づくりの推進

### (1) めざす授業像

生涯にわたって学習するうえでの基盤となる、問いを立てる力、情報を収集・蓄積・読解・分析する力、自分らしく表現する力を育む授業

### (2) 推進項目

不確実な今後の社会を生きる児童生徒には、「自立した学びの力」(子どもたちが主体的に自らの学びを組み立てたり、学びの意欲を維持し続けたり、自分にあった学びの方法を開発したりする力)の育成が不可欠である。幼・小・中・高を通して、「全ての教科で大切にしたい学びの過程」※(以下「学びの過程」という。)を活用する場面や経験の積み重ねを意識することで、児童生徒の「自立した学びの力」を育てることが必要である。

<p>※「全ての教科で大切にしたい学びの過程」とは</p> <p>それぞれの教科等の学習過程のうち共通して大切にしている ただきたい学習過程をなるべく簡単な言葉で示したもの(具体的には以下に示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①「問い」をもつ ②課題の設定 ③課題の追究 ④まとめ・表現 ⑤取組の振り返り・価値づけ</p> </div>	<p>○「問い」をもつとは</p> <p>学習の中で疑問に思うことや知りたいことなどを自分自身で発見し、言葉で表現すること</p> <p>○課題の設定とは</p> <p>「問い」を解決するために具体的に取り組むべきことを明らかにすること</p>
---	--

#### ① 問題発見・解決能力を育む授業の推進

問題解決・発見能力は、言語能力、情報活用能力とともに学習の基盤となる資質・能力の1つであり、各教科等の学習の過程の中で重視することで育成されていくものである。

##### ア 授業の工夫

- ・児童生徒が「問い」をもつことができるテーマ・教材・授業展開・発問等の工夫
- ・『学びの過程』を学ぶ単元と「獲得した『学びの過程』を活用する単元」を意識し、重点化して実践
- ・「学びの過程」に活用可能な知識・技能の保障

##### イ 大切にしたい「学びの過程」を活用する場面の工夫

- ・大切にしたい「学びの過程」が、自分の生活や地域社会の課題解決等、様々な場面で活用できるという気づきを促す。

##### ウ 児童生徒が自分で「学びの過程」を活用できるようにするために

- ・児童生徒が「なぜ」「どうして」を安心して話すことができる雰囲気づくりを大切にする。
- ・児童生徒が様々な場面で「なぜ」「どうして」と問いかける習慣づけを大切にする。

#### ② 授業の学びと家庭学習をつなぐ工夫

##### ア 家庭学習において意図的に学びを広げ深められるような授業展開

- ・家庭学習において学習内容の定着を図り、獲得した知識や技能を活かす課題を設定する。
- ・授業の中での疑問を大切にし、それを追究する課題を設定する。
- ・授業で学んだことと社会との関わりを意識させ、自ら調べる課題を設定する。

##### イ 学習環境の保障

- ・一人一台端末の持ち帰り
- ・インターネット及び AI 等を活用した学習の保障

##### ウ 家庭・地域との連携

- ・学校・家庭・地域が家庭学習の意義を共通に認識し、同じ目線で児童生徒に声掛けができる環境をつくる。

### 3 幼小中高の学びをつなぐ保育・授業づくりの推進

#### (1) めざす授業像

子どもたちが自ら問いを立て、答えを探す楽しさを味わう経験の積み重ねを通して、自分のよさや可能性を感じるとともに、学びへの意欲や粘り強さ、探究心をのばす保育・授業

#### (2) 推進項目

① 子どもたちが、「大切にしたい学びの過程」を通して自ら学びを深めていこうとする力を育てる授業づくり

○子どもたちの「問い」を起点とする学び

「問い」は、子どもたちを問いの対象に向かわせ、思考させ、感情を動かし、他者との話し合いを触発する。

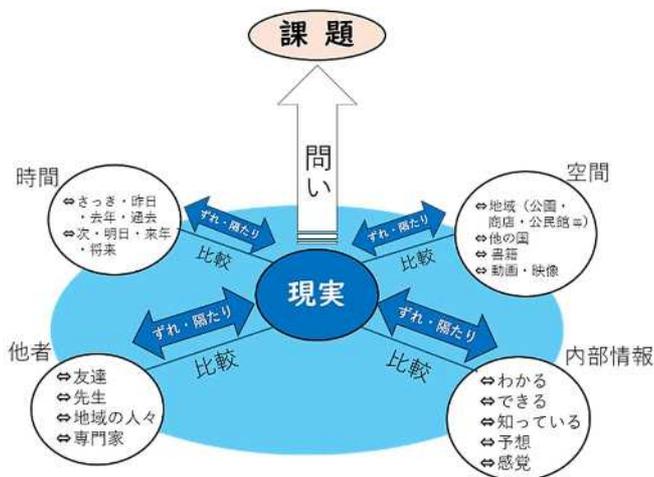
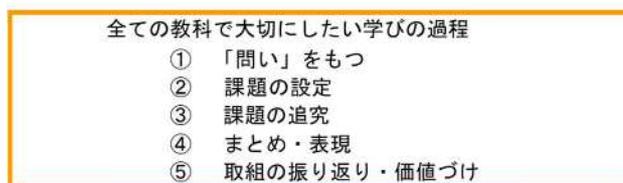
○「問い」が生じる時

「問い」は、現実の状況を、他と比較することで、「ずれ」「隔たり」「曖昧さ」などが自覚されたときに生じる。

- ・他者との比較：友達の思いや考え、地域の人々の思いや考え、専門家の知見 等
- ・内部情報との比較：わかること、できること、知っていること、予想、感覚 等
- ・時間との比較：さっき、昨日、去年、過去 次、明日、来年、将来 等
- ・空間との比較：地域、他の国、書籍、動画・映像 等

○「全ての教科で大切にしたい学びの過程」の実施に向けて

- ・「ずれ」「隔たり」「曖昧さ」を引き出す比較対象（時間、空間、立場、内部情報 等）の設定。
- ・子どもたちの問いを顕在化するための、教材、環境構成、状況設定、発問等の工夫。
- ・「『学びの過程』を学ぶ単元」と、「獲得した『学びの過程』を活用する単元」を意識し、重点化して実践。
- ・「学びの過程」に活用可能な知識・技能の保障。
- ・リフレクション（内省）の場の設定。



② それぞれの学校種間での学びの連続性・発展性をふまえ、学びの積み重ねを意識した授業づくり

幼小中高の学びの積み重ねとは、「全ての教科で大切にしたい学びの過程」を、発達段階に応じて実施し、螺旋状に発展させていく過程である。

18歳の自立した学びに向け、自校種の指導のみに埋没することなく、前後のステージでの経験がどのように現在の学びに寄与し、次のステップへとつながるのかを、授業公開や校種間の話し合いを通じて相互に理解することが肝要である。

## 4 ICTを効果的に活用した授業づくりの推進

### (1)めざす授業像

児童生徒が一人一台端末等を日常的に活用して、主体的に学習を調整することにより、情報手段を適切に学びに生かし、よりよい学び方を自ら追求する力を育成する授業

### (2) 推進項目

#### ① 児童生徒が一人一台端末等を学びに生かすことができる授業づくり

##### ア 学習の基盤となる情報活用能力の育成

生成 AI をはじめデジタル技術が飛躍的に発展する中、小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る必要性が指摘されている。

小中高等学校の学習指導要領において、情報活用能力は、言語能力と問題発見・解決能力とともに「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられている。情報活用能力は、全ての児童生徒が身に付ける必要がある資質・能力であり、教科等横断的な視点での育成が必要である。

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりするために必要な資質・能力である。より具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、<sup>1</sup>情報モラル等に関する資質・能力等も含むものである。

平成 28 年 12 月に出された中央教育審議会答申において、情報活用能力は各教科等において育成を目指す資質・能力と同様に三つの柱によって捉えていくことが提言され、次のように整理されている。

##### ○知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

##### ○思考力、判断力、表現力等(理解していること、できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結び付きの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

##### ○学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

#### イ 情報活用能力育成の視点でのカリキュラム・マネジメントの推進と授業づくり

<sup>1</sup> 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような組み合わせが必要であり、1つ1つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。小学校は、身近な生活の中での気づきを促したり、各教科等で身に付いた思考力を「プログラミング的思考」につなげたりする段階、中学校及び高等学校は、それぞれの学校段階における生徒の抽象的思考の発達に応じて、構造化された内容を体系的に教科学習として学んでいく。詳しくは、[文部科学省「教育の情報化に関する手引-追補版-\(令和2年6月\)」第3章](#)を参照のこと。

情報活用能力を確実に育てていくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であり、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待される。教科等横断的な学習の充実や、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うこと、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが必要である。

文部科学省は情報活用能力を「資質・能力の三つの柱」と「想定される学習内容」の視点で整理し、具体例を児童生徒の発達段階の5つの段階（ステップ1：小学校低学年、ステップ2：小学校中学年、ステップ3：小学校高学年、ステップ4：中学校修了段階、ステップ5：高等学校修了段階）で示した「[情報活用能力の体系表例](#)」を作成している。情報活用能力の育成状況や、自校の実態に応じて育成する段階を検討し、指導の改善・充実を図る際の目安としての活用ができる。特に、児童生徒が進級または進学した際には、児童生徒の情報活用能力がどの程度育成されているか、本体系表例を実態把握に活用するとともに、各学校・学年の実態に応じた育成及び指導の改善・充実を行う目安としても活用するという一連の流れが重要である。情報活用能力の共通理解を図るための教員研修や指導計画の作成、情報活用能力育成の視点からの授業づくり等の参考資料として、[文部科学省「情報活用能力育成のためのアイデア集](#)」やしまねの教育情報 Web EIOS 掲載の[島根県教育委員会「情報活用能力育成の目安](#)」が活用できる。



情報活用能力の体系表例



情報活用能力育成のためのアイデア集



情報活用能力育成の目安(島根県)

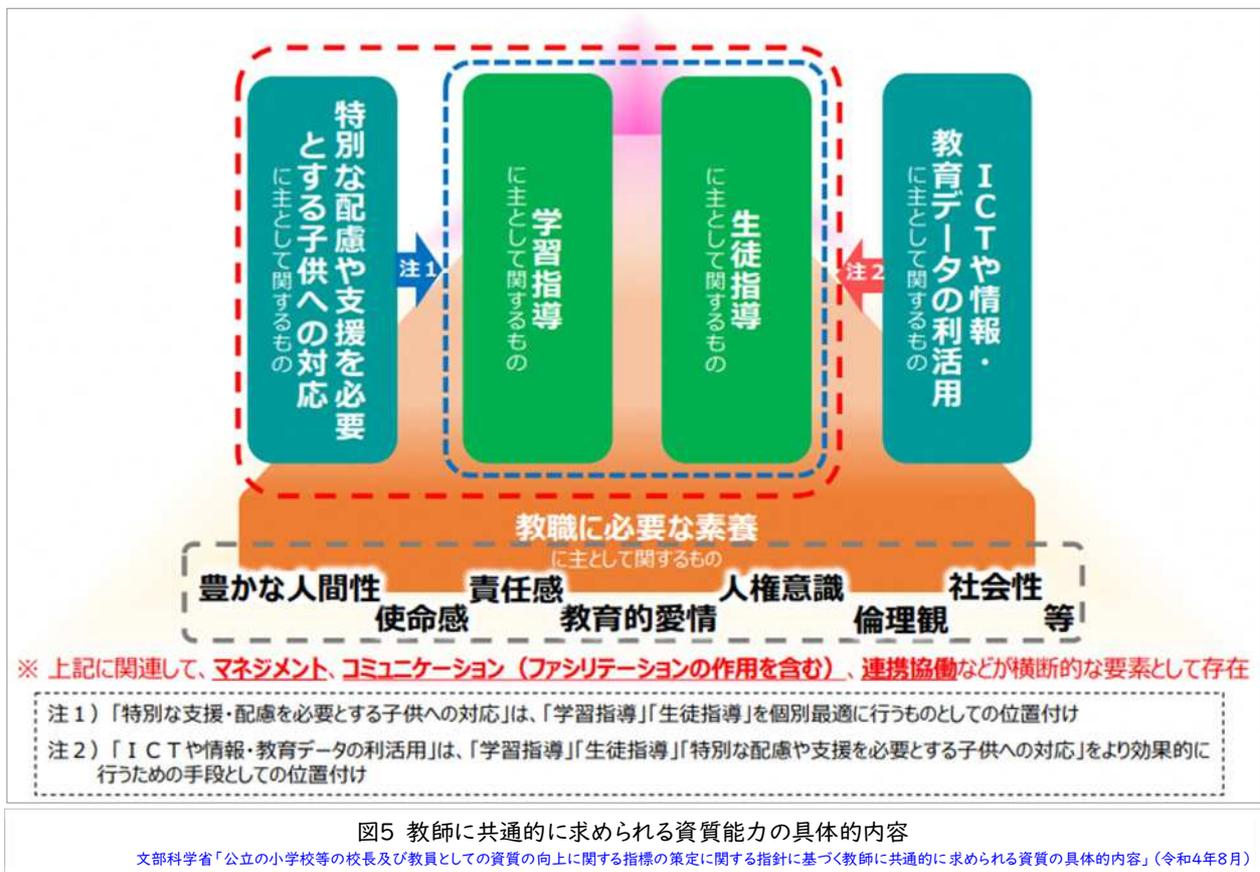
## ② 教職員の ICT 活用指導力の向上

### ア ICT 活用指導力

文部科学省は「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力を、教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応、ICT や情報・教育データの利活用の5つに構造的に再整理している。中でも、「ICT や情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」をより効果的に行うための手段として位置付けられている。**【図1】**

「ICT や情報・教育データの利活用」を具体化したものとしては、文部科学省が作成している「[教員の ICT 活用指導力チェックリスト](#)」<sup>2</sup>が参考になる。これは、「A 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」、「B 授業に ICT を活用して指導する能力」、「C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力」、「D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の4つの大項目から構成されている。指導力の範囲は、授業における ICT 活用の指導だけでなく情報モラルの指導ができることや、校務に ICT を活用できることも含まれている。このことは、教員の ICT 活用指導力が、全ての教師に求められる基本的な資質能力であることを意味していると言える。児童生徒一人一人の資質・能力を育成するために、教職員研修の受講や校内研修等への参加、自己研鑽等を生かし、主体的・対話的で深い学びの実現や情報活用能力の育成に向けた授業改善等に、継続的に取り組む必要がある。

<sup>2</sup> 島根県教育センター研究・情報スタッフでは令和4年度の研究成果物として ICT 活用指導力チェックリストを活用した「[ICT 活用指導力を高めたい教職員のための研修ガイド](#)」を作成している。



#### イ 学校のICTの活用を推進するために

学校におけるICTの活用を推進するキーパーソンは、ICTの活用を組織全体へ広げていくICT担当者と、その取組を支え学校経営の方向性を示す管理職である。

ICT担当者の役割としては、校内のICTの活用状況の把握、教職員が困りごとなどを相談できる場の設定、スキルアップのための研修等の企画・実施や情報提供、中長期の目標やロードマップの作成といったことが考えられる。ICTの活用に苦手意識をもつ教職員はまだまだ少なくないため、教職員が持っている知見やスキルをシェアする環境を整え、日常的にコミュニケーションを図りながら、教職員の困りごとに耳を傾け、繋いでいくことがポイントになる。

ICT担当者がリーダーシップを発揮するには、教職員が一丸となって取り組むための柱となる、共通の目標が必要である。そして、その達成に必要な要素としてデジタル学習基盤を位置付けることが必要である。また、トラブル等への対応などを、ICT担当者だけが担うのではなく、ICT担当者を中心にチームで動けるよう組織することも大切である。さらに、ICT活用の目的の一つは「授業改善」であり、必ずしもICT担当者自身が高度なICTスキルを有している必要はない。むしろ、チームでの試行錯誤や協働、実践の共有を奨励し、トライ&エラーの中で、教職員のチャレンジを促し、主体性を引き出すことが大切である。

#### ウ デジタルの力でリアルな学びを支える

デジタル学習基盤は、児童生徒一人ひとりがその興味や関心に応じて学びを深め、個々のよさを伸ばし、困難の克服を支援するといった大きな可能性を秘めているが、その効果的な活用は緒に就いたばかりである。我が国のデジタル競争力は他国の後塵を拝しており、社会全体の生産性や創造性を高めていく観点からもデジタル人材育成の強化は喫緊の課題である。その一方で、実体験の格差やデジタル化の負の側面等を指摘する声もある。「デジタルカリアルか」、「デジタルか紙か」といった二項対立に陥らず、「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、デジタルとリアルそれぞれのよさを適切に組み合わせ、バランスよく活用しながら、積極的に授業改善に取り組む必要がある。



文部科学省 Web ページ  
「StuDX Style (スタディーエクス スタイル)」  
ICT の日常的な活用のイメージをつかむための実践事例や研修動画など



文部科学省 Web ページ  
「リーディング DX スクール」  
リーディング DX スクール 指定校の実践事例・動画や学習会案内など

## 5 多様な子どもの主体的な学びを支える授業づくりの推進

### (1) めざす授業像

集団における授業の工夫や合理的配慮の提供により、多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に応じた、全ての子どもにとってわかりやすく楽しい授業

### (2) 推進項目

#### ① ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり

～通常の学級において、全ての児童生徒にとってわかりやすく、学びやすい授業～

#### 【授業づくり】

- 具体的な言葉で、一つずつ指示を伝える。
- 具体的物、写真、文字等で補い、分かりやすく情報を伝える。
- 1時間の授業のめあてと流れを明示する。
- 活動の終わりはどこかを具体的に伝え、見通しをもたせる。
- 予定を提示するなど見通しをもたせ、自主性を高める。
- スモールステップの課題を準備し、成功体験を積ませる。

#### 【単元づくり】

- 子どもたちの興味・関心を活かした単元構成
  - ・子どもたちの実態把握のもと、子どもたちが自己決定したと感ずることのできる単元構成にする。
  - ・各教科で学習した内容を取り入れたり、「自分だったら？」と課題を自分事につなげる問いを組み込んだりする。
  - ・子どもたちが生活や社会とのつながりを感じながら学べるよう、具体物や身体性を発揮できる活動を設定しておく。
- 「一人ひとりに合った支援」の充実
  - ・実態に応じてどのような支援が必要かを検討しておく。
  - ・多様な教材(教科書、絵本、デジタル教材、図鑑など)や学習方法(実験、グループディスカッション、プロジェクト型学習など)、子どもが自ら教材・方法・学習進度等を選択できる学習環境を構築する。

#### 【教室環境の工夫】

- 片付け場所や道具の置き場所を分かりやすく示す。
- 場の構造化を図り、活動を分かりやすくする工夫をする。
- 視覚的な刺激を整理し、集中しやすい環境を整える。
- 教室内外の音が集中の妨げとならないよう配慮する。

#### 【接し方の工夫】

- 子どもたちのよいところや強みをたくさん見つける。
- 子どもの意見や考えに対して肯定的な接し方(うなずき、繰り返し)を心がける。
- 教師(担任、授業者)が、一番身近なモデルになる。
- 「なぜ」の視点で、子どもの言動の背景を探る。

<基盤>お互いを認め合える学習集団作り・多様な学びを認める風土の醸成

#### ② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の工夫

～子どもが自分に合った学び方を選択できる授業づくり～

子どもの「つまずき」を明らかにする	
①「つまずき」の背景を想像	・「ことば」としての理解と意味理解 ＝「知っている言葉」と「使える言葉」
②多角的な視点で教育的ニーズを把握	・子どもの言動から ・発達段階に応じて

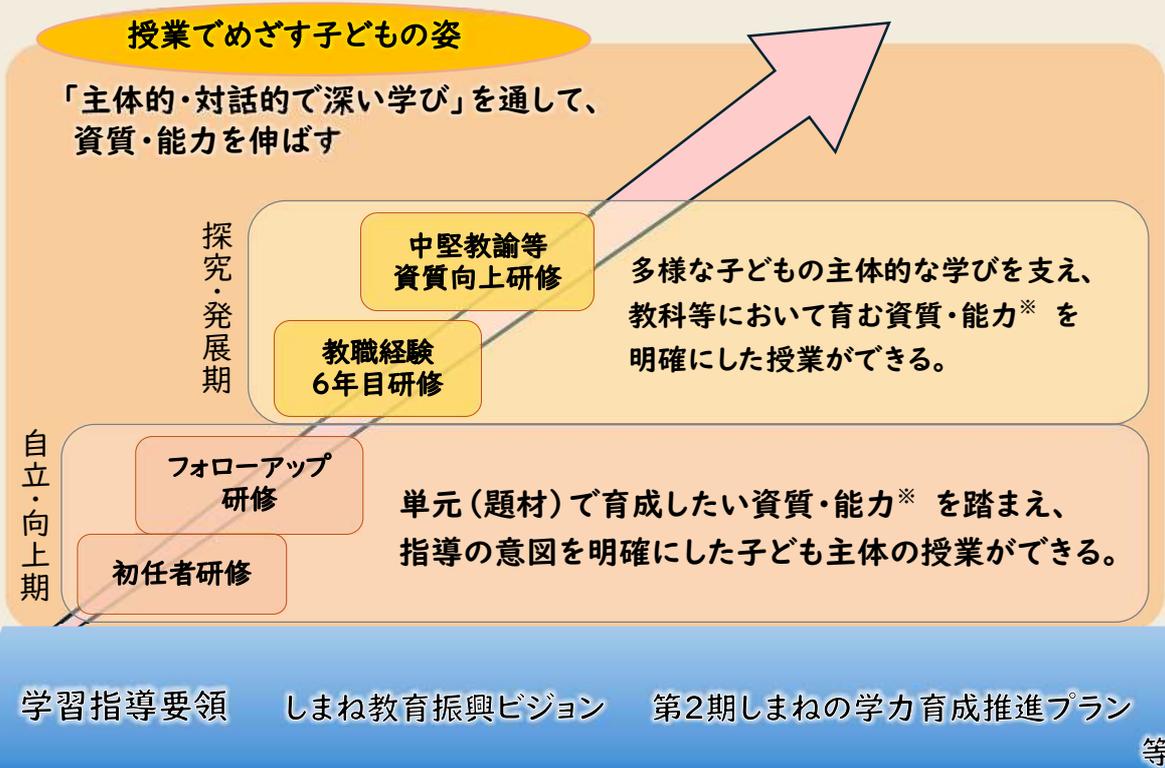
学びのオプション(選択肢)を提示する～学習の個性化～	
①スモールステップによる学び	・達成感を味わえる課題設定
②学び方・進度の自己選択	・教材(紙とICT)
③自分に合ったアウトプット	・形態(個別・ペア・グループ)
	・思考のモデル(カード等)を提示
	・ホワイトボードやICTの活用

#### 参考資料

- ・「令和7年度指導の重点・主な施策～とだっ子 やり抜く力で 未来に夢を～」  
戸田市教育委員会（令和7年度）
- ・「子どもたちの『わかる』、『できる』を支えるユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援」  
鳥取県教育委員会（令和6年2月）
- ・「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」  
島根県教育委員会（令和3年2月）

### 3 教職経験年数に応じた研修における「授業づくり」

教職経験年数に応じた研修における「授業づくり」のねらい



※自立活動は各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

#### 教職経験年数に応じた研修における「授業づくり」の概要

研修名	目的	「授業づくり」の内容	「授業づくり」のねらい
初任者研修	教育公務員特例法第23条の規定に基づき、教職経験年数に応じた研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。	校内における研修 見学研・実践研・振返研・教材研 教育センター研修 「授業づくり」の研修	単元(題材)で育成したい資質・能力※を踏まえ、指導の意図を明確にした子ども主体の授業ができる。
フォローアップ研修(2年目)	教職経験年数に応じた研修の一環として、教職経験2年目に達した教諭を対象に、課題に基づく実践の研究、研究授業及び研究協議、校外自主研修をとおして、自立・向上期に求められる教育職員としての資質能力の向上を図る。	課題に基づく実践の研究 研究授業及び研究協議 (1回以上)	
フォローアップ研修(3年目)	教職経験年数に応じた研修の一環として、教職経験3年目に達した教諭を対象に、研究授業と研究協議をとおして、自立・向上期に求められる教育職員としての資質能力の向上を図る。	研究授業及び研究協議 (1回以上)	
教職経験6年目研修	教職経験年数に応じた研修の一環として、1年間の実践的な研修を通して、教諭としての得意分野の開発・探究を図るとともに、児童生徒等の理解を深め、同僚と協力して学校課題に対応する資質能力の向上を図る。	OJT研修 授業づくり(通年) ・授業研究(1回以上)	多様な子どもの主体的な学びを支え、教科等において育む資質・能力※を明確にした授業ができる。
中堅教諭等資質向上研修	教育公務員特例法第24条の規定に基づき、個々の能力や適性等に応じて、教諭としての専門的知識及び技能を高めるとともに、中堅教諭としての自覚を持って、学校運営等の重要な役割や若手教員への指導的役割を果たす上で必要な資質能力の向上を図る。	OJT研修 授業研究(1回)	

※自立活動は各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

## 4 道徳教育

### 1 「特別の教科 道徳」について

将来の変化を予測することが困難な時代を迎え、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくために必要な資質・能力の育成が求められており、道徳教育はこれまで以上に重要な役割を果たすことが期待されている。

道徳教育の目標を実現するためには、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもが自分自身の問題としてとらえ向き合う、「考え、議論する道徳」への質的な転換を図り、各学校において、子どもの実態に応じて、多様な創意工夫を生かした授業づくりを行う必要がある。

### 2 教育活動全体を通じて行う道徳教育

学習指導要領では道徳教育は学校の教育活動全体を通じて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを明確に示している。道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行っていくためには、次のことが大切である。

- 【1】学校としてどのような子どもを育成するのかを明らかにすること（めざす子ども像）。
- 【2】【1】に迫るために、学校の教育目標との整合性を図りながら、道徳教育の重点目標を明確にすること。
- 【3】【2】が道徳の内容項目のどれに相当するのかを明確にしつつ重点内容項目を設定すること。
- 【4】【3】の各学年の指導の重点を明らかにすること。
  - ・道徳科の方針を明確にした年間指導計画の作成。
  - ・道徳科以外の指導で、どのような場面でどのように道徳教育を行うのかを示した、道徳教育全体計画別葉の作成。
- 【5】道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して取り組む体制が整っていること。
- 【6】児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、情報モラルに関する指導を充実すること。また、社会の持続可能な発展など、現代的な課題の解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。
- 【7】道徳科の授業を積極的に公開したり、保護者や地域の人々から学ぶ活動や、地域の伝統文化や行事への参加を生かした取組をしたり、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

### 3 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を〔広い視野で〕多面的・多角的に考え、自己の〔人間としての〕生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」〔 〕内は中学校

#### (1) 「道徳的諸価値について理解する」

道徳的諸価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。なお、「道徳的諸価値についての理解」には3つの側面がある。

- ・価値理解：道徳的価値を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること。
- ・人間理解：道徳的価値は大切であっても実現することが難しい人間の弱さも理解すること。

・他者理解:道徳的価値を実現したり、実現できなかつたりする場合の感じ方、考え方は一つではなく、多様であるということ为前提として理解すること。

指導の際には、特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり、本来実感を伴って理解すべき道徳的価値のよさや大切さを観念的に理解させたりする学習に終始することのないように配慮することが大切である。

(2)「自己を見つめる」

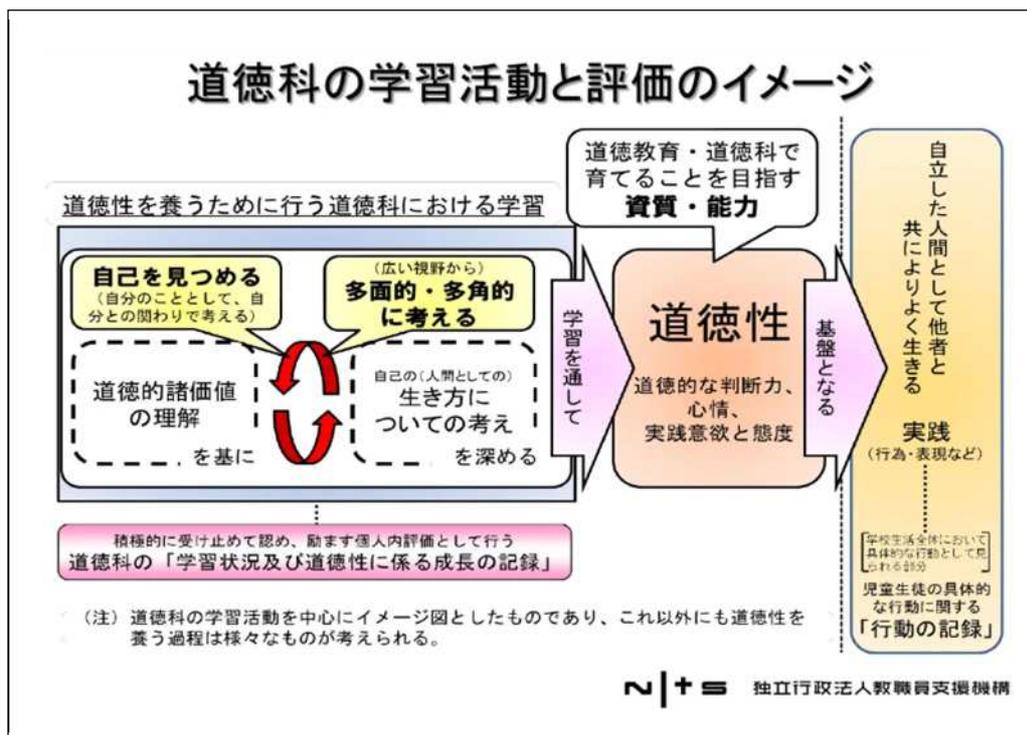
道徳科で大切なことは、児童生徒が道徳的諸価値を自分との関わりで捉えることである。「自己を見つめる」とは、自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、さらに考えを深めることである。

(3)「物事を(広い視野から)多面的・多角的に考える」

児童生徒がこれから出会う様々な問題は、答えが一つであるとは限らない。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することが大切であり、児童生徒が多様な価値観の存在を前提にして他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められる。

(4)「自己の(人間としての)生き方についての考えを深める」

児童生徒が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された道徳的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。そして、そのことを通して、日常生活あるいは今後出会う様々な場面や、状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を育成していく。



道徳教育アーカイブ  
 ~「特別の教科 道徳」の全面実施~  
<https://doutoku.mext.go.jp>  
 道徳教育アーカイブ



NITS 独立行政法人教職員支援機構

## 4 道徳科の評価

児童〔生徒〕の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」〔 〕内は中学校

道徳科は「道徳性を養う」という目標を掲げているが、道徳性は外からは見ることのできない内面的資質のため、道徳性が養われたかどうかを容易に判断することはできない。つまり、道徳性の評価は数値などによって評価してはならない。道徳科において評価の対象となるのは「学習状況」と「道徳性に係る成長の様子」である。道徳科の評価の基盤には、教師と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。このことを踏まえて、道徳科における評価のポイントは以下のとおりである。

- ・学習活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取る。
  - ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行う。
  - ・特に、児童生徒の道徳的価値観が多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的諸価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
  - ・他教科における「目標に準拠した評価」ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます「個人内評価」として行う。
- なお、指導要録における道徳科の評価は記述式とする。
- ・観点別評価を通じて見取ろうとすることは、妥当ではない。
  - ・学習評価の妥当性、信頼性等が担保されるよう、評価は個々の教師が個人として行うのではなく、学校として組織的・計画的に行われることが重要である。

## 5 高等学校における道徳教育

高等学校においては道徳科が設けられていないが、高等学校学習指導要領には、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うものとして明確に位置付けられている。高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育である。生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探究し、豊かな自己形成ができるよう、公民科や特別活動のホームルーム活動を中心に各教科・科目、特別活動等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて適切な指導を行うものとしている。その際、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、指導の方針や重点を明確にして、道徳教育の全体計画を作成すること、また、各教科・科目等の年間指導計画に「道徳教育の視点」を盛り込み、それを意識して指導することが大切である。小・中学校における道徳教育を踏まえつつ、就業体験やボランティア体験などの体験的な活動を重視し、生徒の発達にふさわしい高等学校における道徳教育を行う必要がある。

## 6 特別支援学校における道徳教育

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校に準ずることとしているが、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、特別支援学校においては以下の3つの事項に十分配慮する必要がある。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

※特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」

また、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部においては、「特別の教科道徳」が位置づけられており、各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、将来の生活を見据え、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導するものとしている。その際、個々の生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うことが大切である。

# 5 特別活動

## 1 特別活動を充実させる

特別活動指導資料には特別活動の充実について次のように示されている。

—特別活動を充実させる—

- 学級経営に役立つ ○学力向上につながる ○キャリア教育の要となる
- 生徒指導上の問題を未然に防止する ○道徳的実践に結びつく

特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動 小学校編（平成30年 国立教育政策研究所）を参考に作成

また、特別活動を充実させるための教師の役割として次のことが示されている。

—特別活動と学びの ABCDEF—

- Learning by Accepting 受容することによって学ぶ
- Learning to Be 生きることを学ぶ
- Learning by Caring 助け合いの中で学ぶ
- Learning by Doing なすことによって学ぶ
- Learning with Enjoying 楽しんで学ぶ
- Learning for Future 未来のための学習

学校文化を創る特別活動 中学校・高等学校編（令和5年 国立教育政策研究所）を参考に作成

特別活動の充実には、教師が特別活動の目標や特質を理解することが重要である。



特別活動  
指導資料  
の掲載先  
(国教研 HP)

## 2 小・中学校における特別活動

### (1) 目標 ※（ ）内は中学校

①集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、②様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己(人間として)の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

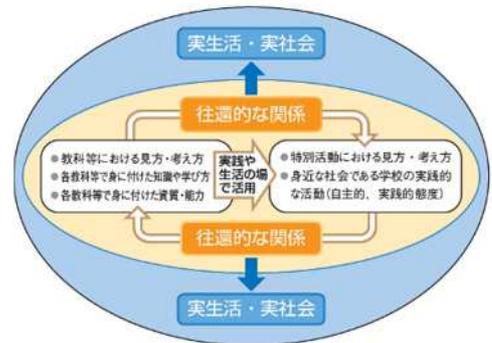
#### ①「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ」

(下線部①)について

ア「課題を見だし解決に向けて取り組むという実践的な学習である」「各教科等で学んだことを実際の生活において総合的に活用して実践する」という特別活動の特質に応じた「見方・考え方」を示している。

イ「見方・考え方」を働かせるとは、各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい社会生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結びつけることである。

(右イメージ図参照)



特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動 小学校編（平成30年 国立教育政策研究所）P28から引用

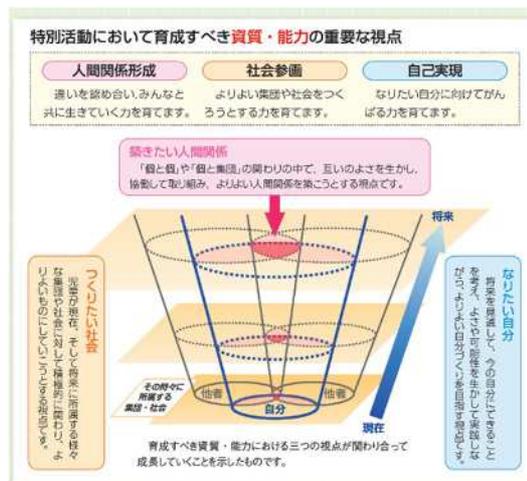
#### ②特別活動の学習の過程(下線部②)について

様々な集団活動	学級活動、児童会(生徒会)活動、クラブ活動(小学校のみ)、学校行事のこと。(以下、『各活動・学校行事』とする)
自主的、実践的に取り組み	集団活動の中で、一人一人の児童(生徒)が、実生活における課題の解決に取り組むことを通じて学ぶことである。「学級活動(1)学級や学校における生活づくりへの参画」、児童会(生徒会)活動、クラブ活動については、さらに「自発的、自治的な活動」であることを特質としている。

互いのよさや可能性を發揮しながら	集団における合意形成や意思決定は、同調圧力に流されることがなく、批判的思考力を持ち、他者の意見も受け入れつつ自分の考えも主張できるようにすることが大切である。
集団や自己の生活上の課題を解決する	様々な集団活動を通して集団や個人の課題を見だし、解決するための方法や内容を話し合っ、合意形成や意思決定をするとともに、それを協働して成し遂げたり強い意志を持って実現したりする児童(生徒)の活動内容や学習過程を示したものである。

③育成を目指す資質・能力について

3つの柱に沿って示されている特別活動で育成を目指す資質・能力は、右図のように「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」という3つの視点を手掛かりに整理されている。



特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動 小学校編 (平成30年 国立教育政策研究所) P5 から引用

(2) 各活動・学校行事の目標

①特別活動は、各活動・学校行事で構成されており、それぞれが独自の目標と内容をもつ教育活動である。これらは、構成や規模、活動の原理などが異なる集団活動を通して、第1の目標に掲げる特別活動で育成すべき資質・能力を身に付けることを目指して行く。

②各学校においては、こうした特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて、それぞれの活動の特質を生かした指導計画を作成し、指導の充実を図ることが大切である。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

指導計画の作成に係る内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「単元」や時間のまとまりがなく、各活動・学校行事が同時並行的に行われるものであるということを踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」が実現するように組み立てること。</li> <li>○全教職員の共通理解と協力体制が確立され、連携して指導にあたることができるよう、調和のとれた全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教職員の協力の下で作成すること。</li> <li>○全体計画や年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態や児童生徒の発達の段階を考慮し、児童生徒の自主的、実践的な活動が促されるようにすること。</li> <li>○内容相互及び各教科、道徳科、外国語活動(小学校のみ)、総合的な学習の時間などの指導との関連を図ること。</li> </ul>
内容の取扱いに係る内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の発意・発想を重視し、啓発しながら、「なすことによって学ぶ」を方法原理とすること。</li> <li>○教師の適切な指導の下に行われる児童生徒の自発的、自治的な活動の特質とする内容と、教師の指導を中心とした児童生徒の自主的、実践的な活動の特質とする内容を区別して指導すること。</li> <li>○児童生徒及び学校の実態並びに道徳教育の重点などを踏まえ、指導内容の重点化と、必要に応じた内容間の関連や統合、他の内容の追加ができること。</li> <li>○ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図ること。</li> <li>○異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動を重視すること。</li> <li>○入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。</li> <li>○学級活動(3)の指導にあたっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用すること。</li> </ul>

### 3 高等学校における特別活動

#### (1) 目標

<p>集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。</p> <p>(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。</p>
---

- ①特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。中学校からの積み重ねや経験を活かしつつ、発達段階を踏まえて発展させていくことが大切である。
- ②特別活動で育成を目指す資質・能力は、以下の3つの視点を踏まえて整理されている。これら3つの視点は、相互に関わり合っていて、明確に区別されるものでないことに留意する必要がある。

人間関係形成	集団の中で人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点
社会参画	集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点
自己実現	集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点

#### (2) 各活動・学校行事の内容

- ①特別活動は以下の内容をもって構成される。

ホームルーム活動	(1)ホームルームや学校における生活づくりへの参画 (2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3)一人一人のキャリア形成と自己実現
生徒会活動	(1)生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2)学校行事への協力 (3)ボランティア活動などの社会参画
学校行事	(1)儀式的行事 (2)文化的行事 (3)健康安全・体育的行事 (4)旅行・集団宿泊的行事 (5)勤労生産・奉仕的行事

- ②ホームルーム活動の学習過程において、(1)については集団としての合意形成を、(2)及び(3)については一人一人の意思決定を行うことが示されている。
- ③総則において特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用すること。

#### (3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

特別活動の全体計画と各活動、学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、次のような点を配慮する必要がある。

- ・ 学校の創意工夫を生かす。
- ・ ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階及び特質等を考慮する。
- ・ 各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図る。
- ・ 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。
- ・ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。

—特別活動の授業づくり等に係る情報— しまねの教育情報 Web EIOS

小学校	中学校	高等学校
		

【参考資料】 各校種 学習指導要領解説 特別活動(文部科学省) 特別活動指導資料(国立教育政策研究所)

## 1 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の目標及び内容

総合的な学習の時間・総合的な探究の時間(以下「総合的な学習の時間」という。)は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の生き方(総合的な探究の時間では「自己の在り方生き方」)を考えながら、よりよく課題を解決していく(総合的な探究の時間では「課題を発見し解決していく」)ための資質・能力を育成することを目標としている。総合的な学習の時間に行われる学習では、教科等の枠を超えて、探究する価値のある課題について各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくことが重要である。また、それを通して自己の生き方(総合的な探究の時間では「自己の在り方生き方」)を考えることにつながるものでなければならない。

各学校においては、上記の内容を踏まえ、総合的な学習の時間の目標を定め、その実現を目指さなければならない。この目標は、学校の教育目標との関連性を考慮しつつ、この時間全体を通して各学校が育てたいと願う児童生徒の姿や育成を目指す資質・能力、学習活動の在り方などを表現したものになる必要がある。

総合的な学習の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容が学習指導要領に明示されていない。各学校は、内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定めなければならない。

各学校は、総合的な学習の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することが大切であり、ここに総合的な学習の時間の大きな特質がある。

## 2 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の評価

### (1) 児童生徒の学習状況の評価

各学校において目標や内容を定めることから、その目標や内容に従って評価の観点を定める必要がある。そのうえで、具体的な児童生徒の姿を見取るに相応しい評価規準を設定し、評価方法や評価場面を適切に位置付けることが大切である。また、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価することにより、児童生徒自身が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることも肝要である。

### (2) 評価の方法

総合的な学習の時間における評価として以下の3点について配慮する。

- ①信頼される評価: 教員の適切な判断に基づいた評価が必要であり、教員によって著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教員も同じように判断できる評価であること。
- ②多様な評価: 多様な評価方法や複数の評価者による評価を適切に組み合わせること。
- ③過程の評価: 評価を学習活動の終末だけでなく、事前や途中で適切に位置付けること。

## 3 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の学習指導

### (1) 児童生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと

総合的な学習の時間においては、生徒が自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断するなど、生徒の主体性や興味・関心を十分に生かすことが望まれる。課題設定や解決方法を教師が必要以上に教え過ぎてしまうことによって、生徒が自ら学ぶことを妨げたり、どのような活動をするのかということに目を向け過ぎるあまり、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力が身に付いているかが見えにくくなったりしないように配慮する。

### (2) 探究的な学習の指導のポイント

総合的な学習の時間の目標を実現するためのポイントは、①「学習過程を探究的にすること」として探究的な学習の過程のイメージを明らかにしていくことと、②「他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること」として「探究的な活動」の更なる充実に向けた方向性を明らかにしていくことである。

### ①学習過程を探究的にすること

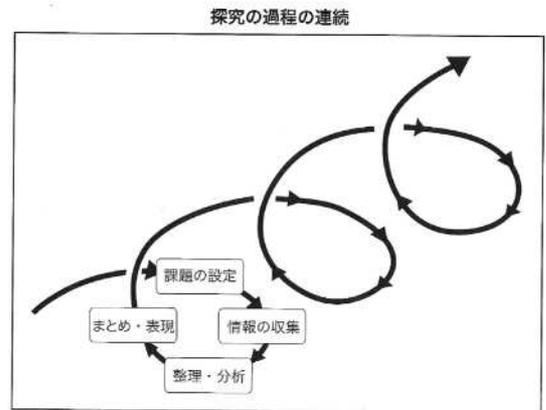
探究的な学習とは右図のような一連の学習活動である。解の定まらない複雑で入り組んだ生活や社会の諸問題を追究していく中で、新たな認識を得たり、資質や能力及び態度を身に付けたりしていく。こうした探究の過程を繰り返していくことで、探究的な学習を実現し、児童生徒の学習の質が高まっていく。

【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ

【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする

【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する



### ②他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

次のような場面と児童生徒の姿が想定できる。

- それぞれの児童生徒が得た様々な情報を活用して協働的に学ぶ
- 異なる視点から考え、協働的に学ぶ
- 力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
- 主体的かつ協働的に学ぶ

協働的に学ぶことにより、多様な考えをもつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力の育成につながる。また、探究的な学習として、児童生徒の学習の質を高めることにつながる。

### (3)指導上の留意事項

総合的な学習の時間の取組により、大きな成果を上げている学校がある一方で本来の趣旨に沿った授業が十分に実現できていない学校もある。総合的な学習の時間の目標や内容は各学校が適切にこれを定めることから、取組には各学校の独自性が生まれるが、この取組の違いが成果の差になってはならない。総合的な学習の時間の目標を達成し、この時間に付けるべき力がすべての児童生徒に保障される必要がある。

総合的な学習の時間の目標を明確化するとともに、児童生徒に育てたい資質・能力や学習活動の示し方、関連する教科・科目や特別活動との関係の整理等、学習計画について不断に検討する必要がある。

#### ※参考資料

『総合的な学習の時間ガイドブック(小・中学校編)』

『総合的な探究の時間ガイドブック(高等学校編)』



【しまねの教育情報 Web EIOS に掲載】

URL: <https://eio-shimane.jp/class-making/982>



## 7 学校図書館活用教育

学習指導要領第1章総則においては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」とされている。

### 学校図書館の3つの機能 ①「読書センター」②「学習センター」③「情報センター」

- ① 児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導を通じて、言語能力を育成する場
- ② 児童生徒の学習活動を支援し、理解と思考を深め、より質の高い学びを展開する場
- ③ 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応し、児童生徒の情報活用能力を育成する場

各学校においては、以下の点について積極的な取組が望まれる。

### 1 学校図書館活用の指導計画への位置づけと組織的な取組の構築

- (1) 学習指導要領において、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、教育課程全体で育成するものとされたことを踏まえ、各教科の指導内容や学習活動との関連を明確にした教科横断的な年間指導計画や指導体系表を整備するとともに、全ての授業者が学校図書館を有効に活用し、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を目指す。
- (2) 学校図書館の管理・運営に当たっては、館長である校長のリーダーシップの下、司書教諭や学びのサポーター・学校司書等、情報教育担当者等による「学校図書館運営委員会」等の組織を中心とした全教職員の共通理解に基づく協力体制の確立に努める。
- (3) 学校図書館が、3つのセンター機能を十分発揮できるよう、ICTを含めた環境整備、図書・視聴覚資料等の充実に努めるとともに、公共図書館等との連携を図る。

### 2 学校図書館を活用した学習の充実による情報活用能力の育成

- (1) 学校図書館を活用した学習においては、教科のねらいに沿った言語活動を設定するとともに、<課題の設定> → <情報の収集> → <情報の整理・分析> → <まとめ・表現> という探究学習の一連のプロセスで必要となる情報活用スキル（課題設定の仕方、事典・年鑑・図鑑の使い方、要約の仕方、発表資料のまとめ方、発表の仕方等）を身に付けられるようにする。
- (2) 図書、新聞、Web 資料等様々なコンテンツを活用した学習活動を展開することにより、児童生徒が様々な情報を比較したり関連付けたりして自分の考えを持つことができるようにする。また、1人1台端末等のICTを活用して、より多様なメディアを活用した学習活動が行われるようにする。こうした学習活動をより多くの教科等で系統的に繰り返し行うことで、知識や情報の収集・選択・活用などの情報活用能力の育成を図る。

### 3 計画的な読書活動指導の推進

- (1) 読書は、児童生徒の生きる力の育成に欠かせない活動であり、生涯にわたる自己啓発の基盤の一つとなるものである。児童生徒の読書の実態を把握したうえで、主体的に読書をする態度や読書習慣が定着するよう、家庭や地域社会と連携しながら計画的な読書指導を推進する。
- (2) 児童生徒の発達の段階に応じて、読み聞かせ、ブックトークなど指導方法を工夫したり、必読図書、推薦図書を示したりするなどして、読書の質の向上と量の確保（1日30分以上読書をする児童生徒割合の増加）を図る。
- (3) 学習指導要領解説国語編においては、『「読書」とは、本を読むことに加え、新聞、雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する資料を読んだりすることを含む。』とされており、国語科はもとより、各教科、特別活動など学校の教育活動全体において行う必要があることに留意する。

## 8 主権者教育

### 1 主権者教育の必要性

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものである。これに基づき学校では、これまでも児童生徒の政治的教養を育む教育が行われてきた。

平成27年の公職選挙法改正（平成28年6月19日施行）により、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、学校においては主権者教育を一層推進することが求められている。

その際、政治や選挙に関する知識に加えて、教育基本法第14条第2項に基づき、学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められている。

### 2 主権者として求められる資質・能力

主権者教育を通して育成すべき資質・能力とは、国家・社会の形成者、すなわち民主主義の担い手として求められる力である。具体的には以下の4点にまとめられる。

- (1) 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- (2) 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- (3) 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- (4) 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

こうした力は、変化の速い社会においても活用できる、汎用性の高い力である。しかし、これらの力は、決して主権者教育でのみ育まれるものではない。教科の学習をはじめとする従来の学校教育で目指されてきた力である。主権者教育という特別な教育を今のカリキュラムに追加するということではなく、主権者教育という視点から学校の全教育課程を見直していくことが必要である。

### 3 実践的な学習活動

模擬選挙、模擬請願、模擬議会等の実践的な活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまうような留意する必要がある。実践的な活動に取り組む場合には、当該活動においてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に意識しつつ、指導を行っていくことが求められる。実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法をまとめると、次のようなものが考えられる。

- (1) 正解が一つに定まらない問いに取り組む学び
- (2) 学習したことを活用して解決策を考える学び
- (3) 他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

### 4 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点

実践的な教育活動を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、下記のような点に配慮して学校として組織的に取り組むことが求められる。

- (1) 一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、児童生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であり、指導に当たっては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
- (2) 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、児童生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
- (3) 特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、児童生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをしないよう留意すること。
- (4) 教員は自らの言動が児童生徒に与える影響が極めて大きいことから、個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で指導すること。

# 9 ICTの活用の推進

## 1 島根県におけるICTの活用の現状と課題

人工知能(AI)、とりわけ生成AI(Generative AI)の急速な進化や、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)等の技術が社会基盤として定着しつつある中、社会の変化は予測困難かつ非連続なものとなっている。Society 5.0の実現に向け、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)が加速する現代において、学校教育におけるICTは、もはや単なる「教具」ではなく、鉛筆やノートと同様の「文房具」であり、社会とつながるための不可欠な「ライフライン」となっている。

島根県の学校現場においては、GIGAスクール構想の推進により一人一台端末環境が定着し、多様な児童生徒を「誰一人取り残さない」学びのための基盤が整った。現在は、端末の更新を見据えた「Next GIGA」のフェーズへと移行し、整備された環境をいかに質的に高め、持続可能なものとするかが問われている。この段階においては、単に端末を使うこと自体を目的とするのではなく、端末を活用していかに深い学びを実現するかという「活用の質」が重要となる。クラウド環境の日常的な活用は、情報の共有や共同編集を容易にし、時空間の制約を超えた協働的な学びを実現した。

さらに今後は、教育データの利活用による科学的な指導(EBPM)や、生成AIを適切に組み合わせた高度な探究活動が求められる。これらは、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を加速させるだけでなく、児童生徒自身が自らの学習を調整する「自己調整学習」の確立につながるものである。情報技術を社会貢献のために利活用できる態度を育むことも急務である。

また、一人一台端末と高速通信ネットワーク、そして統合型校務支援システムの連携による「校務DX」の推進は、教職員の業務効率化にとどまらず、そこから生まれた時間を児童生徒と向き合う時間に充てることで、学校全体のウェルビーイング向上につながるものである。デジタル環境があるからこそ実現できる、創造的で人間味あふれる学びへの転換。この意識変革が求められている。

## 2 全ての子供たちの資質・能力を最大化させるデジタル学習基盤の活用

学習指導要領がめざすのは、「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じて、これからの社会で求められる「資質・能力」を、全ての子供に対して確実に育成することである。そのための具体的な改善の視点が「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」であり、この学びの姿を具現化する強力なエンジンとなるのが、デジタル学習基盤の活用である。

デジタル学習基盤とは、一人一台端末や高速通信ネットワーク、クラウド環境、CBTシステム(MEXCBT)、教育データの利活用といった要素で構成される、新時代の学習環境を指す<sup>1</sup>。この基盤は、これまでの教師の創意工夫による取組と方向性を異にするものではなく、これまでの土台

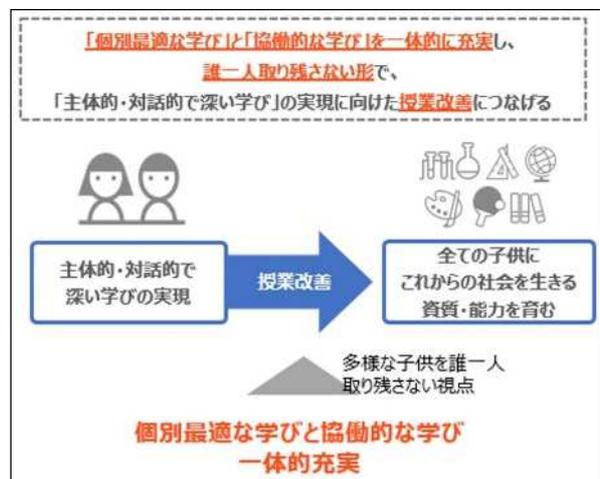


図1 学習指導要領がめざすもの

(文部科学省「授業づくりnote「サポートマガジン『みるみる』」基本編②より)

<sup>1</sup> 文部科学省「デジタル学習基盤に係る現状と課題の整理」(令和6年11月)

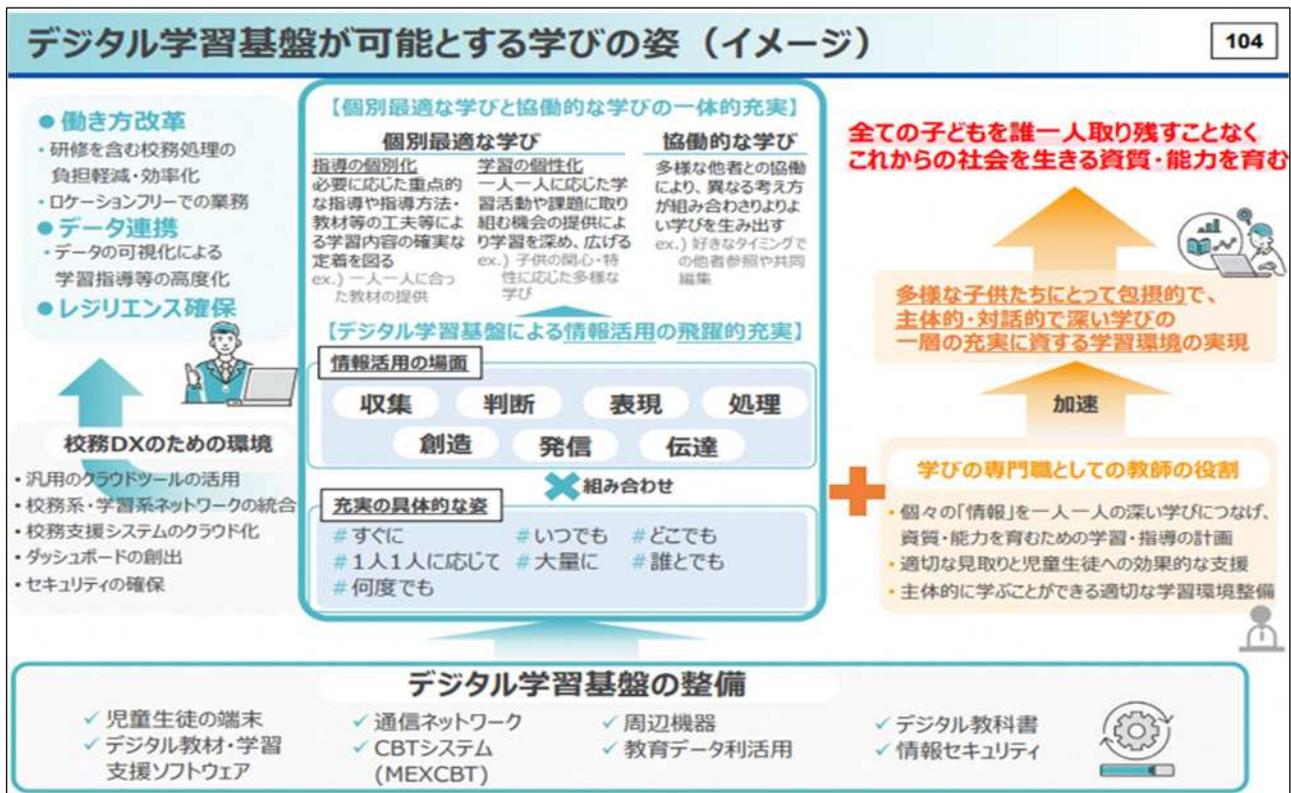


図2 デジタル学習基盤が可能とする学びの姿 (イメージ)

(文部科学省「デジタル学習基盤に係る現状と課題の整理」令和6年11月 p.104)

の上に、情報技術の特性・強みをもって学習環境をより豊かにし、全ての子供たちにその環境をより容易に提供できるようにするためのものである。

GIGA スクール構想の推進によりこれらの環境整備は急速に進み、令和7年3月時点で児童生徒1人当たりの端末台数は1.1台、普通教室の無線LAN整備率は97.1%に達している<sup>2</sup>。ICT機器を授業で「ほぼ毎日」「週3日以上」活用する学校は9割を超えており、<sup>3</sup>今や端末は鉛筆やノートと並ぶ学習の「マストアイテム」となっている。

とはいえ、どれほど高度なICT環境を整えたとしても、それを使う子供たち自身に、道具を使いこなし、情報を取捨選択する力がなければ、学びの深化にはつながらない。つまり、「情報活用能力」の育成こそが、「主体的・対話的で深い学び」の実現の鍵となる<sup>4</sup>。

また、端末を使うこと自体を目的とする段階から、子供自身が主体的に学習を調整し、資質・能力を育むための「学習者のツール」として使う段階へと質を高めることも重要である。多様で大量の情報を扱ったり、時間や空間を問わずに情報をやり取りしたり、思考の過程や結果を共有したりするクラウドの強みを生かした「情報活用」の格段の充実を図ることこそが、子供の情報活用能力を育成し、学びの質を高めることにつながると言える<sup>5</sup>。

次期学習指導要領改訂に向けては、小学校の総合的な学習の時間への「情報の領域(仮称)」の付加や、中学校での「情報・技術科(仮称)」の新設など、情報活用能力を抜本的に向上させるための新たな枠組みが検討され

<sup>2</sup> 文部科学省「令和6年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果[確定値](令和7年3月1日現在)」

<sup>3</sup> 「ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は、小学校97%(前年比3ポイント増)、中学校94%(前年比4ポイント増)」(文部科学省「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果(概要)」p.53)

<sup>4</sup> 情報活用能力やその育成についての詳細は、本手引の第4章1-4を参照。

<sup>5</sup> 教育・学習におけるICT活用の特性・強みは、「StuDX Styleを活用した研修例」【資料2】(文部科学省Webページ「StuDX Style」)に整理されている。

ている<sup>6</sup>。現在の GIGA 端末の活用が、これらの将来的な枠組みへの橋渡しであることを認識し、系統的な指導に取り組む必要がある。

### 3 「学習者主体」への転換と学びの自己調整

端末の活用が「Next GIGA」のフェーズに入る今、求められているのは考え方のアップデートである。教師が「どう教えるか」に注力する段階から、子供たちが「どう学ぶか」を主軸に置く形へと、一歩踏み出すときに来ている。とりわけデジタル学習基盤は、子供が自らの学習状況を把握し、課題に合わせて自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む「学びの自己調整」において力を発揮する。

この自己調整を支える一助となるのが、教育データの利活用である。学習履歴や MEXCBT(メクビット)などのデータを活用すれば、子供が自身の学びや成長の記録を振り返り、強みや弱みを把握することが容易になる。データという客観的な手がかりをもとに、自分の今の立ち位置を確かめ、次のステップへの具体的な見通しを持つ習慣は、自分自身を客観的に捉える力を高めることにつながる<sup>7</sup>。

そして、この自己調整は、単なる復習だけで終わるものではない。データによって現在地を把握した子供は、さらに一歩進んで、自らの問いを深めたり、新しいアイデアを形にしたりする探究へと向っていく。このとき、対話を通じて子供の思考をさらに広げてくれるパートナーとなるのが、生成 AI をはじめとする先端技術である。

生成 AI は、単に答えを出す道具ではなく、議論の「壁打ち相手」や、アイデアと一緒に練り上げる「対話の相手」として位置づけたい。自分一人の思考では思い浮かばない新たな視点を AI との対話から引き出し、データが示すこれまでの学びの蓄積を土台にしつつ、AI との対話を通じて「どんな問いを立てるか」といった次の思考を促す。もちろん、AI に丸投げするのではなく、誤った情報が含まれるリスクを理解し、自分の問いを解決するために「賢く使いこなす力(AI リテラシー)」を育てることが欠かせない<sup>8</sup>。

データによる確かな振り返りと、AI による新しい視点の獲得。この両輪が回ることで、子供の学びは、自らの問いをもとに、最適解を模索する探究的なものへと高まっていくであろう。

### 4 多様な子供たちが共に学び、一人一人の可能性を最大限に引き出す環境づくり

デジタル学習基盤の大きな役割の一つは、一人ひとりの特性に合わせた「学びやすさ」を整え、どんな背景を持つ子供も取り残さずに学べる環境を保障することである。

例えば、文字の読み書きに困難さがある子供にとって、音声読み上げやデジタル教科書の拡大機能は、その子供が本来持っている力を発揮するために欠かせない合理的配慮となる。これは特定の子供のためだけではなく、その他の子供にとっても「学びの壁」を取り除き、主体的な参加を支援するものである。

また、場所や言語の壁も、デジタルは軽々と超えていく。例えば、不登校や病気で学校に来られない子供も、オンラインで教室とつながり、仲間と一緒に学ぶことができる。外国人児童生徒等も、翻訳機能を活用することで、言語の壁を超えて授業に参加できる。このように、デジタル学習基盤をうまく生かすことで、一人ひとりの違いを「強み」として認め合い、共に学び高め合える豊かな教育環境の実現が可能となった。

<sup>6</sup> 文部科学省「教育課程企画特別部会 論点整理」(令和7年9月)p.59,60

<sup>7</sup> 文部科学省「教育データの利活用に係る留意事項(第3版)」(令和7年3月更新)p.103,104

<sup>8</sup> 文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン(Ver.2)」(令和6年12月)

## 5 自律的な活用を支える情報モラル教育とリテラシー

一人一台端末が学習の基盤となった現在、情報モラル教育も「禁止や制限」から「正しく安全に使いこなすための資質・能力の育成」へのアップデートが求められている。情報モラルは「情報社会で適正な活動を行うための基盤となる考え方や態度」であり、自律的に判断し行動できる力の育成を重視している。

クラウド環境での協働学習は、他者を尊重し、建設的に対話する力を養う貴重な実践の場となる。共同編集やチャットの活用といった日常の学びを通じて、自分の発信が誰かに与える影響を想像し、責任ある行動を自然に選択できる。そんな姿を、日々の活動の中で子供たちと一緒に育んでいきたい。

また、生成 AI をはじめとする先端技術が身近になる中で、情報の真偽を確かめる「ファクトチェック」や著作権、個人情報取り扱いといったプライバシーへの配慮など、メディア・リテラシーの重要性も増している<sup>9</sup>。溢れる情報の中から必要なものを適切に選び取り、その妥当性を落ち着いて判断する力は、これからの社会を生き抜く子供たちにとって心強い武器になるはずである。

さらに、健康面への配慮も忘れてはならない。端末の使用時間や姿勢、視力への影響など、大人が一律に制限するだけでなく、子供自身が自分の体調や状況に合わせて「今は少し目を休めよう」とコントロールできる力を、学校と家庭が足並みを揃えて伸ばしていく必要がある<sup>10</sup>。

このように、プライバシー保護の知識や社会的な責任感を備えつつ、健康にも配慮してデジタルという道具を自律的に使いこなす力を養うこと、こうした情報社会において適正に活動するための基底となる考え方や態度を育むことが大切である。

## 6 校務 DX の推進がもたらす教師・子供の創造的な「余白」

子供たちの豊かな学びを支えるためには、教職員の働く環境を整えることも重要である。校務 DX の目的は、単なる事務作業の効率化ではなく、教師にしかできない仕事、すなわち「子供と向き合う時間」を物理的・精神的に創り出すことにある。

汎用のクラウドツールを活用すれば、校内のどこでも、そして出張先からでも業務ができたり、一度入力したデータが名簿や成績に自動で反映されたりする。保護者への連絡や欠席確認、会議資料のペーパーレス化などは、すぐに取り組める効果的な一歩である<sup>11</sup>。

さらに、教育データの活用は、子供の見取りの質も変えていく<sup>12</sup>。日々の学習履歴や心の健康状態を一覧できる「ダッシュボード」等の利活用により、客観的なデータに基づいたきめ細かな見取りが可能になる。経験や勘だけでなく、データの変化から子供が発する「小さな SOS」を早期に発見し、学校全体で迅速に対応する「チーム学校」としての体制が整う。

デジタル化によって生まれた「余白」を、対面での温かな対話や、探究的な活動へと充てること、これこそが、教育の質を高めるきっかけとなる。

<sup>9</sup> 文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン (Ver.2)」(令和6年12月)

<sup>10</sup> 文部科学省「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック (令和4年3月改訂版)」(令和4年3月)

<sup>11</sup> チェックリストや学校の自己点検結果、参考資料などは、文部科学省 Web ページ「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」にまとめて掲載されている。

<sup>12</sup> 文部科学省「教育データの利活用に係る留意事項 (第3版)」(令和7年3月更新) p.103,104

## 7 組織として取り組む情報セキュリティのアップデート

デジタル活用の質を真に高めていくためには、まず子供たちが安心して学びに没頭できる安全な学習基盤を、組織全体で支えていく姿勢が欠かせない。学校における個人情報漏えい事故の約 8 割が紛失や誤送信といった「人的要因」によるものであるという事実は、日々の業務の中で誰もが当事者になり得ることを示唆している<sup>13</sup>。

子供たちのプライバシーと安全を確実に守り抜くためには、我々自身が校内の情報資産（個人情報や機微なデータ）を丁寧に整理し、その重要度に応じた適切な取扱いを徹底していくことが、何よりの土台となる。また、不正アクセスを防ぐための多要素認証やアクセス制限といった仕組みを正しく理解し、日々の運用の中で形骸化させないよう意識を向けることが大切である<sup>14</sup>。ID・パスワードの厳格な管理はもちろん、クラウド上での共有設定の一つひとつが、実は子供たちの安全な日常に直結している。個人の注意だけに頼り切るのではなく、お互いの設定を確認し合ったり、ミスが起こりそうな場面を相談し合ったりできるような、温かくも規律ある組織文化を育てていきたい。

セキュリティへの配慮は、活動を制限するための「守り」であってはならない。子供たちがデジタルという強力な道具を、リスクを恐れることなく自由かつ創造的に「攻め」のツールとして使いこなすためのよりどころである。教職員が新しい環境に即した役割を誠実に果たすことで、初めて子供たちの個人情報と尊厳が守られ、自由で創造的な学びの場が、確かなものとして担保されるのである。

---

<sup>13</sup> 教育ネットワーク情報セキュリティ推進委員会 (ISEN) 「令和 6 年度 (2024 年度) 学校・教育機関における個人情報漏えい事故の発生状況-調査報告書-第 2 版」(令和 7 年 11 月) p.9

<sup>14</sup> 情報の重要度に応じた情報資産の分類、あるいはクラウドの仕組やクラウド環境で必要とされるセキュリティの考え方については、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月改訂版)」を参照されたい。

# 10 持続可能な開発のための教育 (ESD)

## ・持続可能な開発目標 (SDGs)

### 1 持続可能な開発のための教育 (ESD: Education for Sustainable Development) とは

今、世界には環境、貧困、人権、開発といった様々な地球規模の問題がある。ESD とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動である。

ESDの実施には特に次の二つの観点が必要である。

- (1) 人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- (2) 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要である。



文部科学省 HP より

### 2 持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは

2015年9月にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」において、150 を超える加盟国首脳に参加のもと「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。この中で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として掲げられた目標が、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」である。現在、2030年を期限に「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組んでいるところである。

SDGsの特徴

- ・普遍性…先進国を含め、全ての国が行動
- ・包摂性…人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- ・参画型…すべてのステークホルダーが役割を
- ・総合性…社会・経済・環境に総合的に取り組む
- ・透明性…定期的にフォローアップ



### 3 学校における取組(国立教育政策研究所の提案から)

<ESDの視点に立った学習指導の目標>

持続可能な社会づくりに関わる課題を見だし、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付ける。

(1) 課題を見いだすための視点(持続可能な社会づくりの構成概念(例))

人を取り巻く環境に関する視点

人の意思や行動に関する視点

- I 多様性……いろいろある
- II 相互性……関わり合っている
- III 有限性……限りがある
- IV 公平性……一人一人大切に
- V 連携性……力を合わせて
- VI 責任性……役割や責任を持って など

(2) 身に付けたい力(ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例))

- ① 批判的に考える力  
合理的・客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協動的、代替的に思考・判断する力
- ② 未来像を予測して計画を立てる力  
過去や現在に基づき、あるべき未来像(ビジョン)を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、ものごとを計画する力
- ③ 多面的、総合的に考える力  
人・もの・こと・社会・自然などのつながり・かかわり・ひろがり(システム)を理解し、それらを多面的、総合的に考える力
- ④ コミュニケーションを行う力  
自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、積極的にコミュニケーションを行う力
- ⑤ 他者と協力する態度  
他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協同してものごとを進めようとする力
- ⑥ つながりを尊重する態度  
人・もの・こと・社会・自然などと自分とのつながり・かかわりに関心を持ち、それらを尊重し大切にしようとする態度
- ⑦ 進んで参加する態度  
集団や社会における自分の発言や行動に責任を持ち、自分の役割を理解するとともに、ものごとに主体的に参加しようとする態度

(3) 指導を進める上での留意事項(ESDの視点に立った学習指導を進める上での留意事項(例))

- A 教材のつながり  
(学習課題や学習内容などを内容的・空間的・時間的につなげること)
- B 人のつながり  
(学習者同士、学習者と他の立場・世代の人々、学習者と地域・社会などをつなげること)
- C 能力・態度のつながり  
(身に付けた能力・態度を具体的な行動に移し、実践につなげること)

具体的な課題の発見・探究・解決の過程で、児童生徒自ら持続可能な社会づくりに関する価値観を身に付け、自らの意思を決定し、行動を変革していくことができるように配慮することが大切である。

### 4 ユネスコスクール

ユネスコスクールとは、ユネスコ憲章に示された理想を実現するため、平和や国際的な連携を实践するユネスコが認定する学校である。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置付けている。

参考：[ユネスコスクール加盟校](#)



# II 国際理解教育

## I 国際理解教育の充実

### (1) コミュニケーション能力の向上

社会のグローバル化は今後一層進展し、子どもたちは将来、様々な国の人々と日常的に関わり合いながら生活していくことになる。社会の複雑化、国際化に伴い、個人の価値観は多様化し、異なる考えを持つ人々とコミュニケーションを図り、お互いを尊重しながら生活していくことが求められる。

異なる文化や言語をもつ世界の人々と「共生」できる大人に成長するよう、相手の立場を尊重しつつ、自分の思いや考えを表現できる基礎的なコミュニケーション能力を、各教科等を通して計画的に指導することが大切である。

### (2) 自国の歴史、地域の文化の尊重

異なる文化を理解・尊重するためには、まず自分が住む地域の文化や、日本の歴史等についての認識を深め、自国の文化を尊ぶ態度を育むことが重要である。そのため、ふるさとの人や自然・歴史的遺産、受け継がれた伝統行事を大切にされた教育活動を推進する必要がある。社会科や総合的な学習の時間等での自国や郷土に関する主体的な学習を充実させ、児童生徒が自国の歴史や文化に誇りをもち、それらについて発信しようとする意欲を育てることが大切である。

### (3) 人権意識の高揚

島根県においても外国籍の児童生徒や外国につながる児童生徒の数は増加している。様々な文化背景をもつ人々が共生するためには、異なる文化・歴史をお互いが理解し、尊重し合うことが大切である。外国籍の児童生徒は、異なる生活様式や習慣、宗教などの背景をもっている場合がある。外国籍の児童生徒に対して、日本の文化や慣習を前提としつつも、一方的な価値観の押し付けとならないよう十分に配慮し、その児童生徒がもつ文化等を尊重しながら、すべての児童生徒が共に生活していけるよう指導していく必要がある。国籍や文化・習慣が異なる児童生徒が共に学校生活を送るためには、学校の教職員が高い人権意識をもち、これらのことを十分に理解したうえで指導していくことが求められる。

### (4) 地球規模の課題への対応

環境保全や限りある資源の活用などの環境問題や消費者問題をはじめとして、その対応を誤ると人類の存在自体を危うくすると考えられる国際的な課題が増加している。広い視野をもち、世界で起きていることと、自分たちが生活する地域で起きていることとを結びつけ、自分たちが今取り組めることを考えて行動に移すことができる児童生徒の育成が求められている。

国際社会の一員として、世界の人々と「共生」していくという視点で、自らの生活スタイルを見直したり、世界のために何ができるかを考えたりすること等を、教科等を通して指導していくことが大切である。

### (5) 交流の推進

グローバル化社会で生きていく児童生徒にとって、国際的な課題等への興味関心を高めるためにも、様々な国の人々と交流し、多様な価値観に触れることが大切である。授業の中で地域に住む外国人やALT、国際交流員等を活用し、児童生徒が様々な人々と交流する場を設けることは、国際理解を推進するうえで大変有効である。また、自校に外国籍の児童生徒等が在籍する場合には、該当児童生徒の理解を得たうえで、授業等でその児童生徒の国の文化・歴史等に触れたり、生活習慣や食生活等の体験活動を行ったりするなど、多文化共生の学校・学級経営を推進していくことが求められている。

## 2 国際化に対応するための言語能力の育成

### (1) 求められる言語能力

価値観が一層多様化し、情報が氾濫する現代社会においては、自分の考えを適切にまとめて相手に応じて表現するコミュニケーションに関わる言語能力が不可欠である。この能力は日本語や英語といった言語の種類に関わらず身に付けるべき能力だが、初等教育においては、特に母語である日本語での言語能力の育成が重要である。そして、今後ますます進展するグローバル化社会においては、異文化を背景とする人々と日常的にやり取りするための言語能力も求められ、英語などの外国語を用いたコミュニケーション能力の育成も重要である。

異なる文化をもつ人々とのコミュニケーションにおいては、特に次の3点について、留意が必要である。

- ① 相手の文化背景を考慮して、表現や理解を柔軟に行うこと。
- ② 自分の考えを適切な言葉で表現すること。
- ③ 的確かつ論理的に伝達すること。

これらのことを踏まえ、自分の伝えたいことだけを主張したり、すべてを相手に合わせてしまったりすることなく、お互いに理解し合うよう努め、相手のことを理解するための質問や自分のことを分かってもらうための説明の言葉などを適切に織り交ぜながら、誤解が生じないようにやり取りを進めていく姿勢が求められる。

## (2) 国際化に対応するための言語教育の在り方

こうした言語能力を育成するためには、自分の考えや思いを言葉にして表現し伝達することが大切であるという基本的な認識を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を高め、表現したり話し合ったりするための技能を身に付ける必要がある。これらの指導は国語や外国語の授業のみならず、各教科等の指導や学校生活全体の活動を通して行われるべきものである。

日本人としての主体性と異文化への柔軟な理解力、対応力を身に付け、確かな表現・理解を行う基本的な能力と、相手に応じて柔軟に対応できる応用的な能力を備えた日本人を育成することが望まれる。

## (3) 外国語教育の改善及び充実

グローバル化が急速に進展する中で、児童生徒たちは将来、世界と何らかの形で関係をもちながら生活していくことが想定される。そうした生活においては、外国語によるコミュニケーション能力はこれまで以上に重要になり、グローバル化社会を生きていくうえで不可欠な能力となることが考えられる。

グローバル化社会である現代においては、様々な国の人々と共生していくためのコミュニケーション能力の育成が必要であり、将来、子どもたちが外国語でコミュニケーションを図ることができるよう、外国語の知識だけでなく、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせることが大切である。そのため、次の点に留意し、指導の改善及び充実を図ることが重要である。

- ① 児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を具体的に示し、そのゴールに向けた効果的な授業を展開すること。
- ② 各学年で領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」）ごとの目標を適切に定め、その目標の実現を図ること。
- ③ 言語材料については、コミュニケーションを支えるものにとらえ、互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を通して定着を図ること。
- ④ 「話すこと」及び「書くこと」などの言語活動を適切に行うことや「やり取り」、「即興性」を意識した言語活動を十分に行うこと。
- ⑤ 聞いたり読んだりした内容について、自分の意見や感想を話したり書いたりするなど、領域統合型の言語活動を行うこと。
- ⑥ 言語活動に必然性を持たせ、児童生徒が活動したくなるような使用場面を設定すること。
- ⑦ 授業は英語で行うことを基本とすること。
- ⑧ 児童生徒の英語力向上を図るため、小・中・高等学校の連続性と系統性をもった学習指導のあり方について情報交換を行い、小学校外国語教育で培った資質・能力が中学校や高等学校で発展的に身に付けられるようにすること。

## 3 竹島に関する学習

国際的な課題解決に向かう意欲を高めるために、次頁からの「14 竹島に関する学習」を参考に各校で竹島に関する学習を計画的に推進していくことが大切である。

## 4 日本語指導が必要な児童生徒等への支援

### (1) 現状と背景

県内の学校では、日本語指導が必要な児童生徒が年々増加しており、幼児教育施設においても、日本語指導が必要な幼児や海外から帰国した幼児が在籍している。こうした児童生徒に対しては、日本語指導のみならず、学校生活への適応支援、教科学習への個別的な支援、さらには将来を見据えた進路支援など、多面的かつ継続的な支援が求められている。特に、学習言語としての日本語の習得が十分でないことを要因として、進学や進路選択に困難を抱える事例も見られることから、学校全体として計画的な支援体制を整えることが重要である。

## (2) 日本語指導における基本的な考え方

### ① 学校への適応と居場所づくり

言語や文化の違いはあるにせよ、外国人児童生徒等が安心して過ごせる「居場所」が確保されてはじめて、学習に向かう心の準備が整い、自己表現や他者との関係づくりが可能となる。十分な安心感が得られない場合、常に緊張状態に置かれたり、不安定な心理状態が継続したりすることがある。対象児童生徒の背景にある不安や戸惑いを丁寧に受け止める姿勢が求められる。

### ② 「学習するための言語能力」の理解

生活の中でのやり取りを通して、日常会話レベルの日本語（生活言語能力）は比較的短期間で身に付くことが多い。一方で、教科学習を支える日本語、いわゆる学習言語能力の習得には時間を要する。生活言語能力がある程度身に付いている場合であっても、学習言語能力が十分であるとは限らないことを教職員間で共通理解し、指導や評価に反映させることが重要である。

## (3) 学力保障と成長の支援

学校での学習成果を積み重ね、学力を身に付けることは、児童生徒が将来の進路を切り開いていくための基盤となる。そのため、児童生徒一人ひとりの理解度や背景に応じた学習支援を行い、学ぶ機会を確実に保障する必要がある。また、母語や母文化、また身に付けてきた日本語の力を尊重し、学習へとつなげていく視点が重要であり、児童生徒本人および保護者の期待に応える支援を継続していくことが求められる。

## (4) 自己肯定感とアイデンティティの形成

外国人児童生徒等は、言語や文化の違いから、学習面や人間関係において困難を抱えた状況に置かれる場合がある。こうした状況を踏まえ、児童生徒のよさや努力を認め、自尊感情を高める支援を行うことが重要である。学校や教職員、周囲の児童生徒、さらには家庭や地域社会が対象児童生徒を理解し、母語・母文化・母国に誇りを持って生きられるよう配慮することが、安定した成長と自己形成につながる。

## (5) 今後の課題への対応

今後、対象児童生徒の不登校等の問題についても、重要な課題として取り組む必要がある。すべての児童生徒が教育を受ける機会を確保できるよう、関係機関と連携しながら支援を進めることが求められる。また、母語・母文化を学校内外において尊重する取組が重要である。さらに、義務教育終了後を見据え、外国人児童生徒等および保護者に対して、分かりやすい進路情報の提供と適切な進路指導を行う必要がある。

## (6) 学校・学級担任に求められる視点

外国籍の児童生徒等の受入れを、学級や学校を豊かにする存在として捉えることが大切である。多様な文化的・言語的背景をもつ児童生徒との関わりは、在籍学級の児童生徒にとっても、価値観の多様性や共生社会について学ぶ貴重な機会となる。そのため、相互理解を促す指導や学級づくりを意識的に進める必要がある。

## (7) 指導体制の構築と制度の活用

日本語指導が必要な児童生徒に対しては、必要に応じて「特別の教育課程」を活用し、教育課程に明確に位置付けた日本語指導や取り出し指導等を計画的に行うことが重要である。受入れ前や指導開始にあたっては、文部科学省の情報サイト「かすたねっと」などを活用し、必要な情報を収集・共有する。校内での共通理解を図り、組織的な支援体制を構築することで、児童生徒一人ひとりの学びと成長を支えていく。

【参考】文部科学省「かすたねっと」

～外国につながるある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト～



## 12 竹島に関する学習

### 1 竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである

竹島では江戸時代（17世紀）、幕府の許可を得て漁獵が行われていたが、1905（明治38）年に島根県に編入されて以降は島根県の許可制となった。この島根県への編入以前に竹島が他国によって領有された事実はない。1951（昭和26）年に結ばれたサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄すべき地域に竹島は含まれず、竹島が日本の領土であることが国際法上も確認された。

しかし、1952（昭和27）年、韓国は李承晩大統領が公海上に一方的に線を引き（李承晩ライン）、その内側に竹島を取り込んだ。その後、韓国は海洋警察隊を置くなどして不法占拠を続けており、日本人が自由に竹島やその周辺に行ったり、漁業をしたりすること等ができない状況が続いている。竹島問題は日本の主権が侵害されている重大な問題であり、一刻も早く解決しなければならない問題である。

島根県議会は、竹島が隠岐島司の所管となったことを告示した。1905（明治38）年2月22日から100年目にあたる2005（平成17）年、竹島の領土権の早期確立を目指し、2月22日を「竹島の日」と定める条例を可決した。

日本政府は、韓国に1954（昭和29）年、1962（昭和37）年及び2012（平成24）年、竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案したが、韓国はこれを拒否した。また、日本政府は1965（昭和40）年の日韓漁業協定による李承晩ライン消滅後も不法占拠を続けている韓国に対して累次にわたり抗議を行っている。

なお、韓国が不法占拠を続ける竹島に対して行う構造物の建設等のいかなる措置も、それによって韓国に領土権が生じるものではない。

### 2 学習指導要領及び学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に関する学習の一層の充実を図る必要がある

2017（平成29）年、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂され、小・中学校において、竹島が我が国の固有の領土であることが初めて記述された。また、2018（平成30）年3月、高等学校学習指導要領が改訂され、竹島が我が国の固有の領土であること、領土の画定などを取り扱う際に竹島の編入についても触れること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していること等を扱うよう明記された。学習指導要領は学校教育法の委任により文部科学大臣が定める学校の教育課程の基準とされ、法規命令の性格をもつ。これにより、全国の学校において竹島を含め、領土に関する学習が推進されていくことになった。

島根県内では、2005（平成17）年に「竹島の日を定める条例」が公布される前から、身近な問題として学校教育において竹島が扱われてきた。2009（平成21）年度以降はすべての小・中・高・特別支援学校において竹島に関する学習が行われている。

島根県教育委員会は児童生徒の発達の段階及び小・中・高等学校の連続性等に配慮し、学習に適した教材や機会を活用した竹島に関する学習の一層の充実を図り、竹島問題の解決に繋げることとしている。国際化が進みグローバルな視野をもった人材がより一層求められている今日、国際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを言えるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し韓国との真の友好関係を実現できるよう、学校教育において竹島問題を積極的に扱う必要がある。

### 3 竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか

島根県教育委員会は、「竹島に関する学習を通して目指す子どもたちの姿」と「子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等」を明らかにし、小・中・高等学校の発達の段階に応じた竹島に関する学習を推進している。

#### 【竹島に関する学習を通してめざす、子どもたちの姿】

- 竹島が我が国の固有の領土であることを知っている。
- 竹島問題の解決を図ろうとする意欲をもっている。
- 竹島問題を解決するための自分なりの考えをもっている。

#### 【子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等】

- 竹島の概略。
- 歴史的事実に照らして我が国の固有の領土であること。
- 国際法上我が国の固有の領土であること。
- 現在、我が国の主権が侵害されていること。
- 我が国や島根県が平和的な解決に向けて取り組んでいること。

## 4 指導者に求められること

日本と韓国の真の友好関係を築くため、竹島問題の平和的な解決が必要であるとの認識をもち、竹島に関する学習を積極的に推進しようとする姿勢が求められる。

### (1) 竹島問題について正しく理解すること

我が国の固有の領土である竹島が韓国により不法に占拠されていることを、資料・史料に基づいて理解したうえで、韓国による不法占拠は、日本国民が日本の領土である竹島やその周辺海域に自由に行けない、周辺の漁業資源等の利用ができないという経済的なデメリットが生じているだけでなく、国家の主権が侵害されている重大な問題であるとの認識をもって、我が国が正当に主張している立場に基づき指導する必要がある。また、領土に関する問題の授業化に当たっては、ねらいを問題の解決につながるものとする必要があり、問題の棚上げ（先送り）や島の共同管理・放棄等では問題の解決につながらないことを踏まえて指導する必要がある。

### (2) 竹島に関する学習の機会を充実させること

「子どもたちには難しい内容ではないか。」「対立を煽ることになるのではないか。」といった指導者の判断を理由に、竹島に関する学習の推進に消極的になることがあってはならない。国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成するため、子どもたちの発達の段階に応じた竹島に関する学習の機会を確保することが必要である。

### (3) 子どもたちの領土問題を解決しようとする意欲を高めること

領土問題は、知識・理解の習得にとどまらず、領土問題の解決を図ろうとする意欲の涵養につながる実践を行うことが必要である。

例えば、戦前から漁猟を行っていた竹島に近付くことさえできなくなった隠岐島の漁民たちの姿や、ソ連の侵攻によりふるさとである北方領土を奪われた元北方領土の島民の姿を知ること、子どもたちは領土問題を自分たちが解決しなければならない重大な問題として捉えることができるようになると考えられる。

### (4) その他

教育活動全体を通して、子どもたちにコミュニケーション能力や人権感覚を身に付けさせるよう指導していくことも大切である。

なお、領土問題の解決と日韓の交流の促進は並行して行うべきものである。そのため、日韓の交流の歴史等について学ばせることも重要である。

また、韓国の教育の現状を知ることは、韓国側の竹島に関する言動の背景を理解することに有効である。

## 参考資料

竹島学習リーフレット  
(EIOS 内関連ページ)



<https://eio-shimane.jp/educational-shimane/865>

竹島クイズ  
【基礎編】



<https://forms.gle/QDvLhCPdWb5v6cDc9>

【発展編】



<https://forms.gle/ngh18VAZoFVrtJZr7>

## 1 ふるさと教育とは

### (1) ふるさと教育が目指すもの

島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、ふるさと島根を学びの原点にもち、島根の未来を創る人を育てていく必要がある。

学校においては、地域の教育資源を活かした各教科等の学習や、地域の人々とともに行うさまざまな体験活動や探究的な学びを通じて、子どもたちに自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために求められる資質・能力を育む。

地域においては、大人がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。さらには、子どもたちの成長を軸に、学校と連携・協働して学び合うことにより、地域を支える担い手の一人であることを住民自身が実感し、地域貢献意欲や地域を愛する気持ちを地域づくりに活かしていく。

また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・家庭・地域をはじめ、教育に関わる全ての人々が相互理解の上に緊密に連携し、一体となって取り組む。

### (2) ふるさと教育の定義

地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育活動

### (3) ふるさと教育の効果・必要性

#### ① 子どもにとって

- ア ふるさとへの愛着や誇りの醸成
- イ 地域に貢献しようとする意欲の喚起
- ウ 実感を伴った学びによる学力の向上
- エ 地域を支える一人として地域づくりに活かす実行力の育成

#### ② 地域にとって

- ア 地域住民のふるさとへの理解促進
- イ 地域を支える次世代の育成
- ウ 子どもの活動に関わる地域住民のやりがい・生きがい
- エ 地域住民同士のつながり強化

## 2 主な取組

### (1) 学校での取組

子どもたちに地域社会の一員として、ふるさとへの愛着や誇り、貢献意欲を醸成するととも

に、身につけた資質・能力をいかした実践力<sup>1</sup>の育成を目指し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動を実施する。

① 系統的・発展的な教育活動の推進

- ・ 中学校区の「ふるさと教育全体計画」、「ふるさと教育一覧表」を作成し、各校種間の情報共有を図る。
- ・ 就学前から高等学校までの一貫性のあるふるさと教育を展開する。

② 学校の取組推進に係る視点例

ア 総合的な学習の時間

- ・ 地域の教育資源から課題を設定する。
- ・ 主体的に地域と関わりながら情報を収集・整理・分析し、探究の過程を踏まえた課題解決型学習に取り組む。

イ 各教科・外国語活動

- ・ 単元や題材の導入時に地域の教育資源を活用した意欲付けを行う。
- ・ 単元や題材の終末時に学びを社会につなげ広げる教材等として活用する。

ウ 特別活動・道徳科

- ・ 学級や学校をより良くする学習を社会参画に結びつける。
- ・ 道徳科において郷土愛について考える学習に地域の教育資源を活用する。

③ 学びの質を高める指導の充実

- ・ 地域の教育資源（ひと・もの・こと）を効果的に活用し、ふるさとへの「愛着や誇り」を養っていく。
- ・ 地域課題への理解を、地域への「貢献意欲」につなげていく。
- ・ 教科横断的な取組や探究的な学びにより身につけた「資質・能力」をいかした「実践力」を育成する。
- ・ ふるさと教育を通して、より一層ふるさとへの「愛着や誇り」につながる授業づくりを行う。

(2) 地域での取組

学校におけるふるさと教育の充実に資する取組を展開するとともに、地域住民のふるさと理解、やりがい・生きがい、つながりづくりにつなげていく。また、地域を支える次世代の育成を図る。

① 地域における子どもの学びの充実

- ・ 社会教育関係団体や公民館等と連携し、様々な世代とつながりながら、学校での学びをさらに深めていく仕組みをつくる。

---

<sup>1</sup> 学んだことや経験を生活の中でいかし、繰り返し体験しながら改善し続ける力

- ・ 青少年教育施設が開発・普及している体験プログラム等を有効活用する。

## ② 地域の大人に対してのふるさと教育

- ・ 地域の魅力や歴史等を学び直し、再発見することで、ふるさとへの「愛着や誇り」を更に高める学びの場をつくる。
- ・ 地域総がかりで子どもを育てるといった意識を醸成するために、地域住民の子どもたちのふるさと教育への参画を促す。
- ・ 地域活動への参加や子どもの活動支援が、地域住民のやりがい・生きがいにつながり、結びつきをより強くする場となるようにする。

## 3 ふるさと教育の充実に向けて

### (1) 研修と広報

島根県教育委員会では、教職員を対象にふるさと教育の目的や目指す方向性等について理解を深める研修を実施している。

また、「しまねのふるさと教育ホームページ」（しまねの教育情報 Web「EIOS」）に小中学校の特色ある活動や好事例を掲載し、情報発信による広報や参考事例としての活用を図っている。

### (2) 学校と地域の連携・協働体制の構築

市町村教育委員会では、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員をはじめとするコーディネーターを学校や公民館等に配置し、外部講師や地域ボランティア、企業や団体等、学校外の支援者と学校との連絡調整の充実を図っている。

また、中学校区単位でふるさと教育ネットワーク会議を開催し、地域の教育資源に関する研修や情報共有をするとともに、中学校区の「ふるさと教育全体計画」や「ふるさと教育一覧表」の作成や確認を行い、発達の段階に応じた系統性・発展性のある活動となっていることを共有する。

### (3) 企業・団体等による学校支援

島根県教育委員会では、文化・伝統・芸術や自然・環境など様々な分野における出前授業、職場見学、職場体験等について協力可能な企業・団体を募集し、ホームページで公開する。

[しまねのふるさと教育ホームページ](#)



## 14 地域との協働による学び

### 1 地域との協働による学びの現状

学校運営協議会<sup>1</sup>の充実と、地域学校協働活動<sup>2</sup>や高校魅力化コンソーシアム<sup>3</sup>の協働体制における取組が一体となって推進されることにより、学校と地域の方々が、地域の子どもたちにどのように育ってほしいのか、何を実現していくのかといった目標やビジョンを共有し、「地域とともにある学校」の実現に向けた取組を推進する。

#### (1) 小中学校の現状

県では、平成 17 年度から、全公立小中学校において、地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活用した教育活動の「ふるさと教育」を実施してきた。各学校においては、地域の特色を生かした教育活動が展開されており、子どもたちが地域の人々との関わりの中でふるさとの魅力を再発見し、主体的に学びに向かう意欲や思考力・判断力・表現力等を育むことができるよう、計画的に進めている。

このような活動の充実のため、市町村では、地域や学校と良好な関係をつくりながら地域学校協働活動を円滑かつ効果的にコーディネートする地域学校協働活動推進員<sup>4</sup>(コーディネーター等を含む)の配置を進めている。

学校では、特色ある教育活動を進めるための学校運営について学校運営協議会等で協議し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの育ちを支える教育活動を推進している。

#### (2) 県立高校の現状

県では平成 23 年度から、「離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業」をスタートし、「高校魅力化推進協議会」を設置し、地域と連携・協働した教育活動に取り組む離島・中山間地域の高校8校を対象に支援してきた。その結果、高校や地域の活性化、生徒による地域の魅力の再発見、主体的に学習に向かう姿勢の醸成など、様々な効果が生み出された。そこで、平成 29 年度からは対象を市部にも拡大し、地域との協働体制の中で学校運営を進めてきた。

平成 31 年2月に、「県立高校魅力化ビジョン」が策定され、すべての県立高校で「魅力化コンソーシアム」を設立すること、グランドデザインを策定することとなり、令和4年度にはすべての県立高校に高校魅力化コンソーシアムが設置され、地元市町村や企業、島根大学や県立大学等

<sup>1</sup> 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営について協議する組織。

<sup>2</sup> 幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域とともにある学校、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

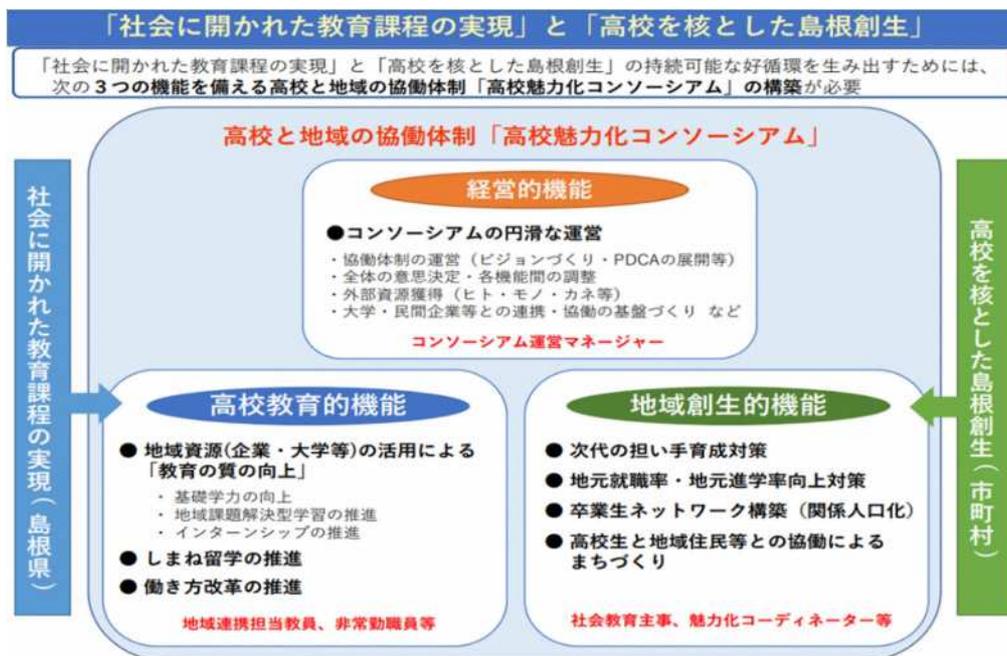
<sup>3</sup> 学校と地域で設置する共同組織体。学校運営協議会での協議内容等を踏まえながら、各校で策定したグランドデザインの実現に向けて、また学校と地域との協働による魅力ある地域づくりに向けて、学校地域連携活動を実施するための協議を行い、実際の活動につなげていく。

<sup>4</sup> 教育委員会の委嘱を受け、教育委員会の地域学校協働活動に関する施策において、地域と学校との連絡調整、地域住民への助言などを行う者。社会教育法第9条の7で規定。

の教育機関、さらには地域住民等と協働した教育活動が展開されている。

高校魅力化コンソーシアムは、地域資源を活用することで、地域に開かれた教育課程の実現や、地域をフィールドとした探究学習やキャリア教育の充実などの成果をあげている（高校教育的機能）。加えて、地域で担い手が不足している行事やボランティア活動への生徒の参加につながるなど、地域創生的機能も有している。さらに、コンソーシアムを円滑に経営するための経営的機能もあり、この3つの機能のバランスが大事となる。

【高校魅力化コンソーシアムの3つの機能】



## 2 地域との協働による学びを推進するにあたって

### (1) 小中学校における地域との協働による学びの推進のために

ふるさと教育をはじめ、地域との協働による学びをより充実した活動にするためには、学校と地域の担当者が情報を共有する場の充実や、地域学校協働活動推進員（コーディネーターを含む）の人材育成など、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みを充実させる必要がある。

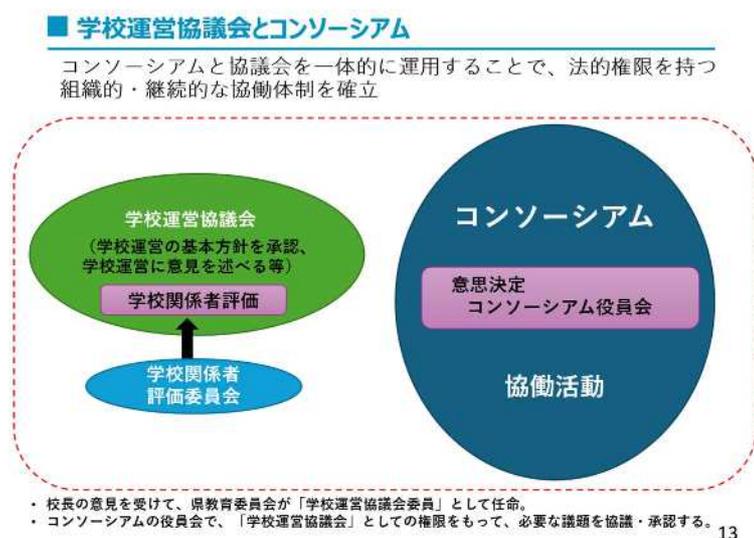
ふるさと教育については、教職員対象のふるさと教育研修を実施し、学校と地域の連携・協働の在り方等について理解を深める。また、各市町村で実施するふるさと教育ネットワーク会議<sup>5</sup>等により学校と地域の連携・協働体制の在り方について協議し充実を図る。

### (2) 学校運営協議会と高校魅力化コンソーシアム（県立高校）

各教育委員会は、学校運営協議会を設置する努力義務がある。島根県では令和4年度までに全県立学校に設置した。現在、県立高校では高校魅力化コンソーシアムと学校運営協議会が併置されている状況である。

<sup>5</sup> 教員や地域の代表者等で組織し、ふるさと教育をはじめ地域と学校の連携・協働した取組の充実について協議する会議。他の会議と兼ねている場合もある。

学校運営協議会は、学校運営の基本方針を承認したり、学校運営に意見を述べたりする等の機能があり、学校関係者評価を行う機関でもある。学校と地域の協働活動をおこなう実働機関となる高校魅力化コンソーシアムと機能の違いを踏まえた効果的な運用が必要となってくる。



### (3) 持続可能な高校魅力化コンソーシアムに向けて(県立高校)

令和 3 年に発足した「高校魅力化コンソーシアム」は 5 年目を迎え、地域資源を活用した探究学習やキャリア教育を通じて、生徒の主体的な学習姿勢の醸成といった成果をあげている。今後は、コンソーシアムを活用した学びを各校でさらに進めるとともに、教員一人ひとりがコンソーシアムの一員であることを自覚し、「地域と共に子どもを育む」という共通理解を持つ必要がある。

一方で、地域連携教育の推進において、学校と地域を結ぶ「高校魅力化コーディネーター<sup>6</sup>」の重要性は増しているが、その育成と確保は課題の一つである。現在、県内では約 60 名が業務にあたっているが、20 代から 30 代の若手が多く、彼らの育成と長期的な定着が不可欠である。そのためには、待遇面の向上はもちろんのこと、共に働く教職員がコーディネーターの役割を正しく理解し、組織として受け入れる体制を整えることなどが必要である。

また、高校魅力化コンソーシアムの運営を円滑にするためにはコンソーシアム運営マネージャー<sup>7</sup>の業務も重要である。マネージャーは高校と市町村、地域等の調整を担うものであり、双方の実情を理解する必要がある。その専門性の高さから、コーディネーター以上に人材確保や育成が難しい状況である。

<sup>6</sup> 地域資源を活用して高校と社会をつなぎ、生徒が地域課題解決に取り組む探究学習などを推進する専門人材。

<sup>7</sup> 高校と地域をつなぎ、高校の魅力化と地域創生を推進。地域資源(企業・大学等)を活用し、ビジョン策定や外部連携、教育プログラム開発などを統括。

# 15 「しまねのふるまい」

「しまねのふるまい」とは、礼儀、作法、あいさつ、ルール、マナー、生活行動、生活動作、思いやりなどの総称をいう。

「ふるまいはしまねの宝!」をスローガンに、学校・家庭・地域が連携し、島根県では、社会全体で「ふるまい」の定着をめざしている。

## 1 「ふるまい」定着のめざすところ

子どもたちが「ふるまい」を身に付けるということは、将来の社会人としての基礎を身に付けていくことにつながる。

基本的な生活習慣がしっかりと身に付いている、友だちと良好な人間関係を築いている、思いやりの心をもって人と接している、ルールを守って行動できる等、安定した人間関係や落ち着いた教育環境が、子どもたちの豊かな心をはぐくんだり、子どもたちに確かな学力を身に付けさせたりすることに必要である。

また、この取組を地域ぐるみ、社会全体で行うことは、誰もが安心して住める魅力ある地域づくりにつながっていく。

## 2 具体的な取組

これまで、学校では「ふるまい」定着の視点を入れた取組や研修の機会を充実させ、家庭では親学プログラム等を活用して生活習慣等の改善をめざし、地域においては公民館等社会教育施設が核となり、地域を巻き込んだ挨拶運動等を展開してきた。その結果、「ふるまい」の周知が進み、学校、家庭、地域の実態に応じた活動が展開されている。

今後も以下の取組を中心に「ふるまい」定着の推進を行っていく。

### ① 乳幼児期を中心とした(小学校低学年を含む)「ふるまい」定着の推進

子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を、乳幼児期を中心とした(小学校低学年を含む)子どもやその保護者、関係者に特化して図っていく。

- 乳幼児期を中心とした(小学校低学年を含む)「ふるまい」定着の取組の推進
- ふるまい推進員の派遣による啓発の推進
- ふるまい推進資料(5歳児用、及び小1用)を活用した学習活動の推進

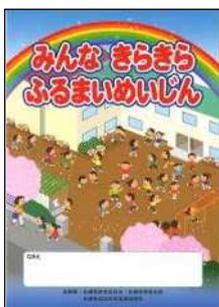
### ② 県全体での「ふるまい」の推進

「ふるまい」の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図る。

- ふるまい推進員派遣事業の様子などを継続的に周知することを通じた啓発の推進
- 啓発資料等の配付やその活用による啓発の推進
- 「親学プログラム」や公民館等社会教育施設の「ふるまい」定着に向けた取組の推進

## 3 学校教育活動における「ふるまい」定着の推進

児童生徒、家庭、地域の実態にあわせ、日々の学校教育活動において「ふるまい」の定着を推進することが大切である。また、ふるまい推進資料(小1用)等を活用し、月ごと、学期ごと、年度ごとに「ふるまい定着」に向けた取組を振り返り、更なる実践に結びつけていくことも大切である。



【ふるまい推進資料(小1用)ダウンロード】

## 1 島根県の現状など

近年、少子化が進み、中山間地が多い本県では、へき地学校や複式学級を有する学校が多く存在している。全国的に見ても、へき地学校や複式学級を有する小学校の割合が比較的高い状況にある。

## 2 へき地教育・複式教育を推進するにあたって

このような現状から、本県の学校教育を推進していくうえで、へき地教育・複式教育は非常に重要な課題であり、その充実が求められている。特に、へき地教育・複式教育に向き合う教員の姿勢や資質が、教育の質を上げていくために大切である。

島根県教育委員会では、複式教育担当指導主事による複式教育に係る先進地視察を通して、複式学級における指導方法等について情報を収集し情報発信をしながら、複式教育の充実を図っている。

## 3 へき地教育・複式教育のとらえ

へき地学校や複式学級に対しては、「人間関係が限られ、固定化しやすい」「少人数のため学習が停滞しがちである」といったことが短所として強調されやすい。しかし、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導や機動力のある活動を充実したり、異学年で構成された学級等で人間性や社会性を豊かに育んだりすることができる。特に複式教育の学習指導法の特徴である「学年別指導」を通して、児童に主体的な学び合いの場を経験させることができる。これらの教育活動を日常的に展開できることが複式教育のよさである。

また、へき地学校においては、豊かな自然、歴史・文化、子どもを社会の宝として育てようとする地域の人々など、教育資源が豊富である。そして、これらが息づいているからこそできる教育がへき地教育のよさである。

このように、教職員誰もがへき地学校や複式学級の特性をよく理解し、日々の教育実践に積極的に生かしていくことが大切である。

## 4 へき地教育・複式教育における留意点

へき地学校・複式学級を有する学校における教育課程編成等について、留意すべき点としては次のようなことがあげられる。

- (1) へき地は、豊かな自然環境に恵まれ、伝統的行事や文化等が受け継がれている。地域や学校の実態を把握したうえで教育課程を編成する。
- (2) 少人数のよさに目を向け、一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、個に応じた指導を可能な限り実施する。
- (3) 複式学級においては、各教科等の目標の達成に支障のない範囲で、各教科等の目標及び内容について学年別の順序によらない教育課程を編成することができる。同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）、異単元異内容指導（学年別指導）等それぞれの特質や学級編制の変動について配慮し、学校の実態に則した教育課程を編成する必要がある。特に、同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）では教科等の系統性を踏まえること、異単元異内容指導（学年別指導）等では間接

指導の時間が児童の主体的な学び合いの場となるよう配慮することが必要である。また、複式学級を有する学校であっても、単式学級においては、当該学年の内容のみにより教育課程を編成しなければならない。

- (4) 学級の枠をはずした合同学習、近隣校との集合学習、大規模校との交流学習等の集団形態について工夫する。
- (5) 地域の専門的知識や技能をもつ方に学習指導等について協力を得るなど、地域の教育力を十分に生かすために、学校と地域との連携を推進する。
- (6) 地域の自然、歴史・文化、伝統を活かした教育を展開し、児童生徒に、ふるさとを愛する心やふるさとに貢献したいと願う意欲を育む。
- (7) 1日の生活時程や週当たりの授業時間表を作成する場合には、児童生徒の通学距離や交通条件、あるいは季節等についても配慮し、例えば、1年間を前期と後期に分け、生活時程や週の授業時間の配当を変える等の工夫も必要である。
- (8) 地域内の学校が相互に研究会をもったり、資料・情報の交換を積極的に行ったりすることは、適切な教育課程を編成するうえで有効である。
- (9) 複式学級の転出入については、当該児童の学習に支障が生じないよう適切に対応する。
  - (転入)履修の状況を把握し、未習事項は補充学習等で定着を図る。
  - (転出)履修の状況について、転出先の学校に連絡する。
- (10) 卒業後の進学先や就職先において、人間関係や環境の変化等に適応できるよう、様々な経験を積んだり、自尊感情を高めたりできるように配慮する。

#### <へき地教育及び複式教育に情報等>

しまねの教育情報 Web EIOS に関係情報を集約しているのでぜひ活用いただきたい。右の二次元コードよりアクセスすることが可能である。



# 第5章

## 基盤となる指導

# Ⅰ 人権教育

## Ⅰ しまねがめざす人権教育

本県では、2015(平成27)年に「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育(学校教育編)」、2023(令和5)年にリーフレット「しまねがめざす人権教育(実践編)」(※1)を発行し、「自他の人権を守ることができる子どもを、大人が子どもを大切にする実践をとおして育てること」をめざしている。「大人が子どもを大切にする実践」とは、教職員が、子どもが抱える様々な実態やその背景を丁寧に捉え、子どもたちが安心して学びに向かえるように取り組むことである。



※1

2025年(令和7年)に策定した「しまね教育振興ビジョン」における基本目標の1つに、「すべての子どもが学びの主人公～一人ひとりを尊重する学校～」が挙げられており、「子ども基本法」の理念を踏まえた、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことが求められている。

「育てたい資質・能力」で挙げられている、「自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力」は、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(※1)に記されている人権教育の目標「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に通じている。また、「自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力」、「多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢」や「他者と協働して課題を創造的に解決していく力」を育むことも、人権教育において身に付けさせたい資質・能力(※1)と関連が深い。

こうした、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる子どもの育成を推進する中で、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題等、様々な人権課題の解決に向けて子どもたちが主体的に行動できる実践力を育てることが求められる。

## 2 人権教育の進め方

「しまねがめざす人権教育」を進めるために、次の3つの視点から人権教育をとらえ、自校の教育活動全体を通じて推進していくことが大切である。

### (1) 子どもたち一人一人の学びの保障

子どもたち一人一人の学びの保障とは、子どもたちが安心して学びに向かうことができるようにすることである。

例えば、不登校の子どもや学校に居場所を持たずにいる子どもの背景には、学級の中にいじめの問題があったり、家庭生活に課題があったりする場合がある。また、学習への意欲を失っている子どもの背景には、見通しの持てない授業展開や子どもの実態・理解度を配慮していない指導に対して、不安や困難さを強く感じている場合もある。このことを子どもの学びを保障するという視点で考えるとき、子どもが安心して学校に登校できたり、意欲的に取り組めたりするための、学校としての必要な課題が見えてくる。

課題解決に向けては、日常的に子どもが意見を表す権利を尊重し、子どもの最善の利益を保障する環境づくりを進め、本人、保護者等の声をしっかり受け止めるとともに、ケース会議などを開催し、関係機関と連携をしたり、教職員間で共通理解を図ったりするなど、全校体制で子ども(あるいは保護者等)の支援のための様々な取組を行うことが大切である。また、子どもたちが安心して学ぶために必要な就学支援・奨学資金制度などの情報(※2)を教職員が共有し、すべての保護者等にもれなく周知されることも必要である。



※2

また、子どもの支援の際、子ども自身の責任ではない事柄によって学ぶ権利や自己実現が阻まれている場合は、その要因と向き合い課題解決の取組を行わなければならない。学校のみでは解決が困難な課題（保護者等の支援も必要な場合）もあるため、教育委員会のみならず社会福祉の専門家や市町村の社会福祉部局との連携も進めておくことが大切である。本県では、2024（令和6）年に「学校・福祉連携の手引～気づく、つなぐ、支える～」（※3）・2025（令和7）年に「学校・福祉連携の手引～気づく、つなぐ、支える～（リーフレット版）」（※4）」を発行し、教職員が、子どもの実態とその背景に「気づき」、社会福祉の関係機関に「つなぎ」、学校と社会福祉とで共に「支える」ことで、子どもたちの「学びの保障」と「子どもの最善の利益」の実現を図っている。



※3



※4

**具体的取組の例** ※「人権が尊重される環境づくり」の取組と重複する部分があります。

- ・スタートカリキュラムの充実（保幼小連絡会等での連携、入学時の連絡票の活用等）
- ・安心して過ごせる学級・学校づくり（多様性を受容する雰囲気づくりのための取組、いじめ防止の取組と早期発見・対応の徹底、不登校（傾向）児童・生徒支援体制の充実等）
- ・わかりやすい授業づくり（ねらいと見通しの明示の徹底、少人数指導の実施、習熟度別指導の実施、TTによるサポート体制の充実、授業のユニバーサルデザイン化、互見授業週間の実施、ICTの効果的な活用等）
- ・就学支援制度の確実な伝達と手続きの支援（わかりやすい案内文書の作成、発信方法の工夫、手続きにかかわる相談と支援の体制の充実、教委・福祉部署等との連携等）
- ・特別支援教育・日本語支援体制の充実（個に応じた必要な支援の提供等）

## （2）人権が尊重される環境づくり

人権が尊重される環境づくりとは、学校教育の基盤となるものである。この「環境」とは、教職員の姿も含めた教育環境全体を指しており、教職員が意図しないところでも、子どもたちは多くのことを学び取っている（これを「隠れたカリキュラム」という）ことを意識する必要がある。

人権教育の目標である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、それが具体的な行動に現れるようにすることは、子どもたちに繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。学校生活全体の中で、一人一人の子どもが一人の人間として大切にされていると実感できる環境づくりが重要である。

人権が尊重される環境をつくるということは、教職員が、子どもたちの言動をその背景から理解し、学校全体として、子どもたち一人一人の問題を考えていく風土をつくることである。子どもを一人の人間として尊重する教職員の態度は、学級の中で一人一人が大切にされているという雰囲気を醸成していく。これは、子どもたちが豊かに関わり合える集団づくりにつながるものである。

このことは、教職員と子どもの関係だけでなく、教職員同士の関係においても同様である。教職員の背景をふまえ、一人一人を尊重する姿勢は、教職員個々の力を生かすことにつながり、組織の力を高めることにもなる。子どもたちの成長を願って支え合い、高め合う教職員集団の姿は「隠れたカリキュラム」となり、子どもたちにも良い影響を与える。

**具体的取組の例** ※「子どもたち一人一人の学びの保障」の取組と重複する部分があります。

- ・安全で安心な学習環境づくり（誰もが利用しやすいトイレ・更衣室等の整備、登下校や休憩時の見守りと声かけの実施、校内の美化と掲示物等の整備や工夫、言語環境の整備、授業ルールの徹底等）
- ・教育相談活動の充実（児童・生徒理解のための日常の観察と声かけによる信頼関係づくり、学校生活アンケートの活用、面談週間の実施、SC・SSW の活用と連携、教育相談員やスクールサポートスタッフとの連携、学年会・生徒支援委員会等による情報共有の徹底等）
- ・教職員集団づくり（職員室の良好な雰囲気づくりの取組、人権感覚を磨くための研修の継続的な実施等）
- ・特別支援教育・日本語支援体制の充実（個に応じた必要な支援の提供等）

### （3）人権に関する知的理解と人権感覚の育成

人権に関する知的理解と人権感覚の育成とは、人権に関する知識を自分の生き方につなげて理解する力を育むとともに、人権感覚の育成を図ることである。

子どもたちが人権や人権課題に関する知識を得るとき、教職員はその内容と意義についての理解が深まるように支援することが必要である。合わせて、子どもたちが自ら問題を発見し、それを解決していくために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことで、子どもたちが自他の人権を尊重する態度や、問題を解決する技能を身に付けることが大切である。人権に関する知的理解と人権感覚（態度面・技能面）は、両輪のように進めていかななくてはならない。

子どもたちの生活の背景には様々な人権課題が存在している場合がある。子どもたちが将来、人権課題に直面し、差別される側に立たされるだけでなく、差別する側に立ってしまう可能性もあることを念頭に置いておき、「なぜ人は差別をするのか」「どのような時に差別をするのか」といった視点から構造的に理解させる。そして、人権感覚を働かせることにより子どもたちが「差別をしない生き方」を主体的に考えるよう支援することが大切である。

## 3 人権教育の推進にあたって大切にしたいこと

### （1）子どもたち一人一人を尊重する

子どもたちが安心して学び、希望をもって学校生活を送るためには、教職員が、子どもたちを一人の人間として尊重することが大切である。

2023年4月、日本国憲法および子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、「こども基本法」が施行された。学校では、子ども自身が、自分の権利を知り、最善の利益が考慮され、意見表明や参加する権利を着実に実現していくことが重要となっている。子ども自身が、幸せな今を生き、成長していくために、教職員は、子どもの声を聴き、対話を重ねながら、その子どもにとって最もよいことを一緒に考える姿勢を示すことが大切である。そして子ども自身が、子どもの権利を学び、実践することで、自分の権利が守られるためには、自分以外の誰かの権利を守ることが大切だと気づき、相互に尊重しあう教育活動を展開することが大切である。

## (2) お互いを尊重し協力し合う教職員集団をつくる

学校では、多様な個性・生活の背景・課題をもった子どもたちが生活しており、個々の教職員の力量だけでは対応しきれない場合も少なくない。まとまりのある教職員集団であることが教職員と子どもとの関係を豊かにし、課題の解決につながっていく。

教職員一人一人の個性や経験・能力にも違いがあり、ときには、子どもへの関わり方や指導方法、支援のあり方等をめぐって、思いや意見が食い違うこともある。学校が困難な状況にあるとき大切なのは、子どもたちを中心に据えて同じ方向をめざすことである。そのためには、日頃からお互いの思いや悩みを聴き合い、一人一人の教職員が能力を発揮できる環境をつくっていくことが求められる。教職員が互いに連携し合う姿は、「隠れたカリキュラム」となって子どもたちに良い影響を与える。

## (3) 教職員として人権感覚を磨き続ける

子どもたちの行動の背景を理解した上で子ども支援を進めるためにも、互いに尊重し合う教職員集団をつくるためにも、人権感覚が求められる。人権感覚とは、「偏見等にとらわれず、様々なものの見方ができる力・感性」である。教職員は、いろいろな見方で物事を考えようとすることができ、いろいろな見方を受け止めようとするように、常に意識しておく必要がある。多様性を否定せず、寛容な態度で子どもにも他の教職員にも接することにより、各学校における「進路保障」の取組が一層効果的なものになっていく。研修の機会に限らず、日頃から折に触れて自分の人権感覚を高めることが大切である。

### 「進路保障」の理念

「進路保障」とは、すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育てていこうとする理念です。この理念は、子どもたちの状況や言動の背景に迫り、そこにある問題の解決をめざした同和教育の取組の中で確立されました。しまねがめざす人権教育を「大人が子どもを大切にする実践を通して、自他を大切に子どもを育成する」としているのは、この同和教育の成果である「進路保障」の理念に基づいています。

人権教育指導資料第2集 しまねがめざす人権教育学校教育編 P.6 より

## 2 特別支援教育

### 1 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育

特別支援教育は、障がい\*のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

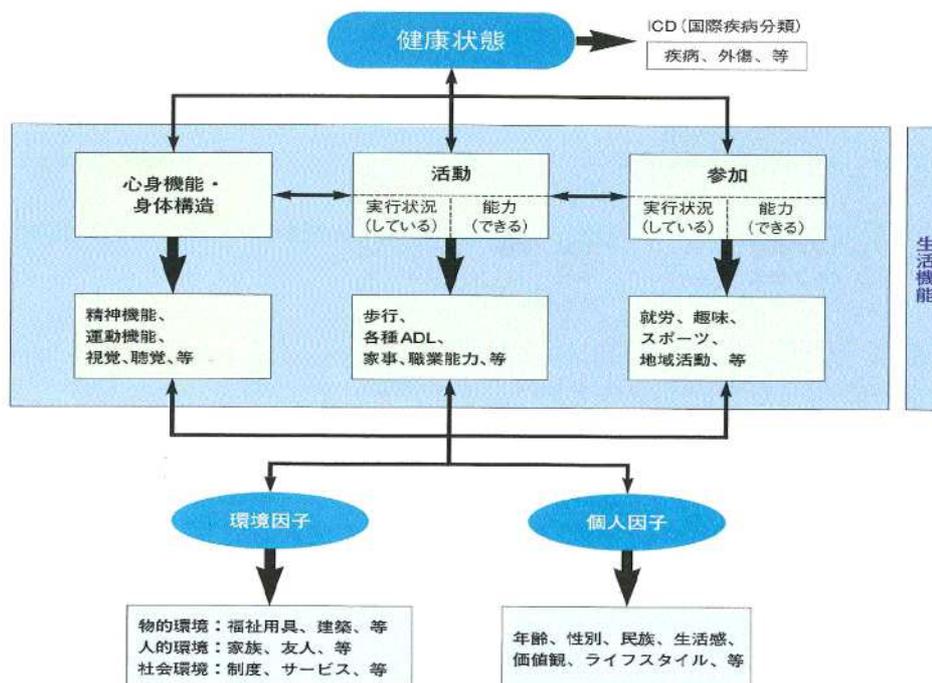
また、特別支援教育は、発達障がいのある幼児児童生徒も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

### 2 障がいの捉え方

2001年、WHO（世界保健機関）は、採択したICF（「国際生活機能分類」ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health）により、生活機能と障がいの分類を新しくした。それまでの「障がいの結果として社会的不利が生じるから、障がいのマイナス部分を補っていく」という考え方から、「心身機能・身体構造」（body functions & structures）、「活動」（activities）、「参加」（participation）で示される「障がいの有無にかかわらず種々の活動参加が可能になるような環境的条件整備が必要である」という考え方へ転換した。

図1 ICFの構成要素間の相互作用（概念図：具体例が入ったもの）



(出典) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

\*「障がい」の表記・・・原則として、文章の前後の文脈から人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがな表記するが、引用部分（法令等）については「障害」と漢字表記している。

ICF(国際生活機能分類)は、障がいのある人について、その起因となっている疾患やその人の中に内在していることのみならず、その人を取り巻く環境面も含めて多面的・総合的にその人の生活上の困難さに焦点を置く視点である。この視点から障がいについて考えると、その人個人の状況だけでなく、周囲の物的、人的、社会的状況により、障がいは変化しうるものと捉えることができる。また、障がいそのものに目を向けるだけでなく、「活動」や「参加」といった要素から障がいのある人の生活全体を捉えていくという視点を持つことが重要である。

このようなICFの考え方を踏まえて障がいを捉え、学習上又は生活上の困難を的確に把握した上で、幼児児童生徒が現在できていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることといった視点から、教育的支援を考えていく必要がある。

### 3 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

#### (1) インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約では、「インクルーシブ教育システム」とは、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みであるとされている。そこでは①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、障がいの状態等に応じて十分な教育を受けられるよう、小中学校等の通常の学級での指導方法等の工夫を含め、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識や経験のある教職員、障がいに配慮した施設・設備などを活用した指導や支援を行うことが必要である。

#### (2) 合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」とは「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

学校場面では、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

そして「合理的配慮」は、その障がいのある子どもが十分な教育を受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。

「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備であり、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失しないよう又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）が改正され、令和 6 年度から事業者に対しても義務化されていることから、「[文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について（文部科学省）](#)」も参考に、「合理的配慮」の必要性について一層認識を深め、新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要となる。

### （3）多様な学びの場の整備

島根県では、学校教育法施行令第 22 条の 3 に示される障がいの程度の幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う 12 校の特別支援学校が設置されている。特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を実施している。また、障がいの状態により学校へ通学して教育を受けることが困難な場合には、教員を家庭等に派遣して指導を行う「訪問教育」を行っている。

小・中・義務教育学校には、特別支援学級が設置され、各学校の教育課程に基づいた教育に加え、特別支援学校の教育課程を参考とするなどして特別の教育課程を編成し、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導が行われている。特別支援学級には、弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい（現在、島根県では設置していない）、自閉症・情緒障がいを対象とした学級がある。また、病気療養のために入院中の児童生徒を指導するために病院内に設置した学級（院内学級）もある。

また、小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対しては、障がいの状態等に配慮しながら、指導内容や方法を工夫した学習活動を行っている。さらに、通常の学級に在籍し、障がいの状態に応じた特別の指導が必要な児童生徒には通級による指導が行われ、特別の教育課程による教育が実施されている。

なお、平成 30 年度から高等学校においても通級による指導が制度化され、本県では自校通級を 4 校において実施しており、令和 2 年度から難聴の生徒に対する通級による指導も開始している。さらに、令和 3 年度から、自校通級に加え、圏域別 5 校に巡回指導ができる拠点校方式を順次導入し、令和 6 年度は隠岐島前高校に拠点校サテライトを設置した。通級による指導を全ての県立高等学校で受けることができる体制を整備している。

## 4 特別支援教育における教育課程と留意点

### （1）特別支援学校の教育課程

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下、「小・中学校等」という。）に準ずる教育を行うとともに、幼児児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的としている。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することに

よって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。

## (2) 自立活動について

「自立活動」とは、心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものであり、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成されている。それらの代表的な 27 項目を6つの区分に分類・整理して示している。(表1参照)

## (3) 特別支援学級と通級による指導の教育課程

学校教育法施行規則には、特別支援学級又は通級による指導において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことを規定している(学校教育法施行規則第 138 条、同第 140 条)。

この規定を受けて、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領では、特別支援学級において実施する特別の教育課程において、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」と示されている。同様に、通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする」と示されている。

表1 自立活動の内容の6区分 27 項目

<p>1 健康の保持</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。</p> <p>(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。</p> <p>(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。</p> <p>(4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること。</p> <p>(5) 健康状態の維持・改善に関すること。</p>	<p>2 心理的な安定</p> <p>(1) 情緒の安定に関すること。</p> <p>(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。</p> <p>(3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。</p>	<p>3 人間関係の形成</p> <p>(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。</p> <p>(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。</p> <p>(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。</p> <p>(4) 集団への参加の基礎に関すること。</p>
<p>4 環境の把握</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関すること。</p> <p>(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。</p> <p>(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。</p> <p>(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。</p> <p>(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。</p>	<p>5 身体の動き</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。</p> <p>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。</p> <p>(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。</p> <p>(4) 身体の移動能力に関すること。</p> <p>(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。</p>	<p>6 コミュニケーション</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。</p> <p>(2) 言語の受容と表出に関すること。</p> <p>(3) 言語の形成と活用に関すること。</p> <p>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。</p> <p>(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。</p>

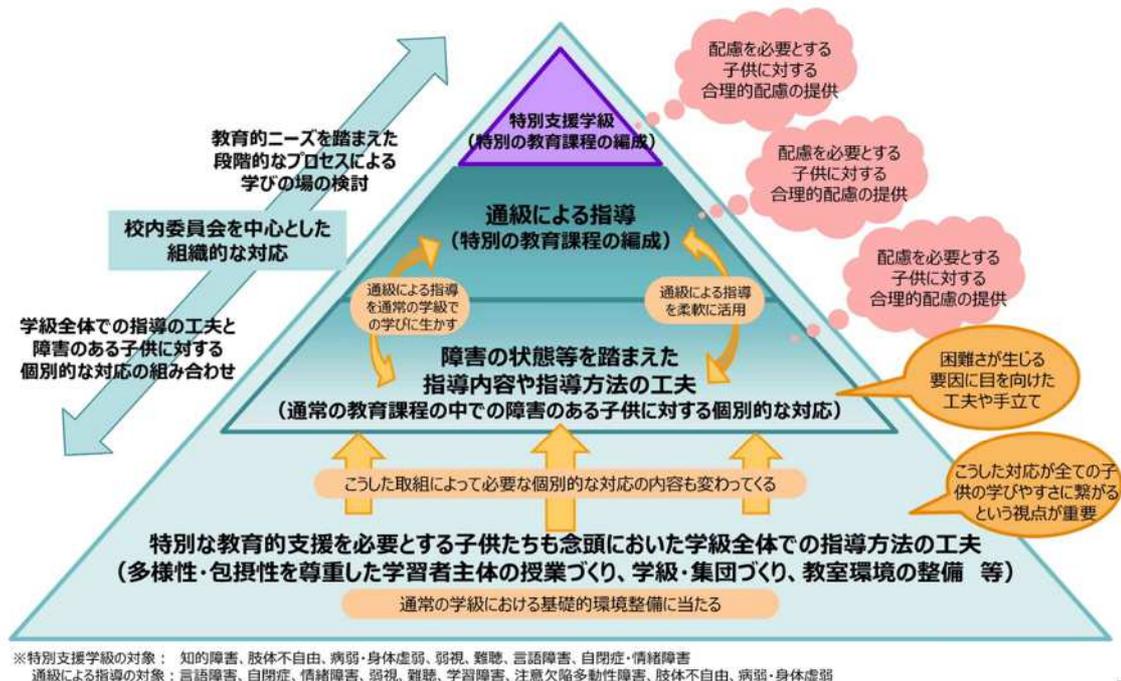
## (4) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

小・中・義務教育学校の通常の学級、高等学校においては、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごせるようにするために、全ての児童生徒にとって分かりやすく学びやすい、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを行うことが重要である。

また、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領では、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導を行う場合に、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と示されている。

さらに、各教科等の解説においても、「一人一人の教育的ニーズに応じた、よりきめ細やかな指導や支援ができるよう、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である」と示されており、具体的な指導の工夫の例も示されている。

### 小・中学校に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実にに向けた方策 (重層的な指導・支援のイメージ)



5

( R7 中央教育審議会教育課程企画特別部会 特別支援教育ワーキング資料 )

#### (5) 交流及び共同学習の推進

「障害者基本法」(平成 23 年8月一部改正)では「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」(第 16 条第3項)と規定されている。

「交流及び共同学習」は、障がいのある幼児児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有している。また、障がいのない幼児児童生徒にとっては、障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、交流及び共同学習を一層推進していく必要がある。

#### (6) 進路指導の充実

学校卒業後、多くの生徒は、企業や施設等において働くことを中心とした生活を送るようになる。社会

生活の中で必要な自己理解、自己決定の力や働く力は、卒業間近に短期間で育てられるものではなく、小学校（小学部）の段階から、将来を見通した指導の中で身に付けていくことが望まれる。それには、早い段階から一人一人の障がいの状態と能力・適性等を踏まえながら、就業体験等の充実やキャリア教育の視点を取り入れた授業づくりを行うなど、キャリア教育の推進を図ることが有効である。

## 5 特別支援教育を行うための体制の整備と必要な取組

### (1) 校内体制の整備

校長（園長を含む。以下同じ。）のリーダーシップの下、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど校内支援体制を整備し、特別な支援の必要性が高い幼児児童生徒に対して、学校全体で支援をすることが必須である。

### (2) 個別の教育支援計画の作成

「個別の教育支援計画」とは、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うための計画である。

また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して提供されている「合理的配慮」の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要である。

### (3) 個別の指導計画の作成

「個別の指導計画」とは、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や当該児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画のことである。

### (4) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しと活用や管理

学習指導要領において、「特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする」とされている。また、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても、（中略）作成し活用に努めること」と示されていることから、学校において作成する必要があると判断した者に対しても、作成と活用を進める必要がある。

支援の実施状況については、校内委員会等において、定期的に見直しを図り、変更があった場合は随時加筆、修正を行うことが大切である。

各計画の作成にあたっては、その趣旨や目的を本人や保護者に説明し同意を得ることが必要である。また、進学先の学校へ引き継いだり、関係機関と共有したりする際には、あらかじめ情報共有の範囲を明確にした上で、本人や保護者の同意を得ておくことに留意する必要がある。

## 6 特別支援教育に係る支援体制

### (1) 早期からの教育相談・支援

障がいのある子どもにとって、早期から必要な支援を行うことは、将来の自立と社会参加に大きな効果があると共に、子育ての中心である保護者や家族に対する支援、幼稚園や保育所等の関係者に対する支援という意味からも大きな意義がある。

早期教育の場としては、盲学校、松江ろう学校及び浜田ろう学校に幼稚部を設置しているほか、幼稚園や保育所等で障がいのある幼児の教育や保育が実施されている。また、障がいのある幼児の支援等に関して、市町村相談支援チーム等による教育相談をはじめ、島根県教育センターや特別支援学校のセンター的機能の教育相談等がある。就学については、市町村の就学相談会等をできるだけ早期から活用し、本人、保護者と市町村教育委員会、学校等の合意形成が図られた就学先の決定につなげることが肝要である。

### (2) 特別支援学校、島根県教育センター

特別支援学校ではセンター的機能として、地域の幼児教育施設や小・中・義務教育学校・高等学校の要請に応じて、障がいのある幼児児童生徒の教育に関して必要な助言や援助を行っている。

また、[島根県教育センター](#)や島根県教育センター浜田教育センターにおいては、幼児児童生徒と保護者、学校関係者等を対象に来所教育相談を実施している。

### (3) 特別支援教育支援専任教員

小・中・義務教育学校の通常の学級や特別支援学級における特別支援教育に関する教員からの相談に迅速に対応するため、各教育事務所に特別支援教育支援専任教員を配置している。

### (4) 合理的配慮アドバイザー

県立高等学校における合理的配慮の提供に関する相談に迅速に対応するため、合理的配慮アドバイザーを県教育委員会に配置している。

### (5) 特別支援連携協議会

本県においては、市町村単位の「特別支援連携協議会」、県の知事部局等関係者による「しまね特別支援連携協議会」を設置して、支援体制の整備の充実に取り組んでいる。

### (6) 特別支援教育支援員・にこにこサポート事業（会計年度任用職員）

障がいにより特別な支援を必要とする児童生徒へ直接的に支援（介助、学習支援、学校生活支援）を行い、学校全体として特別支援教育の体制の推進・学習環境の向上を図るため小・中・高等学校に配置している。

## 7 「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の推進

本県の特別支援教育の現状と課題を整理し、特別支援教育を更に充実させるための「しまね特別支援教育魅力化ビジョン【後期版】」を令和8年3月に策定した。本県が目指す特別支援教育を、①多様な学びの場における教育環境の充実、②就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築、③特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保の3本柱で推進していくことを示している。

このビジョンに基づき、学校・家庭・地域が連携、協働して「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことを目指して、特別支援教育をよりよいものに高めていくことが必要である。

### しまね特別支援教育魅力化ビジョン3本の柱

3本の柱で本県が目指す特別支援教育を推進していきます。

多様な学びの場における教育環境の充実  
～一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援～

就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築  
～早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発～

特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保  
～教職員の専門性の向上と特別支援教育を担う人材の育成と確保～

# 3 生徒指導

## 1 生徒指導の意義(定義と目的及び実践上の視点)

### (1) 生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

- ① 生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き(機能)である。
- ② 生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つ。

### (2) 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

- ① 生徒指導においては、児童生徒の心理面(自信・自己肯定感等)の発達のみならず、学習面(興味・関心・学習意欲等)、社会面(人間関係・集団適応等)、進路面(進路意識・将来展望等)、健康面(生活習慣・メンタルヘルス等)を含む包括的な発達を支える必要がある。
- ② 生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人ひとりが自己指導能力(深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力)を身に付けることが重要である。

### (3) 生徒指導の実践上の4つの視点

#### ① 自己存在感の感受

集団に個が埋没しないよう、自己存在感等を実感できるよう工夫されているか。

#### ② 共感的な人間関係の育成

認め合い・励まし合い・支え合える学習集団となるような支援がされているか。

#### ③ 自己決定の場の提供

授業において、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等、「自己決定の場を意図的に設定」されているか。

#### ④ 安全・安心な風土の醸成

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を子どもたちが自らつくりあげるように支援しているか。

## 2 生徒指導の構造

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができる(生徒指導提要进行を参照のこと)。下図は、4層から成る生徒指導の重層的支援構造を示したものである。

【発達支持的生徒指導】や【課題予防的生徒指導】(課題未然防止教育)の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながり、【課題早期発見対応】や【困難課題対応的生徒指導】を広い視点から捉え直すことが、発達支持的生徒指導につながるという円環的な関係にあると言える。その意味からも、これからの生徒指導においては、特に常態的・先行的な生徒指導の創意工夫が一層必要になると考えられる。

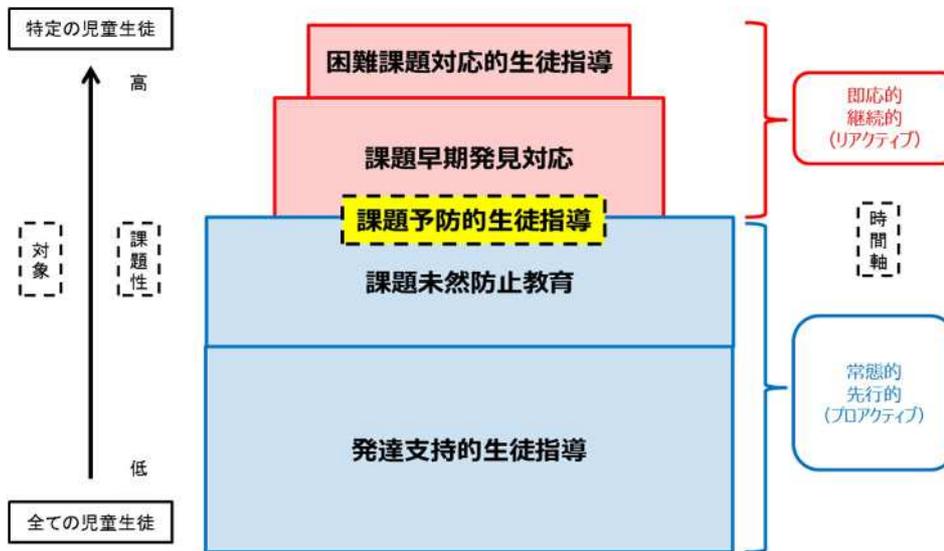


図 生徒指導の重層的支援構造(生徒指導提要改訂版より作成)

## 3 生徒指導の方法と基盤及び取組上の留意点

### (1) 生徒指導の基本としての児童生徒理解

- ① 心理面、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に児童生徒を理解する。
- ② 学級担任、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SC、SSWの専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切である。また、児童生徒や保護者との生徒指導の方針に関する相互理解を図る必要がある。

### (2) 集団指導と個別指導

- ① 集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度を育成する。
- ② 役割分担の過程で各役割の重要性を学び、協調性を身に付ける。
- ③ 個別指導では、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面において、個別の児童生徒の状況に応じて

配慮することの2つの概念がある。個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導が大切である。

(3) ガイダンスとカウンセリング

- ① ガイダンスの観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成等に関して、組織的・計画的に全ての児童生徒に情報提供や説明を実施する。
- ② カウンセリングの観点から、児童生徒から悩みを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報の提供等を通して、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定できるよう相談・助言等を個別に行う。

(4) チーム支援による組織的対応

- ① 対応が難しい場合は、担任が一人で抱え込まず、学校内の生徒指導主事やSC、SSW等と連携・協働し校内連携型支援チームで組織的に対応する。
- ② 深刻な課題では、校外の関係機関等とのネットワーク型支援チームによる組織的対応が必要である。
- ③ チーム支援では、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、保護者、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成する。
- ④ 組織的・計画的に実践し、個人情報扱うにあたり、守秘義務や説明責任等に注意する。

(5) 生徒指導の基盤（教職員集団の同僚性）

- ① 組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤となる。
- ② 困ったときに、相談にのってもらえる、改善策や打開策を親身に考えてもらえる等、職場における受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成されており、組織として一体的な動きがとれるかどうかは鍵であるとともに、教職員のメンタルヘルスを良好に保つことも重要となる。

(6) 生徒指導の取組上の留意点（児童生徒の権利の理解）

① 児童の権利に関する条約（1994年批准）

児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人ひとりを大切に教育が行われることが必要である。ア) 差別の禁止、イ) 児童の最善の利益、ウ) 生命・生存・発達に対する権利、エ) 意見表明権の4つの原則が規定されている。同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須となる。

② こども基本法（2022年公布）

日本国憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長でき、こどもの心身の状況や環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。全てのこどもが差別的取扱いを受けないようにすることや、年齢及び発達の段階に応じて自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会の確保等が規定されている。

## 4 個別の課題に対する生徒指導

### (1) いじめ

#### ・いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

#### ・重大事態への対処(いじめ防止対策推進法)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときと認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときと認めるとき

※いじめの認知は、特定の教職員で抱え込まず、法第22条の学校いじめ対策組織へ報告する。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

① いじめ防止等に関する基本的な考え方:「島根県いじめ防止基本方針」

→「第1章 3」を参照

② 勤務校の「いじめ防止基本方針」や、学校設置者(市町村)の「いじめ防止基本方針」の確認

③ 法の基本的な方向性は、次の2つである。

ア 社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと

イ 重大事態への対処(重大事態調査を含む)において公平性・中立性を確保すること

④ 各学校には、次の3つが義務付けられた。

ア いじめ防止のための基本方針の策定と見直し

イ いじめ防止のための実効性のある組織と構築

ウ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

島根県いじめ防止基本方針  
(島根県HP)



- ⑤ 法第2条において、いじめられている児童生徒の主観を重視し、いじめを定義している。教職員に限らず、児童生徒、保護者にも共通理解を促すことが必要である。
- ⑥ 平成29年に国の基本方針を改定し、学校におけるいじめ対応の基本的な在り方が示された。重点事項は次のとおりである。
  - ア 「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」ため、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
  - イ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは、本人や保護者への面談等を通じて、次の2つの条件が満たされていることを示す。
    - ・ 対象児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
    - ・ 対象児童生徒が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。
- ⑦ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ⑧ 学校は、いじめ防止の取組内容をHP等で公開、児童生徒、保護者には入学時等に説明する。

## (2) 自死予防

- ① 未然防止の観点からは、安全・安心な学校環境を整え、未来を生き抜く力を身に付けるよう働きかけたり（発達支持的生徒指導）、SOSの出し方に関する教育を含む自死予防教育を行う（課題未然防止教育）ことが重要である。
- ② 自死予防教育の目標は、児童生徒が、自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付けることの2点である。
- ③ 自死の危機が高まった児童生徒に対して、早期に気付き、対応したり（課題早期発見対応）、専門家と連携して水際で自死を防いだり、自死発生（未遂・既遂）後の心のケアを行う（困難課題対応）といった対応が求められる。

## (3) 不登校

### ・不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの

### ① 教育機会確保法の視点

- ア 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- イ 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うこと。

文科省HP（教育機会確保法パンフレット）



## ② 島根県の現状と課題

ア 県教育委員会の「不登校に関するアンケート調査」（令和6年3月実施）の結果において、不登校の主たる要因として、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」など、人間関係に起因するものが多い傾向にある。

イ 近年の社会環境の変化に伴い、子どもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、学校は子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、関係機関からの助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させる必要がある。

ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進するとともに、教育センター等での来所相談や 24 時間対応の電話相談、SNSを活用した相談など、学校外での相談体制を整備し、子どもたちや保護者が相談しやすい環境となるよう、相談窓口の充実を図っていく。

## ③ 不登校児童生徒への支援の方向性

ア 専門家の効果的な活用などによる組織的な支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境を充実させることにより、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげる。

イ 生徒指導や教育相談担当の教職員に対して、子どもたちの不登校の背景に人間関係の悩みが隠れている可能性があるなどの視点をもつことの大切さを伝えるため、県教育委員会や各学校が実施する研修の充実を図る。

ウ 学校の空き教室や図書室などを活用した不登校児童生徒の校内での居場所の提供や支援員の配置に取り組む市町村を支援する。

エ 不登校児童生徒の社会的自立への支援を行う公的機関である教育支援センターについて、設置する市町村に対する支援を行うとともに、設置が難しい市町村の独自の取組に対する支援を行う。

オ 子どもたちの多様な学びの場の選択肢のひとつであるフリースクールなど、民間機関との連携により、多様な学習活動の実情を把握するなど、学校や児童生徒への情報提供を行う。

カ 中学校在学中に長期にわたって欠席した生徒等を対象に、一般入学者選抜及び第2次募集において、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を全日制・定時制課程のすべての学科において導入する。

キ 各高校において、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障のため、宍道高校が拠点となり、通信教育の支援を行う。

## (4) 性に関する課題

① 性に関する課題への対応に当たっては、関連法規の理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が安心できる環境や相談体制の整備、チーム学校としての組織づくりが求められる。

② 学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるよう、保健体育の授業や特別活動をはじめ、学校教育全体を通じて指導する。

③ 指導に当たっては、ア) 発達の段階を踏まえること、イ) 学校全体で共通理解を図ること、ウ) 保護者の理解を得ること、エ) 事前に集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の状況に応じて個別に指導する内容を区別すること等に留意し、計画性をもって実施すること。

④ 性的マイノリティの当該児童生徒への支援は、最初の相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に

取り組むことが重要であり、学校内外の連携に基づく「支援チーム」を作り、連携して対応する。一方、教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要である。本人や保護者に情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得る働きかけが求められる。

⑤ 「生命(いのち)の安全教育」の推進

ア 性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが重要である。

イ 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手を尊重する態度などを、発達段階に応じて身に付けることが大切である。

ウ 未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になり、その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけることが重要となる。

文科省HP「生命(いのち)の安全教育」



(5) 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

① 発達障がい、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もあり、加えて、いじめや自死、不登校等の生徒指導上の課題の背景になる場合も少なくない。

② 学校が家庭を支援するに当たっては、家庭の在り方を批判したり、指導したりするのではなく、家庭と協働して児童生徒の教育にあたる姿勢が重要である。

③ 学校が家庭に対して行う支援等は、原則的に保護者の了解や同意を前提とするため、保護者の援助要請を的確に引き出す力も必要となる。

④ 児童福祉法上の要保護児童、要支援児童、特定妊婦は、法令に則り、適切に福祉機関への通告や要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携が必要である。

## 4 健康教育（学校保健）

### 1 学校における健康教育の位置づけ

健康教育を進めるに当たって、その重要性が具体的にどこに示されているかといえば、教育基本法第1条において、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と明記されている。

また、学校教育法第21条第8項においても「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。」と健康教育について明記されている。

さらに、学校の教育課程を規定している学習指導要領には、健康教育の目標について、次のように示されている。

例：小学校学習指導要領（平成29年告示）第1章 総則第1の2(3)

#### (3) 健やかな体(第1章第1の2(3))

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

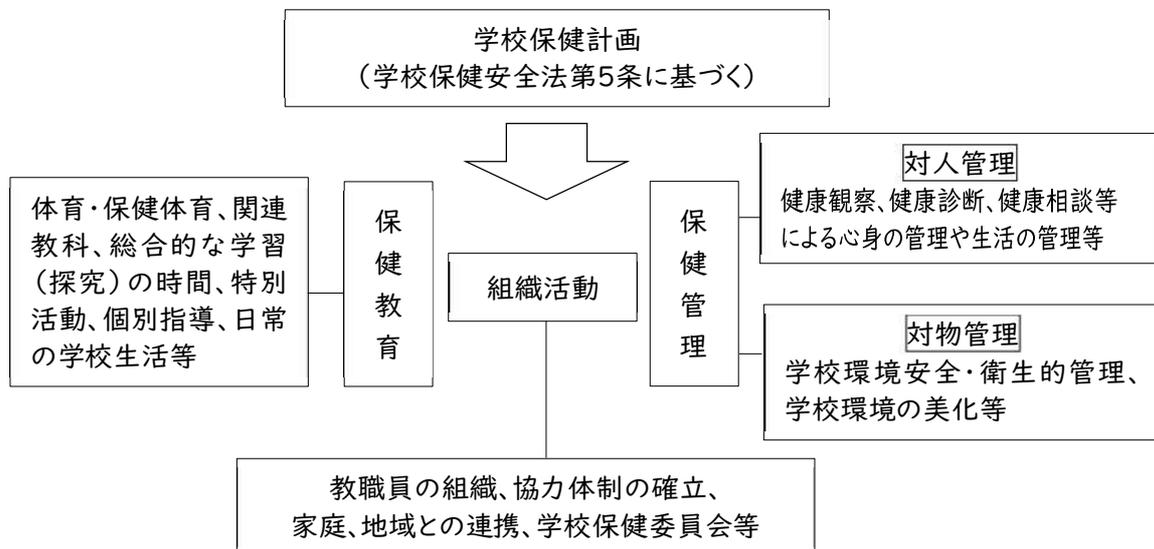
なお、同様な記述は、中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領にも記載されている。

このように、健康教育の目標は、子どもたちが生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことにある。現在だけでなく、「生涯を通じて」という視点をもつことで、「将来に役立つ資質や能力を身に付けること」がポイントになる。

健康教育の内容については、学習指導要領総則から、食育、体力の向上、安全、心身の健康の保持増進（保健）の4つの内容でとらえることができる。

### 2 学校保健の構造

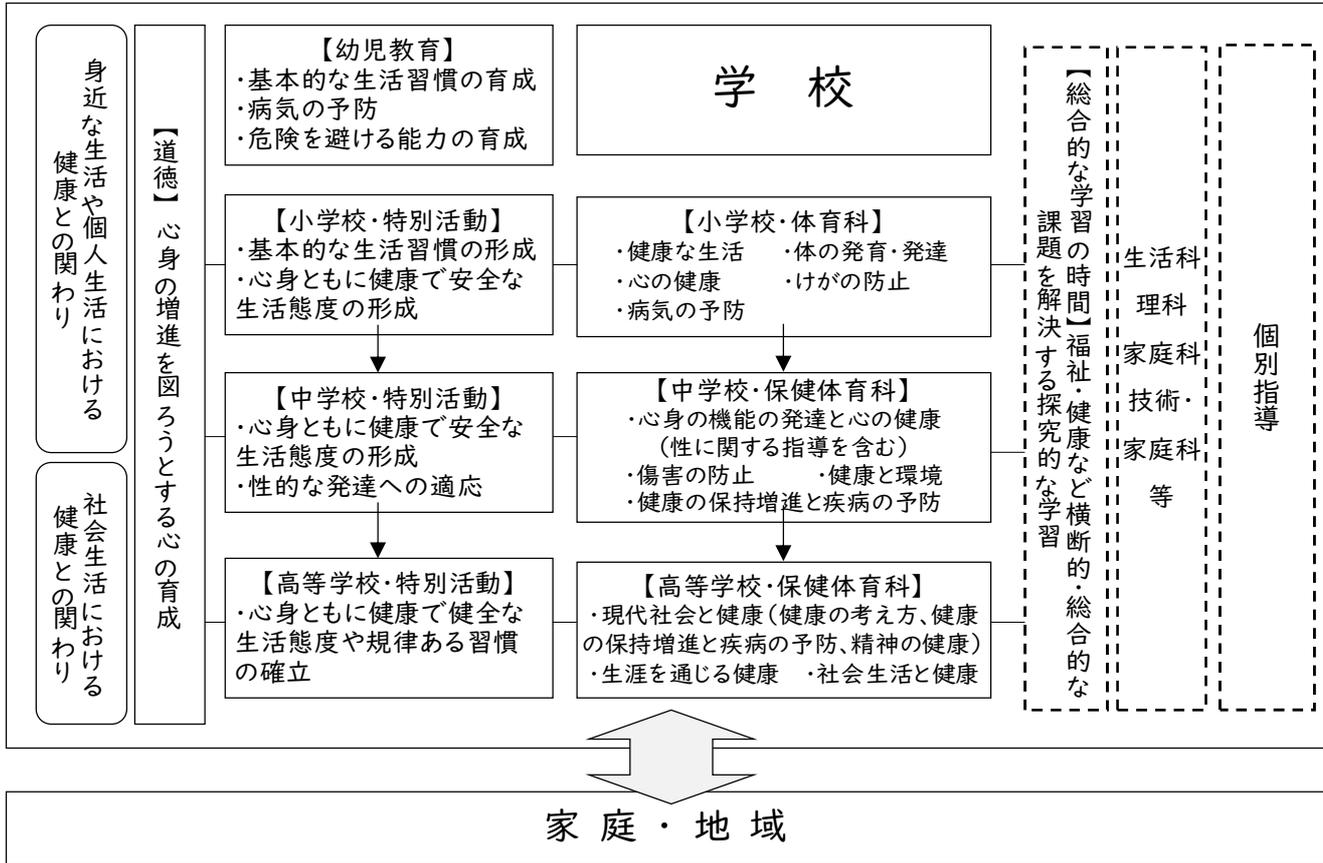
児童生徒の心身の健康を保持増進するために学校教育の中で行われる活動を総称して学校保健という。学校保健は、保健教育、保健管理（対人管理・対物管理）及び学校保健に関する組織活動で構成されている。



## (1) 保健教育

児童生徒が、心身の健康の保持増進に必要な知識や技能を身に付ける活動であり、学校の教育活動全体を通じて教科等横断的に行う必要がある。

心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ(カリキュラムマネジメント)



## (2) 保健管理

児童生徒及び教職員の心身の健康に関して、直接本人になされる援助活動及び環境を衛生的に整え安全を確保する等、間接的に健康を守る活動である。

## (3) 学校保健に関する組織活動

学校保健委員会をはじめ、校内組織体制を充実させるとともに、学校・家庭・地域の連携を通して学校保健を円滑かつ効果的に推進するための活動である。

## 3 学校保健の推進にあたって

### (1) 学校保健計画の策定及び改善

複雑化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、各校において学校保健安全法第5条に基づく学校保健計画を策定し、計画的・組織的な学校保健に関する活動がなされなければならない。

学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画(児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導に関する事項等)であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況を踏まえ、改善されるべきものである。

### (2) 学校保健委員会の設置・開催

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を協議し、健康づくりを推進するための組織であり、保健主事が中心となり、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、運営することとされている。

学校保健委員会については、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられており、昭和47年の保健体育審議会答申においても

「学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である」と提言された。

また、平成20年1月の中央審議会答申では、「学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることからその活性化を図っていくことが必要である。(一部抜粋)」等が示された。

運営にあたっては、保健主事が「計画(P)実施(D)評価(C)改善(A)」のマネジメントサイクルを機能させ、関係者との連絡・調整を図りながら効果的に進めていくことが大切となる。

#### 4 「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」について

本県では、各学校における学校保健に関する組織的活動を支援するとともに、学校保健計画を策定する際の作成マニュアルとなる「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」(以下「手引」という。)を「しまね教育振興ビジョン」の策定の趣旨も踏まえ、令和7年3月に改訂した。

学校保健計画を策定する際、学校の実態を踏まえ、児童生徒等や教職員の健康の保持増進、自校の健康課題の解決につながるものにするのが重要である。そして、学校における保健管理と保健教育、学校保健委員会等の組織活動など、年間を見通した総合的な基本計画となるのが大切である。

「手引」では、下記に記載してある6つの健康課題を挙げ、各学校の健康課題を学校保健計画に位置付けたり、実態に合わせて優先的に取り組む課題として設定したりすることができるよう、現状と今後の方向性を示している。



リーフレット(概要版)  
はこちら

#### 健康課題別の今後の目標

##### 課題1【心の健康問題への対応】

- I 事後の個別事案へ対応するのではなく、心や体調の変化の早期発見・早期支援を推進するため、校内委員会(組織)会議を定例化(例:月1回等)する。
- II 学校医、SC、SSW等と連携を図り、心の健康問題に関する教職員研修(健康観察の意義や組織的な支援に取り組むための手順、事例検討会等)を行う。

##### 課題2【望ましい生活習慣の確立】

###### 睡眠とメディア

- I 睡眠とメディアに関する指導を発達段階に応じて行うことで、「適正な睡眠時間の確保」を目指す。
- II 専門医や専門家などの外部指導者の活用により、望ましい生活習慣の確立とインターネットの適切な使用に関する具体的なルールづくりの必要性を啓発する。

###### 体力の向上

- I 1週間を通して、1日平均60分以上の中強度から高強度の身体活動を行う習慣の確立を目指す。  
(※軽い運動から始め、座りっぱなしの時間を減らすことを目指す。)
- II 授業や教科外の活動を通して、運動やスポーツが「好き」と思う児童生徒を増やす。
- III 授業や教科外の活動で運動量を増やすような工夫や、運動強度をあげるなどの工夫をして、体力の向上につなげる。

##### 課題3【食に関する指導の推進】

- I 食育の取組の充実を図る。(全体計画の作成、朝食欠食率減、ICTを活用した指導の充実)
- II 個別的な相談指導を充実させる。

##### 課題4【歯と口の健康づくりの推進】

- I むし歯(う歯)予防、歯肉炎予防のための歯みがき等、発達段階に応じた歯科保健指導を推進する。
- II 歯科検診等の機会を捉えた学校歯科医や歯科衛生士と連携した歯科保健指導を推進する。

##### 課題5【性に関する指導の推進】

- I 学校保健計画に性に関する指導を位置付けたり、性に関する指導の全体計画を作成したりする。
- II 専門家と連携した指導(集団又は個別)を実施する。

##### 課題6【喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進】

- I 中学校・高等学校は薬物乱用防止教室を年1回の開催を行う。小学校は薬物乱用防止教室の開催を推進する。
- II 家庭や地域、関係機関と連携して、喫煙、飲酒や医薬品に関する知識を含めた薬物乱用防止教室を発達段階に応じて実施する。

# 5 食 育

## 1 学校における食育の推進

国民の生活水準が向上し、食生活は一般的には豊かになったといわれているが、一方では栄養の偏り、不規則な食生活や運動不足などによる肥満、過度の痩身、貧血、疲れ、集中力の欠如など、食に起因する新たな健康課題が増加している。

そのような状況の中、平成 17 年7月には、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする「食育基本法」が制定された。それを受け、施策についての基本的方針や目標を示した「食育推進基本計画」が平成 18 年3月に策定され、「食育推進基本計画」により各種の施策が推進されている。

本県においても、島根のすばらしい自然環境や文化等の特長を生かした「島根県食育推進計画」を平成 19 年3月に策定し、「食べる知恵」を身に付け「生きる力」を育む『食育』を計画的・具体的に進めてきた。そして、令和5年3月に、「島根県食育推進計画第四次計画」が策定され、「心身の健康を支える食育と若い世代への食育の推進」、「体験の場づくりの推進」、「関係団体の連携・協力による多様な暮らしに対応した食育の推進」を重点施策として取り組んでいる。

学校における食育の推進については、平成 29 年3月告示学習指導要領において、第1章総則第1の3に「学校における体育・健康に関する指導は、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）の時間はもとより、家庭科（技術・家庭科）、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。」とあり、食育がどの教科においても行うことが明記されている。

学校における食に関する指導は、「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」の六つの視点を目標の中に位置付け、食に関わる資質・能力を育成することを目指して行われるものである。

食育教材「食の学習ノート」については、小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学生用、高校生用を作成し、食育を核とした活用を進めている。各学校では、食に関する指導の全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通して計画的、継続的に取り組んでいくことが必要である。

## 2 「生きた教材」としての学校給食

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図っている。さらに、給食の時間をはじめとして、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動の時間などの中で、食に関する指導を進めるための「生きた教材」として活用されている。また、衛生管理・栄養管理等に十分配慮した安全・安心な給食を提供することで、児童生徒の学校生活を支えている。

給食の時間は、小・中学校を通して、計画的、継続的に食に関する指導を行う時間である。教職員と児童生徒相互がくつろいだ雰囲気の中で、食事のマナーや人間関係形成能力を身に付ける場になっている。

学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じて、郷土愛

や食への感謝の念をはぐくみ、地域の文化や伝統に対する理解を深め、関心を高めることもできる。

給食の時間に行われる指導は、下記の2つに分けられる。

○給食指導

- ・給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどの習得を図る。
- ・「給食指導」は毎日の給食の時間に学級担任等が主に担うが、栄養教諭等と連携して学校全体で統一した取組を行うことが必要である。

○給食の時間における食に関する指導

- ・食事という実体験を通して、食に関する知識理解、関心を深める学習につなげる。
- ・教科等における食に関する指導と連携し、給食献立や食品を教材として活用する。

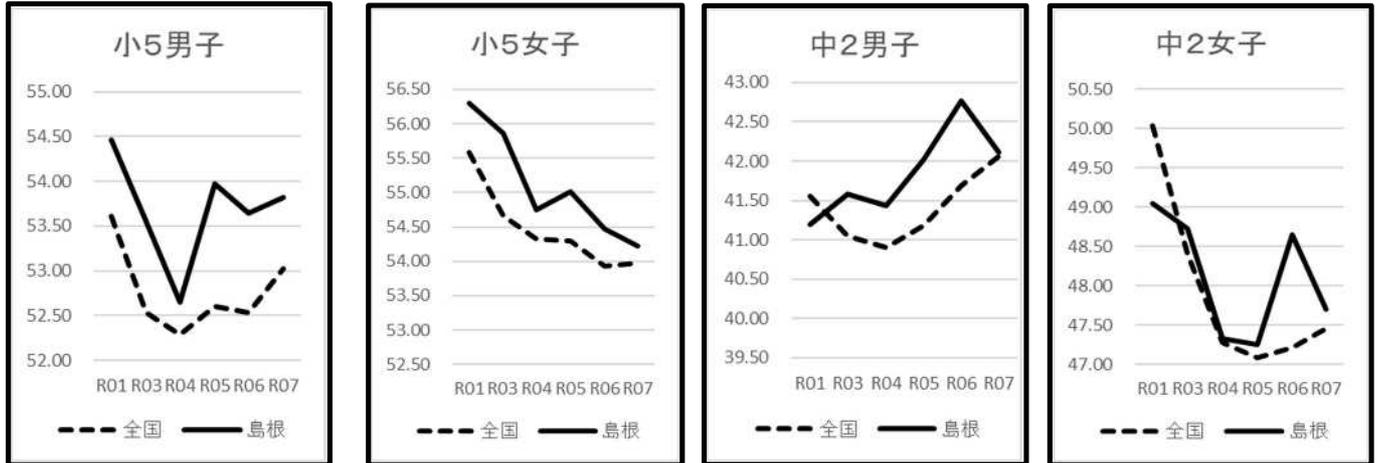
望ましい食習慣の形成には、家庭における食への関心や食習慣が大きく影響しており、学校において食育を進めるに当たっては、広く家庭や地域、学校相互間との連携を図りながら行うことも重要である。

平成19年度からは栄養教諭が配置され、食に関する指導の全体計画の策定、教職員間や家庭・地域との連携・調整等、食育の中核的役割を果たし、学校給食を活用した食に関する指導を推進している。

## 6 体力づくり

### 1 島根県の児童生徒の体力の現状

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査 過去6年の体力合計点の推移】



(注)令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国体力・運動能力、運動習慣等調査は中止。

【令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 実技種目別数値】(小数第2位を四捨五入)

		全国以上				下線 昨年度以上					
		握力(kg)	上体起こし(回)	長座体前屈(cm)	反復横とび(点)	持久走(秒)	20mシャトルラン(回)	50m走(秒)	立ち幅とび(cm)	ソフトボール投げ(m)	体力合計点(点)
小5男子	全国	15.97	19.45	33.88	40.90		47.95	9.46	150.96	21.06	53.03
	島根県	<b>15.85</b>	<b>19.29</b>	<b>33.14</b>	<b>41.23</b>		<b>51.16</b>	<b>9.35</b>	<b>153.53</b>	<b>22.97</b>	<b>53.82</b>
小5女子	全国	15.61	18.36	38.17	38.71		36.87	9.77	142.39	13.10	53.98
	島根県	<b>15.36</b>	<b>17.89</b>	<b>37.75</b>	<b>38.85</b>		<b>38.59</b>	<b>9.75</b>	<b>142.53</b>	<b>13.86</b>	<b>54.23</b>
中2男子	全国	28.91	25.99	44.98	51.63	410.24	78.59	8.00	197.50	20.66	42.06
	島根県	<b>28.20</b>	<b>25.44</b>	<b>43.75</b>	<b>52.30</b>	<b>407.05</b>	<b>81.16</b>	<b>7.86</b>	<b>199.37</b>	<b>21.00</b>	<b>42.11</b>
中2女子	全国	23.12	21.62	46.97	45.77	310.35	50.44	8.97	166.39	12.36	47.46
	島根県	<b>22.80</b>	<b>20.79</b>	<b>45.61</b>	<b>46.16</b>	<b>314.26</b>	<b>52.72</b>	<b>8.83</b>	<b>168.06</b>	<b>12.74</b>	<b>47.70</b>

(注1) 「ボール投げ」について：小学生はソフトボール投げ、中学生はハンドボール投げを実施

- 体力合計点について全国平均を経年変化でみると、令和元年度以降は小・中学校男・女ともに下降傾向が認められていたが、中学生では男子でコロナ前の水準に戻り、女子についてもやや回復した。一方で、小学校女子は5年間連続で低下もしくは横ばいの状況が続いている。島根県においては、全国と同様の傾向で推移しているものの、全国平均と比較すると、小・中学校で5年連続で全国平均を上回っている。
- 種目別で島根県の実技数値を全国平均と比較すると(小数第2位を四捨五入)、小・中学校男・女ともに半数以上の種目で全国平均を上回った。一方で、昨年度の県平均と比較すると、中学校では男子が2種目(9種目中)で上回ったが、女子は向上が見られなかった。小学校では、男子が5種目(8種目中)で上回ったが、女子は2種目にとどまっていた。体力要素に着目すると、「握力」「上体起こし」「長座体前屈」の3種目に弱みが見られる傾向は続いている。今後も、低学年の器械・器具を使っの運動遊びをは

はじめとする「支持・逆さ・回転」感覚づくりによる筋力を高める取組や指導の充実、友だちと関わりながら楽しくストレッチ等を行うことで日常化し、柔軟性向上を目的とした運動に親しむ機会をつくるなど、運動習慣の形成に向けた取組を組織的・継続的に行い、体力向上に対する意識を高めていく必要がある。

## 2 体力向上に向けて

中央教育審議会答申（令和3年1月26日）には、「子供の頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要である」と示されているように、これからの社会を生きる児童生徒に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。なぜなら、「体力」は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、人間の発達・成長を支える基本的な要素であり、「生きる力」の極めて重要な要素だからである。体力の向上のためには、児童生徒の発達の段階に応じて高める体力要素を重点化し、見方・考え方を働かせながら自己の心身の状態に応じた高め方を工夫するとともに、学習した知識や技能を日常生活の中で汎用的に活用し、継続的に実践するように努めることが重要である。

### (1) 体力向上推進計画の策定

各小・中学校では、自校の実態に合った体力向上推進計画を策定している。策定及び実施については、体育主任や体育科の教員だけが取り組むのではなく、共通理解の下に連携を密にして校内体制で進めていくことが有効である。高等学校には義務づけはないが、「生涯スポーツへの橋渡し」という重要な時期であり、策定することが望ましい。主な記載内容は下記のとおりである。

- ① 体力・運動能力調査等をふまえた児童生徒の体力や運動習慣の現状
- ② 体力向上に向けての具体目標・数値等
- ③ 体育科・保健体育科授業の工夫・改善、重点領域等（授業の充実に向けて）
- ④ 教科体育以外の活動（学校ぐるみでの取組、環境の工夫、家庭・地域との連携等）
- ⑤ 評価方法と改善のための方策

### (2) 教科体育の充実

体育科・保健体育科では、学習指導要領の趣旨を踏まえて、各領域や各分野の価値や意義を明確に捉えながら、単元構成や学習過程を工夫しつつ、「楽しい」授業を展開していくことが大切である。

- ① 時間数を確保し、年間指導計画に沿ってバランス良く授業を行うこと
- ② 学習内容を整理し、体育・保健体育の資質・能力を育て、運動やスポーツの楽しさに触れさせること
- ③ 運動に意欲的でない子供や運動が苦手な子供たちに目を向け、学習の場を工夫すること
- ④ 授業で行った運動が休み時間や休日等、日常的に行われるような手立てを充実させること

### (3) 学校の教育活動全体を通じた体育の充実

特別活動や体育的行事、部活動などの体育的な活動は、学校生活の中で大きな割合を占める。教科等横断的のみならず、学校の教育活動全体で「豊かなスポーツライフ」の実現を目指すことが重要である。

- ① 運動する時間の確保、空間の整備、仲間づくり等、人的・物的環境を整えること
- ② 体力向上についての取組と体育の学習とのつながり及び教科体育と体育的行事の有機的な関連を図ること
- ③ 児童生徒にとって適切で魅力的な部活動経営となるよう工夫すること

### (4) 家庭、地域、保育園・幼稚園等との連携

児童生徒の体力低下の問題は、社会生活（生活様式など）の変化に大きく起因するため、様々な機会を捉えて、家庭や地域に運動の楽しさや健康・体力問題等を発信したり、幼児期からの身体活動を伴う遊びや運動習慣づくりをしたりすることが大切である。

- 体力調査の報告や体力向上の取組をまとめた「しまねっ子！元気アップ・レポート」を作成し、毎年3月にHPで公表している。ぜひ、積極的な活用をお願いしたい。【保体課 HP 掲載】



「しまねっ子！元気アップ・レポート」

## 7 キャリア教育

### 1 キャリア教育の必要性

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されている。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は、大きくまた急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。

このような時代の中でも、児童生徒一人ひとりが、社会の変化に受け身で対応するのではなく主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、児童生徒の生きる力を育むことが目指されている。

こうしたことから、児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の推進が求められている。平成29年3月告示の小学校及び中学校学習指導要領、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領の総則でも、改めて「キャリア教育」という言葉を用いて教育課程全体でその充実を図ることが明示された。

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」では次のように「キャリア教育」を定義するとともに、その意義を3点に整理している。

#### ■「キャリア教育」の定義

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

#### ○「キャリア」とは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。

#### ○「キャリア発達」とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

#### ■キャリア教育の意義

- (1) 教職員に教育の理念と進むべき方向が共有されると共に、教育課程の改善が促進される。
- (2) 学校教育が目指す全人的成長・発達を促すことができる。
- (3) 学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつける実践により、児童生徒の学習意欲を喚起することの大切さが確認できるとともに、取組を進めることを通じて、学校教育が抱える様々な課題への対処に活路を開くことにつながる。

キャリア教育は、児童生徒がキャリアを形成していくために必要な資質・能力の育成を目的とする教育的働きかけである。自分が自分らしく生きるために、「学び続けたい」「よりよい社会を創りたい」と願い、それを実現しようとする姿がキャリア教育の目指す児童生徒の姿である。このような児童生徒の資質・能力を育成するため、就学前から高等学校に至る系統的・組織的なキャリア教育の充実が必要である。

## 2 キャリア教育と職業教育

従来から取り組まれてきた「職業教育」は、そのねらいや目的、内容の点で「キャリア教育」との関係は深い。一方で、キャリア教育としての取組が、職業に関する理解を目的とした活動だけにとどまり、児童生徒一人ひとりが自らの在り方生き方を考える内容になっていなかったり、本来のキャリア教育（本質的な系統的な進路指導）と狭義の意味での「進路指導」とが混同されていたりする例も見受けられることから、先の中央教育審議会では、キャリア教育と職業教育の関係を次のように整理している。

[キャリア教育と職業教育]

	キャリア教育	職業教育
育成する力	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度
教育活動	普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。	具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。

## 3 キャリア教育の推進

キャリア教育を推進していくためには、各学校段階で、キャリア教育に関する方針を明確にし、特別活動を要として教育活動全体を通じて取り組むよう、教育課程へ適切に位置付けることが重要である。その中で、他者との人間関係の形成のために必要な資質・能力を身に付けたり、社会での課題を解決するために必要な資質・能力を身に付けたりする学習の場や機会を積極的に設けることが必要であるため、キャリア教育の中核となる特別活動について、その役割を一層明確にする観点から小・中・高等学校を通じて、学級活動・ホームルーム活動に(3)「一人ひとりのキャリア形成と自己実現」を位置づける。あわせて「キャリア・パスポート」について、特別活動を中心として各教科・科目等と往還しながら活用をすすめる。

各学校段階においてキャリア教育を推進する際のポイントは、次のとおりである。

### (1) 小学校

- ① 社会の中での自らの役割や、働くこと、夢をもつことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、自己及び他者への積極的関心の形成など、キャリア教育を通じた社会性、自主性・自立性、関心・意欲等の涵養が重要である。
- ② 各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動や日常生活のそれぞれにおいて、例えば児童会活動や当番活動など学校内での活動や、地域の探検や家族・身近な人の仕事調べ、商店街での職場見学などの地域社会と関わる活動などを通じて、「働くこと」の意義を理解することや、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」を理解し行動することで、学ぶ意欲につなげることなどが必要である。

### (2) 中学校

- ① 社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるとともに、目標を立

てて計画的に取り組む態度の育成等について、体験を通じて理解を深めさせ、進路の選択・決定へと導くことが重要である。

- ② 各学校においては、キャリア教育の視点で、各教科・道徳科・総合的な学習の時間・特別活動や学校生活におけるそれぞれの活動を体系的に位置付けることにより、資質・能力の効果的な育成を図ることが必要である。
- ③ 職場体験活動は、ある職業や仕事を暫定的な窓口としながら実社会の現実に向き合うことが中心的な課題となる。その際、現在ほぼ全ての公立中学校で実施されている状況やそれによる課題を踏まえ、活動の効果を引き出すために事前・事後の学習の充実を図ったり、円滑に実施するための条件を整備したりすることが必要である。

### (3) 高等学校

- ① 生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な資質・能力の育成と、生徒一人ひとりが自分なりの勤労・職業観等の価値観を形成・確立していく過程への指導・支援をどのように行うかが重要である。そのためにも、学科や卒業後の進路を問わず、社会・職業の現実的理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動などに重点を置くことが必要である。中でも、専門学科等を中心として行われる職業教育は、専門的な知識、技能、能力や態度を育成するとともに、新たな職業や知識・技術の高度化に対応した教育を行うことにより、自己の将来の可能性を広げていくことができるという面からもその重要性が高い。このため、職業教育の内容の充実が求められているが、その際には、社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を育てるとともに、卒業後それぞれの職業に就き、地域の産業・社会を担う人材を育成するためのキャリア教育を推進することが必要である。
- ② 総合的な探究の時間（その代替としての課題研究等を含む）においては「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決するための資質・能力を育成すること」が目指されており、課題の設定についても、「自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を発見すること」が重要であるため、この時間での学習を充実させることが、キャリア教育にもつながることを意識することが大切である。

### (4) 特別支援学校（特別支援学級を含む）

障がいのある児童生徒には、自立と社会参加を目指し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。自立と社会参加を目指す上では、職場体験活動や進路学習など職業教育の充実を図ることが重要である。また、学習活動全体にキャリア教育の視点を取り入れた授業展開をし、一人ひとりのキャリア発達を促すことで、個々の児童生徒の自立と社会参加に必要な能力や態度を効果的に育成することができる。そのためにもキャリア教育のさらなる充実が必要である。

【参考資料】「キャリア教育の手引き」等、キャリア教育に係る国や県の通知・資料などをまとめている。校内のキャリア教育推進の参考資料として活用されたい。



(EIOSの該当ページにリンク)

# 第6章



## 社会教育

# 社会教育

## 1 社会教育とは

社会教育とは、学校教育、家庭教育以外の社会の中で行われる教育であり、住民の生活課題や地域課題について住民自身が理解を深め、その解決のために当事者意識をもって主体的に実践する人づくりを目指して行う教育活動である。教育基本法、社会教育法には社会教育の定義、国及び地方公共団体の任務等が示されている。(教育基本法第12条、社会教育法第2条及び第3条)

近年、社会が大きく変化する中で、将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成が求められている。また、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じて向上させていくことが求められている。これらの課題を踏まえ、社会教育では、個人の学びによる成長を促す「人づくり」、住民相互の学びにより交流を促す「つながりづくり」、住民の主体的参画による地域課題解決を促す「地域づくり」を推進していくこととされている。

## 2 しまねの社会教育

しまねの社会教育では、未来に対して主体性をもって生きる人の育成を目指し、学びを通して人づくりを進める有効なプロセスとして「集って・楽しんで・学んで・動いて・変えていく」ことを大切にしている。このプロセスを繰り返すことで、学習者の自己変容を促し、学びの成果を生かすことによる学びの循環や学びの連鎖を生み出し、自己実現を図ったり地域課題に向き合ったりする意識が育まれるようにしていく。

## 3 社会教育を進める社会教育主事・社会教育士

社会教育主事は都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える専門的教育職員である。また、学校が社会教育関係団体<sup>1</sup>、地域住民その他関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行うことができるとされている。(社会教育法第9条の2及び3) 同様に教育委員会事務局に置かれ、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事している指導主事(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条)とは役割が異なる。

本県においては、社会教育主事任用資格を取得した教員を社会教育主事として発令し、教育庁社会教育課他2課、各教育事務所や社会教育研修センター、青少年の家、少年自然の家に配置している。

市町村にも社会教育主事を派遣(令和7年度:19市町村に19名)しており、市町村の社会教育の振興を図っている。その主な職務として、「学校・家庭・地域が一体となった魅力ある教育環境の実現」、「地域づくりを担う人づくりの推進」に係る業務を重点的に行っている。その

---

<sup>1</sup> 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの(社会教育法第10条)をいう。学校に関係する主なものにPTA、子ども会、子ども見守り会、読み聞かせボランティアの会などがある。

ほか市町村の実態に応じて、開かれた学校づくりや特色ある学校づくりの推進、地域の教育力の向上、家庭の教育力の向上等に資する業務を行っている。

また、令和2年度から社会教育主事講習・養成課程で学ぶ内容の一部が変わり、修了すると「社会教育士」と称することができるようになった。社会教育士には、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働し、様々な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりを推進していくことが期待されている。

#### 4 社会教育の拠点である社会教育施設

社会教育施設とは、社会教育行政の管轄のもと、公民館等<sup>2</sup>、図書館、博物館、青少年教育施設など専ら社会教育を行うために設置された機関である。

公民館等は、市町村の所管であり、地域を基盤として住民が集い、教養、文化、スポーツなどの活動を通して自治能力を高め、地域づくりに取り組んでいくことを目的として設けられた日本独自の総合的な社会教育施設である。併せて、学校支援、放課後支援、家庭教育支援等の取組についても中心的な役割を担っており、それらの活動を通して、地域を支える人材が育成されている。島根県では、地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるため、公民館等の機能強化、活動の充実を図る取組を支援している。

青少年教育施設は、集団活動、宿泊体験、自然体験を通して青少年の健全な育成を図るために設置された施設であり、島根県内には県立青少年の家（サン・レイク）、県立少年自然の家、国立三瓶青少年交流の家がある。これらの施設においては、青少年を対象とした体験プログラムの開発や、学校、公民館等と連携した青少年の宿泊体験活動・自然体験活動などの支援等を行い、青少年の多様な体験活動の推進を図っている。

---

<sup>2</sup> 市町村によっては、その名称をコミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンターなどとしている。

# 第7章

## 教職員の服務

## I 教職員の身分

### (1) 地方公務員法

公立学校の教職員は、地方公務員としての身分を有しており、他の法律により特例規定が定められていない限り、公立学校の教職員の身分取り扱いは、原則として「地方公務員法」の定めるところによる。

### (2) 県費負担教職員制度

公務員は、その身分の属する地方公共団体により任命され、給与が支弁されるのが原則であるが、「市町村立学校職員給与負担法」により、市町村立の小・中学校の教職員の給与は、都道府県が負担し支給することとされ、これらの職員を「県費負担教職員」という。

これら県費負担教職員の任命権については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、都道府県教育委員会に属することとされ、これにより、円滑な教職員の広域的な人事交流と、給与を負担する都道府県とその身分が属する市町村との調和が図られている。

### (3) 教育公務員特例法

公立学校の教員の身分は地方公務員であるが、その職務と責任の特殊性に基づき、「教育公務員特例法」により若干の特例を設けている。次はその代表的なものである。

- ① 校長の採用及び教員の採用、昇任については競争試験ではなく、選考による。
- ② 教諭等の条件付採用期間は、地方公務員が6月であるのに対し、1年（養護教諭・栄養教諭は6月）である。この条件付採用期間中の教員には、正式採用の教員に認められている身分保障の規定は適用されない。条件付採用期間中、職務を良好な成績で遂行したのちに正式採用となる。
- ③ 教育公務員の研修の必要性和研修機会の供与及び初任者研修・中堅教諭等資質向上研修について規定している。
- ④ 政治的行為の制限については、国家公務員の例による。

## 2 教職員の服務

### (1) 服務の根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。また、条例の定めるところにより、公務員としての義務をつくすことを宣誓しなければならない。

職員の服務義務は、職員が職務を遂行するのに当たって守るべき義務（職務上の義務）と、職務の内外を問わず守るべき義務（身分上の義務）とに分けられる。

### (2) 職務上の義務

#### ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第 32 条）

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

#### ② 職務に専念する義務（地公法第 35 条）

職員は、法律又は条例に特別の定めがあって例外が認められる場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを自己の職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

職務に専念する義務が免除される場合があるが、それは休職・研修・休暇・休憩等法律に基づく場合と、厚生計画に参加する場合等条例に基づく場合とがある。

### (3) 身分上の義務や制限

#### ① 信用失墜行為の禁止（地公法第 33 条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

#### ② 秘密を守る義務（地公法第 34 条）

職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問わず、在職中はもちろん、その職を退いた後もこれを漏らしてはならない。

#### ③ 政治的行為の制限（地公法第 36 条）

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。特に、教育公務員については、教育の政治的中立の原則に基づき、国家公務員法及びこれに基づく人事院規則により政治的行為が制限されている。この政治的行為の制限は公務員としての身分を有する限り、勤務時間の内外を問わず適用される。

#### ④ 争議行為等の禁止（地公法第 37 条）

職員は、地方公共団体の住民全体に奉仕する公務員として、住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をしたり、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為を行ったりすることは禁止されている。又、このような違法な行為を企てたり、その遂行を共謀したり、そそのかしたり、あおったりしてはならない。

#### ⑤ 営利企業への従事等制限（地公法第 38 条）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。教育公務員については、特例として、任命権者（県費負担教職員については市町村の教育委員会）の許可により、教育に関する他の職の兼職や教育に関する他の事業、事務に従事することができる。

### 3 勤務

#### (1) 勤務時間

##### ① 勤務時間の割振りと週休日

勤務時間とは、教職員が上司の監督のもとにその職務に従事することで拘束される時間のことであり、週休日とは、勤務時間が割り振られておらず給料の支給対象とならない日で、例えば、日曜日・土曜日がそれに当たる。

勤務時間の割振り及び週休日については、職種によって異なるが、市町村立学校及び県立学校に勤務する教職員については次のとおりである。

ア 勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり 38 時間 45 分とする。

イ 日曜日及び土曜日は、週休日とする。

勤務時間の割振りは、学校運営の必要により、教職員の勤務の態様及び内容を考慮して、校長が定めることとされている。したがって、所属長である校長は教職員の勤務時間を明確にし、服務状況を常に把握するように努めなければならないことになっている。その際、教職員の勤務時間の始め、終わりの時刻及び週の勤務時間の割振りを、あらかじめ所属職員個々に文書または掲示等により明確に周知しておく必要がある。この場合必ずしも学校全体について一律に定めることは要せず、教職員個々について定めることもできることになっている。

##### ② 勤務の態様

教職員は、地方公務員法第 35 条の規定により、勤務時間中はその職務に専念するよう義務づけられており、所属長の承認を得ないで勤務を中断することを禁じられている。なお、教員は、その職務の特殊性から「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」(教特法第 22 条)ものと規定されており、校長は割り振った勤務時間の範囲内において教員の研修に承認を与えることができる。このことは平日の場合は勿論、夏季、冬季、学年末等の休業日の場合においても同様である。

##### ③ 勤務の管理

出勤簿の取扱い、その他校外勤務、教育公務員特例法第 22 条の規定に基づく研修等に対する承認等については服務規程等に定めるところにより管理し、勤務の実績を明確にしておく必要がある。

夏季休業中等、教育公務員特例法第 22 条の規定に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることを踏まえ、地域住民等から見ても研修としてふさわしい内容・意義を有することはもとより、真に教員の資質向上に資するものとなるようにする必要がある。また、この研修を行う場合には、県立高等学校等の教職員の服務規程第 29 条(小学校、中学校及び義務教育学校にあっては、市(町村)立小・中学校の教職員の服務規則)に基づく手続きによりあらかじめ承認を受けるとともに、研修が修了した場合は、同規程第 30 条(同規則)に基づきその結果について、研修内容をまとめた資料を添付し校長に報告することとなっている。

なお、教員は、前記研修期間中は常にその所在を明確にしておくものとし、国内における 15 日以上の研修又は国外における研修を行う場合には、あらかじめ校長を経由して教育長に届け出ることになっている。

## (2) 休憩時間

休憩時間については次のとおりである。

- ① 勤務時間が6時間を超え、8時間以内のときは、少なくとも45分の休憩時間を与えること。
- ② 勤務時間が8時間を超えるときは、少なくとも1時間の休憩時間を与えること。
- ③ 休憩時間は、勤務時間の途中で与えること。
- ④ 休憩時間は、原則として一斉に与えること。ただし、県立学校及び市町村立学校の教職員については、一斉に与えないことができ、たとえば 20 分と 25 分というように分割して与えることができる。
- ⑤ 休憩時間は、自由に利用させること。

## (3) 時間外勤務

教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとするになっている。

教育職員に時間外勤務を命じる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとするになっている。

- ① 生徒の実習に関する業務
- ② 学校行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

これらの具体的内容は、次のとおりである。

- ① 実習とは、校外の工場、施設（養殖場を含む。）、船舶を利用した実習及び農林、畜産に関する臨時の実習を指すものであり、高等学校のみに関するものであること。
- ② 学校行事とは、学芸的行事、体育的行事及び旅行・集団宿泊的行事を指すものであること。この場合における学校種別ごとの学校行事とは、それぞれの学習指導要領に定める上記学校行事に相当するものであること。
- ③ 職員会議とは、校長が主宰し、校長の職務の円滑な執行に資するため設置者の定めるところにより設置されたものであること。
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務とは、非常災害の場合に必要な業務のほか、児童生徒の負傷疾病等人命にかかわる場合における必要な業務及び非行防止に関する児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする業務を指すものであること。

なお、時間外勤務を命ずる場合は、次の諸点等に留意する必要がある。

ア 教育職員について、週休日または休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に勤務させる必要がある場合は、適切な措置を講じて休日の確保に努めること。（休日の全勤務時間を勤務した場合には、代休日を指定することができることとされている。）

イ 教育職員については、長時間の時間外勤務をさせないこと。やむを得ず時間外勤務をさせた場合は、その程度に応じて適切な配慮をすること。

ウ 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、学校の運営が円滑に行われるよう、関係教育職員の繁忙の度合い、健康状況等を勘案し、その意向を十分尊重して行うこと。

なお、このような教育職員の職務の特殊性にかんがみ、時間外勤務手当は支給されないが、給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額額の100分の5に相当する額の教職調整額が支給される。

#### 4 休日・休暇

休日・休暇については勤務時間と同様、勤務条件として条例で定められている。

##### (1) 休日と休業日

休日は、週休日とは別に、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が定められている。この日には勤務時間が割り振られているが、勤務することを要しない。

これに対し、休業日は児童生徒の授業を行わない日のことで、日曜日、土曜日、休日及び夏季、冬季、学年末等の教育委員会が定める日（学校教育法施行令第29条）に設定される。

##### (2) 休暇の種類

休暇の種類 年次有給休暇	休暇を与える場合	日数・期間
		1年につき20日 年の途中で採用された職員の日数は ( $20 \times \frac{\text{採用以後の月数}}{12}$ ) による (端数切り上げ)
公務傷病等休暇	公務上又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかった場合	療養に要する期間
私傷病休暇	私傷病のため療養を要する場合	※
夏季休暇		6月から10月までの間に4日以内
生理休暇 (健康管理休暇)	生理日の就業が著しく困難な場合	1生理期間につき2日以内 (分割取得も可能)
産前産後休暇	本人の妊娠・出産の場合	出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合 14週間)以内 産後8週間以内
慶弔休暇	本人の結婚・妻の出産あるいは親族の死亡等慶弔のあった場合(性別が同一である二者間の場合を含む)	本人の結婚 7日以内 妻の出産 3日以内 忌引 (血族) (姻族) 配偶者 10日以内 父母 7日以内 3日以内 子 5日以内 1日 祖父母 > 3日以内 1日 兄弟姉妹 > 孫 1日 おじ・おば > 1日 1日 おい・めい > 父母・配偶者・子の祭日 年各々1日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ※結核性疾患 1年以内                      その他の負傷又は疾病 90日以内                      (ただし①精神疾患、②悪性新生物、③脳血管疾患、④心筋梗塞、⑤慢性肝炎又は肝硬変、⑥人事委員会が特に認めたものは180日以内)                 </div>		
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合(性別が同一である二者間の場合を含む)	介護を必要とする者1人につき、通算して6月を超えない範囲で3回まで 分割取得可
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合(性別が同一である二者間の場合を含む)	1日2時間以内(30分単位)、連続する3年以内 ※介護休暇の指定期間との重複不可 ※部分休業又は育児時間を取得する場合は2時間から当該時間を減ずる

特別休暇 (「配偶者」「妻」には性別が同一である二者間の場合を含む)	・感染症の予防等に関する法律による交通の制限又は遮断	そのつど必要と認める期間	
	・非常災害による交通遮断	そのつど必要と認める期間	
	・風水震災等による現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内でのつど必要と認める期間	
	・交通機関の事故等の不可抗力の原因	そのつど必要と認める期間	
	・裁判員・証人等として官公署への出頭	そのつど必要と認める期間	
	・選挙権等公民権の行使	そのつど必要と認める期間	
	・学校運営上の必要に基づく校務の全部又は一部の停止	そのつど必要と認める期間	
	・不妊治療のための休暇 (出生サポート休暇)	1年につき5日(体外受精及び顕微授精の場合は10日)の範囲内で必要と認める期間	
	・妊娠障害の場合(つわり休暇)	10日を超えない範囲内で必要と認める期間	
	・妊娠中における通勤時の母体健康維持	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じ1時間を超えない範囲内で必要と認める時間	
	・妊娠中又は出産後1年以内の健康診査又は保健指導を受ける場合	妊娠6月末まで4週に1回 妊娠7月から9月末まで2週に1回 妊娠10月から分娩まで1週に1回 産後1年までの間1回 医師等の特別の指示があった場合	そのつど必要と認める時間
	・生後満3年に達しない子を育てる場合(育児時間)	満1才未満は1日120分、満1才以上満3才未満は1日60分。30分を単位として2回に分割可。	
	・妻の産前産後期間に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合(男性育児)	当該期間につき5日の範囲内で必要と認める期間	
	・乳幼児の予防接種等において介助を必要とする場合	そのつど必要と認める時間	
	・中学校就学の始期に達するまでの子の看護等をする場合(感染症予防のための学校等の臨時休業により自宅待機する子の世話、入園・卒園又は入学・卒業の式典等への参加を含む) (子の看護等)	1年につき5日(中学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合にあっては10日)を超えない範囲内で必要と認める期間	
	・要介護者の介護その他の世話をする場合(短期の介護休暇)	1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日)を超えない範囲内で必要と認める期間	
・骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者としての登録、又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供に伴い必要な検査、入院等を行う場合	そのつど必要と認める期間		
・自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 (ボランティア休暇)	1年につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間		
・人事委員会が特に必要と認める場合	そのつど必要と認める期間		

## 5 教育活動に係る事務の種類と実際

教職員の職務内容には、児童生徒を直接指導する、いわゆる教育活動と、その活動に関連する事務がある。その中の校務分掌の事務は、校長の職権の内部委任と見なされており、分担された校務は校長の名と責任において行われるので事務処理の手順等を正確に身につけ、的確に処理する必要がある。

なお、詳細については、島根県総務部総務課編集ぎょうせい発行の「文書事務の手引」を、各文書様式については、島根県教職員人事関係法令要覧編集会編集第一法規発行の「島根県教職員人事関係法令要覧」を参照するとよい。

### 教育活動に係る事務の種類

#### (1) 学級・ホームルームによる事務

- ① 指導に伴う事務（学級経営計画、学習指導案等）
- ② 表簿の整理記入事務（指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等）
- ③ 統計調査報告事務（出席統計、健康診断統計等）
- ④ 集金事務

#### (2) 校務分掌による事務

- ① 総務・教務に関する事務（教育活動の計画・実施、日課表、渉外等）
- ② 指導・研修に関する事務（教科・生徒指導、特別の教科道徳・特別活動・保健指導、学年・学級経営等）
- ③ 庶務に関する事務（文書事務、願・届出、表簿・備品管理等）
- ④ 経理に関する事務

### 公文書、表簿、提出文書処理

#### (1) 学校において備えなければならない表簿とその保存期間

学校教育法施行規則第 28 条、島根県立高等学校規程第 44 条、島根県立高等学校通信教育規程第 39 条、島根県立特別支援学校規程第 40 条及び市（町村）立小・中学校等管理規則の例第 38 条を参照する。

#### (2) 文書の特性

- ① 伝達性
- ② 普遍性
- ③ 保存性
- ④ 確実性

#### (3) 文書事務処理の原則

- ① 丁寧に取り扱うこと。
- ② 正確かつ迅速に処理すること。
- ③ 簡明でわかりやすいものであること。
- ④ 責任をもって取り扱うこと。
- ⑤ 処理状況を明らかにしておくこと。
- ⑥ 横の連絡を忘れないこと。

#### (4) 文書の收受と回答・発送文書処理(例)

##### ① 收受

事務担当者(收受日付印と閲覧印押印、文書收受簿登載)→校長(処理方針期限等の案件処理を担当者に指示)→教頭(指導指示)→担当者(事務処理)

##### ② 回答・発送処理

担当者(起案用紙に立案、添付書類の準備)→教頭(指導指示)→校長(決裁)→担当者(浄書、文書発送簿記入)→校長(公印押印)→事務担当者(文書発送簿又は起案文書に合わせ契印、控えの保存、発送)

#### (5) 起案文の作成

- ・ 上司の意見を十分に聞いて客観的な配慮の下に
- ・ 前例、行政実例、判例等を参考に
- ・ 責任意識をもって
- ・ 発信者の立場になって
- ・ 受け取る身になって
- ・ 正しく、簡潔に、しかも要領よく

#### (6) 文書の管理及び保存

##### ① 文書の管理

公文書は、学校の教職員が組織的に用いるものとして、学校が管理しているものである。よって、情報公開の対象となることから管理を適正に行わなければならない。また、学校における文書には、児童生徒・保護者及び教職員に関する個人情報があり、文書管理等において、個人情報の保護には十分な配慮が必要である。

##### ② 文書の保存期間等

保存期間は、学校教育法施行規則第28条第2項のほか、島根県教育委員会公文書の管理に関する規則第2条並びに各校の年度ごとのファイル管理表等において定められている。よって、文書の廃棄については、これらの定めに応じ適正に行わなければならない。

#### 【参考】教育公務員としての心得・服務等に関する法律等

- ・ 教育基本法(P13)
- ・ 学校教育法(P304)
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(P17)
- ・ 教育公務員特例法(P127)
- ・ 地方公務員法(P65)
- ・ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(P1651)
- ・ 職員の勤務時間に関する条例(P2653)及び規則(P2660)
- ・ 市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則(P2710)
- ・ 職務に専念する義務の特例に関する条例(P3112)
- ・ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(P2744)及び規則(P2753)
- ・ 県立高等学校等の教職員の服務規程(P3125)
- ・ 市(町村)立小・中学校等の教職員の服務規則(例)(P3201)
- ・ 県立学校の教育職員の給与に関する条例(P1204)
- ・ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(P1435)
- ・ 職員の旅費に関する条例(P2502)
- ・ 市町村立学校職員の旅費に関する条例(P2538)

(令和5年版島根県教職員人事関係法令要覧)

注( )内のページ数は上記要覧のもの

## 2 教職員評価

教職員の評価制度は、教職員の“資質能力の向上”、“職務に対する意欲の向上”、“学校組織の活性化を図る”ための支援策であり、活力ある学校づくりをねらいとしている。

### 1 評価制度の基本的な考え方

#### (1) 資質能力の向上をめざす

- ① 教職員と管理職、教職員の校内組織の中でのコミュニケーションを一層充実させ、自己啓発を促す。
- ② 自己評価を行い、自己の改善、向上についての認識を深める。
- ③ 意欲・姿勢、能力、実績を適正に評価し、指導育成に生かす。
- ④ 評価と研修の連動を図る。

#### (2) 職務に対する意欲の向上をめざす

- ① 年度毎に自己目標等を設定し、職務への積極的な取組を促す。
- ② 管理職や校内組織が教職員の自己目標等の達成のための支援をし、仕事への自信を高める。
- ③ 仕事の達成感、自己成長感が実感できる評価を行う。

#### (3) 学校組織の活性化を図り、組織的な成果を生み出すことをめざす

- ① 自己目標の達成に関わる相互支援を通して、協働意識を醸成する。
- ② 学校教育目標、経営方針を受けた取組に対する組織マネジメントを効果的に進める。
- ③ 学校の方針を踏まえた業務改善やワークライフバランスの推進を行う。

#### (4) 公正性、納得性、透明性が確保される適正な評価とすることをめざす

- ① 年度毎の評価、複数評価者による評価、評価基準による評価を行う。

### 2 教職員の評価システムの構成

教職員の評価システムは、「資質能力向上支援システム」及び「勤務評価」で構成する。

#### (1) 資質能力向上支援システム

「資質能力向上支援システム」とは、教職員一人一人が学校教育目標等を踏まえ、期待される役割と自己の課題に基づいて設定した自己目標及び目標達成のための手立ての達成を管理職と校内組織が支援するものである。このシステムにおける自己目標等の達成状況の評価を教職員自身と管理職が行い、勤務評価の参考にする。

#### (2) 勤務評価

「勤務評価」とは、教職員の自己目標を含む職務全般について、職務に取り組む意欲や姿勢、職務の遂行を通して発揮された能力及び職務遂行の成果等を評価基準に則って評価するものである。「勤務評価」では、職務内容を分類した評価項目による「項目評価」と、すべての項目評価を通した上で学校の活性化及び地域の教育の充実に対する貢献について評価する「総合評価」を行う。「総合評価」には目標以外の業務への取組状況も加味する。

【参考資料】 ※学校企画課ホームページ「教職員評価システム」に掲載

- ・ 島根県立学校教育職員の評価実施要領
- ・ 島根県立学校管理職の評価実施要領
- ・ 島根県市町村立学校教職員の評価実施要領
- ・ 島根県市町村立学校管理職の評価実施要領
- ・ 評価システム実施の手引き(教職員評価)
- ・ 評価システム実施の手引き(管理職評価)
- ・ 教職員の評価システム等Q&A



(学校企画課の該当ページにリンク)

## 3 教職員の働き方改革

### 1 教職員の働き方改革を進める目的

#### (1) 教職員の心身の健康保持

教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切です。

#### (2) 教職員としてのウェルビーイングの向上と環境整備

日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイングを向上させること、また、教員の高い専門性と意欲、能力を最大限発揮できる勤務環境を整備することにより、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるようになります。

#### (3) 教職を志す人材の確保

全ての教職員はもとより、教職を志す学生等にとっても、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場であることは重要なことです。

### 2 第2期「教職員の働き方改革プラン」達成に向けた数値目標

#### (1) 時間外在校等時間

① 全ての教育職員が年間 360 時間以内

② 全ての教育職員が1箇月 45 時間以下

#### (2) 年次有給休暇の取得日数

① 全ての教育職員が年5日以上の取得

② 全ての教育職員の平均取得日数が 17 日以上

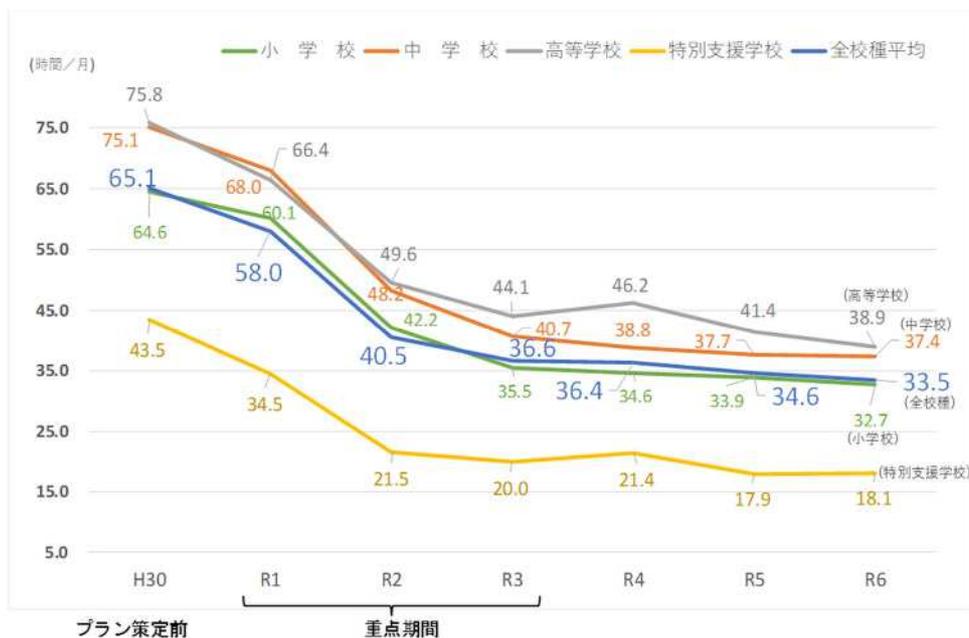
#### (3) 働き方に関する意識

① 「働きやすい職場である」と回答した教育職員 90%以上

② 「教職にやりがいを感じる」と回答した教育職員 90%以上

### 3 プランにおける数値目標の達成状況

#### (1) 時間外在校等時間(月平均)



(注) H30~R2年度は抽出調査。各年度の数値は、小数点第2位を四捨五入

## (2) 年次有給休暇の取得状況

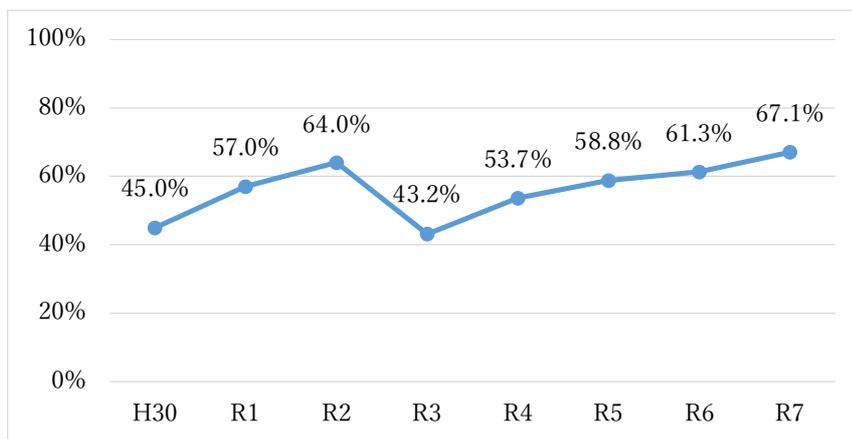
小・中学校等教職員、県立学校教育職員対象

暦年	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
年5日以上取得割合	87.5%	87.6%	87.0%	89.0%	92.4%	93.2%	92.4%
平均取得日数	10.1	10.2	9.7	11.6	12.4	13.6	13.5

※ H30～R2年度は抽出調査

(参考) ワーク・ライフ・バランス(以下「WLB」)がとれていると感じる教職員の割合

WLBが「取れている」又は「どちらかというと取れている」回答を合わせた数(全校種平均)



## 4 今後の取組

### (1) 県教育委員会の取組

- ① 県教育委員会が引き続き講ずる措置
- ② 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組

### (2) 市町村教育委員会への指導・助言

- ① 市町村教育委員会に講ずることが期待される措置
- ② 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組

### (3) 各学校の取組(県・市町村共通)

- ① 管理職の取組
- ② 校内の取組

(島根県教育委員会学校企画課HP)  
教職員の働き方改革の推進



島根県版『学校業務改善事例集』



**【研修参考資料】** 島根県教育委員会発行資料他

ジャンル	資料名	発行
第1章 島根がめざす教育	・しまね教育振興ビジョン(令和7年度～令和11年度)	令和 7年 3月
第3章 学校の教育活動の計画と組織経営		
1 教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校教育課程編成の手引</li> <li>・評価規準の作成, 評価方法等の工夫改善のための参考資料(国立教育政策研究所)【高等学校版】共通教科【高等学校版】専門教科</li> <li>・小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引-Q&amp;A-</li> <li>・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(国立教育政策研究所)【小学校】各教科等【中学校】各教科等【高等学校】各教科等</li> <li>・教育課程編成の手引き(特別支援教育課)</li> <li>・「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のための参考資料(文部科学省)</li> <li>・令和8年度各教科等の指導の重点</li> </ul>	<p>令和 元年 7月</p> <p>平成 24年 7月</p> <p>平成 25年 3月</p> <p>平成 30年 2月</p> <p>令和 2年 3月</p> <p>令和 2年 3月</p> <p>令和 3年 8月</p> <p>令和 2年 3月</p> <p>令和 7年 4月</p> <p>令和 8年 3月</p>
4 学校評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価システム構築に向けて 「義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業(文部科学省委託事業)」(リーフレット)</li> <li>・信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック</li> <li>・信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり 学校評価の充実をめざして -学校関係者評価の取組- (リーフレット)</li> <li>・信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり ~学校評価を子どもたちのために~(リーフレット)</li> <li>・学校評価ガイドライン(平成28年改訂)(文部科学省)</li> </ul>	<p>平成19年 3月</p> <p>平成 20年 3月</p> <p>平成 21年 3月</p> <p>平成 21年 3月</p> <p>平成 28年 3月</p>
6 カリキュラム・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田村知子・村川雅弘・吉富芳正・西岡加名恵編著「カリキュラムマネジメント・ハンドブック」(ぎょうせい)</li> <li>・<b>「カリキュラム・マネジメントの手引き活用ガイド」</b></li> </ul>	<p>平成 28年 6月</p> <p>令和 6年 2月</p>
7 教職員のメンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の心の健康づくりのための指針(人事院)</li> <li>・労働者の心の健康の保持増進のための指針(厚生労働省)</li> <li>・改訂心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き(厚生労働省)</li> <li>・公立学校教職員の人事行政状況調査(文部科学省)</li> <li>・教職員のメンタルヘルス対策について 最終まとめ(文部科学省:教職員のメンタルヘルス対策検討会議)</li> <li>・島根県教職員健康管理事業概要(島根県教育庁福利課)</li> <li>・職場復帰支援プログラム実施要綱(島根県教育委員会)</li> <li>・職場復帰支援プログラムの概要一部改正(島根県教育委員会)</li> <li>・ウェブサイト 「こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」(厚生労働省)</li> <li>「みんなのメンタルヘルス総合サイト」(厚生労働省)</li> <li>「公立学校共済組合 -心とからだの健康情報-」(公立学校共済組合HP)</li> </ul>	<p>平成 16年 4月</p> <p>平成 27年 11月</p> <p>平成 24年 7月</p> <p>毎年度</p> <p>平成 25年 3月</p> <p>毎年度</p> <p>平成 17年 4月</p> <p>平成 21年 11月</p>
8 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プールの安全標準指針(文部科学省・国土交通省)</li> <li>・子どもの心のケアのために -災害や事件・事故発生時を中心に-(文部科学省)</li> <li>・学校における子供の心のケア -サインを見逃さないために- (文部科学省)</li> <li>・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(文部科学省)</li> <li>・「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」の作成について(文部科学省)</li> <li>・学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開(文部科学省)</li> </ul>	<p>平成 19年 3月</p> <p>平成 22年 7月</p> <p>平成 26年 3月</p> <p>平成 31年 3月</p> <p>平成 24年 3月</p> <p>平成 25年 3月</p>

8 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校危機管理の手引き(原子力災害発生時の対応編)」</li> <li>・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省)</li> <li>・教師が知っておきたい 子どもの自殺予防(文部科学省)</li> <li>・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(文部科学省)</li> <li>・学校において予防すべき感染症の解説&lt;令和5年度改訂&gt;(公財 日本学校保健会)</li> <li>・学校における感染症対策実践事例集(公財 日本学校保健会)</li> <li>・学校における薬品管理マニュアル&lt;令和4年改訂【追補版】&gt;(公財 日本学校保健会)</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック-第2版-</li> <li>・学校危機管理の手引~危機管理マニュアル作成のために~(改訂版)</li> </ul>	<p>令和 2年 9月 令和 3年 6月</p> <p>平成 21年 3月 平成 22年 3月 令和 6年 3月</p> <p>令和 4年 3月 令和 6年 8月</p> <p>平成 28年 2月 平成 30年 2月 令和 7年 12月</p>
第4章 各教育活動		
1 学力を育む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね教育振興ビジョン</li> <li>・第2期しまねの学力育成推進プラン(令和7年度~令和11年度)</li> <li>・令和7年度全国学力・学習状況調査島根県(公立)の結果概要</li> </ul>	<p>令和 7年 3月 令和 7年 3月 令和 7年 7月</p>
2 授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね教育振興ビジョン</li> <li>・第2期しまねの学力育成推進プラン(令和7年度~令和11年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度重点アクション</li> <li>令和8年度重点アクション</li> </ul> </li> <li>・令和8年度授業チェックリスト</li> <li>・令和8年度各教科等の指導の重点</li> <li>・令和7年度全国学力・学習状況調査島根県(公立)の結果概要</li> <li>・学習評価ガイド(小学校・中学校)</li> <li>・学習評価ガイド(高等学校)</li> <li>・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(国立教育政策研究所)【小学校】各教科等 【中学校】各教科等 【高等学校】各教科等</li> <li>・育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会(第2回)配付資料(文部科学省)</li> <li>・学びのすすめ(リーフレット)</li> <li>・家で勉強する!主体的な学びをしまねに(リーフレット)</li> <li>・明日を担う島根の子どもたちのために(リーフレット)</li> </ul> <p><b>〇幼小中高の学びをつなぐ保育・授業づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達や学びをつなぐスタートカリキュラム(文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター)</li> <li>・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)</li> <li>・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての参考資料(初版)(文部科学省)</li> <li>・島根県幼児教育振興プログラム</li> <li>・子どもを中心につなげるしまねの幼小連携・接続(リーフレット)</li> <li>・子どもを中心につなげるしまねの幼小連携・接続(動画)</li> <li>・幼小連携・接続オンデマンド研修動画</li> <li>・「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと? —幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための参考資料—」(文部科学省)</li> <li>・しまねの架け橋期の教育ガイド</li> </ul> <p><b>〇ICTを効果的に活用した授業づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の情報化に関する手引-追補版-(文部科学省)</li> <li>・情報活用能力の体系表例(次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」成果報告書)(文部科学省)</li> <li>・情報活用能力育成のためのアイデア集(文部科学省)</li> <li>・情報活用能力育成の目安(島根県教育委員会)</li> <li>・教員のICT活用指導力チェックリスト(文部科学省)</li> <li>・ウェブサイト <ul style="list-style-type: none"> <li>「<a href="#">StuDX Style(スタディーエックス スタイル)</a>」(文部科学省)</li> <li>「<a href="#">リーディング DX スクール</a>」(文部科学省)</li> <li>「<a href="#">情報モラル教育ポータルサイト</a>」(文部科学省)</li> </ul> </li> </ul>	<p>令和 7年 3月 令和 7年 3月 令和 7年 3月 令和 8年 3月 令和 8年 3月 令和 8年 3月 令和 7年 7月 令和 2年 3月 令和 4年 3月 令和 2年 3月 令和 2年 3月 令和 3年 8月</p> <p>平成 25年</p> <p>平成 25年 7月 平成 27年 3月 平成 31年 3月</p> <p>平成 30年 4月</p> <p>令和 4年 3月 令和 4年 3月</p> <p>令和 2年 7月 令和 5年 3月 令和 5年 11月 令和 5年 4月 令和 6年 4月</p> <p>令和 7年 3月</p> <p>令和 2年 6月 令和 2年 3月</p> <p>令和 7年 3月 令和 6年 8月 平成 30年 6月</p>

2 授業づくり	「 <a href="#">ICT活用指導力を高めたい教職員のための研修ガイド</a> 」(島根県教育センター)	
4 道徳教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳」</li> <li>・私たちの道徳(文部科学省ホームページ)</li> <li>・道徳教育アーカイブ(文部科学省ホームページ)</li> <li>・考え議論する道徳科の授業づくり～道徳授業づくりシートの活用～(島根県教育センター)</li> </ul>	<p>平成 26 年 3 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p>
5 特別活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動 小学校編 (国立教育政策研究所)</li> <li>・小学校特別活動映像資料 (国立教育政策研究所)</li> <li>・特別活動資料 学校文化を創る特別活動 中学校・高等学校編 (国立教育政策研究所)</li> </ul>	<p>平成 30 年 12 月</p> <p>令和 4 年 4 月</p> <p>令和 5 年 3 月</p>
6 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 (国立教育政策研究所)【小学校】総合的な学習の時間【中学校】総合的な学習の時間【高等学校】総合的な探究の時間</li> <li>・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」【小学校編】(文部科学省)</li> <li>・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」【中学校編】(文部科学省)</li> <li>・「今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開」【高等学校編】(文部科学省)</li> <li>・「総合的な学習の時間ガイドブック(小・中学校編)」(文部科学省)</li> <li>・「総合的な探究の時間ガイドブック(高等学校編)」(文部科学省)</li> </ul>	<p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 2 年 7 月</p> <p>令和 3 年 8 月</p> <p>令和 3 年 4 月</p> <p>令和 4 年 4 月</p> <p>令和 4 年 9 月</p> <p>令和 4 年 9 月</p> <p>令和 5 年 3 月</p>
7 学校図書館活用教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館活用教育研修用DVD</li> <li>・「学びを支え 心をはぐくむ島根の学校図書館」</li> <li>・学校図書館活用教育実践事例集</li> <li>・<a href="#">子ども読書県しまね Web</a></li> <li>・<a href="#">学校図書館ガイドライン(文部科学省)</a></li> <li>・「<a href="#">図書館実践事例集～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～(学校図書館)」(文部科学省)</a></li> </ul>	<p>平成 22 年 3 月</p> <p>平成 31 年 3 月</p> <p>平成 28 年 11 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p>
8 主権者教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について</a></li> <li>・「<a href="#">私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために</a>」</li> <li>・「<a href="#">同上 活用のための指導資料</a>」(総務省・文部科学省)</li> <li>・<a href="#">小中学校向け主権者教育指導資料「主権者として求められる力」を子供たちに育むために(文部科学省)</a></li> </ul>	<p>平成 27 年 10 月</p> <p>平成 27 年</p> <p>令和 4 年 9 月</p>
9 ICTの活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の情報化に関する手引-追補版-(文部科学省)</li> <li>・デジタル学習基盤に係る現状と課題の整理(文部科学省)</li> <li>・小学校プログラミング教育の手引(第三版)(文部科学省)</li> <li>・情報活用能力の体系表例(次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」成果報告書)(文部科学省)</li> <li>・情報活用能力育成のためのアイデア集(文部科学省)</li> <li>・情報活用能力育成の目安(島根県教育委員会)</li> <li>・教員の ICT 活用指導力チェックリスト(文部科学省)</li> <li>・改正著作権法第 35 条運用指針(令和3(2021)年度版)(著作物の教育利用に関する関係者フォーラム)</li> <li>・学校における教育活動と著作権(文化庁)</li> <li>・教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月改訂版)(文部科学省)</li> <li>・初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)</li> <li>・ウェブサイト <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<a href="#">StuDX Style(スタディーエックス スタイル)</a>」(文部科学省)</li> <li>・「<a href="#">リーディング DX スクール</a>」(文部科学省)</li> <li>・「<a href="#">情報モラル教育ポータルサイト</a>」(文部科学省)</li> <li>・「<a href="#">ICT活用指導力を高めたい教職員のための研修ガイド</a>」(島根県教育センター)</li> </ul> </li> </ul>	<p>令和 2 年 6 月</p> <p>令和 6 年 11 月</p> <p>令和 2 年 2 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 6 年 3 月</p> <p>令和 5 年 8 月</p> <p>平成 30 年 6 月</p> <p>令和 2 年 12 月</p> <p>令和 5 年</p> <p>令和 7 年 3 月</p> <p>令和 6 年 12 月</p>

10 持続可能な開発のための教育(ESD)・持続可能な開発目標(SDGs)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引」(文部科学省 国際統括官付・日本ユネスコ国内委員会)</li> <li>・「ESD QUEST」日本語版(文部科学省)</li> <li>・ウェブサイト <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">学習指導要領におけるESD関連の記述:文部科学省</a></li> <li>・<a href="#">教育現場におけるSDGsの達成に資する取組 好事例集:文部科学省</a></li> <li>・<a href="#">ユネスコスクール 公式ウェブサイト</a></li> </ul> </li> </ul>	<p>令和3年5月改訂</p> <p>平成25年10月</p>
11 国際理解教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「初等中等教育における国際教育推進検討会報告(文部科学省)</li> <li>・「教育振興基本計画～高等学校段階における留学促進等に関する政府方針～」(令和5年6月16日閣議決定)</li> <li>・Broaden Your Horizons with English! -英語を使って羽ばたく日本人(文部科学省)</li> <li>・各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き(文部科学省)</li> <li>・新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語の授業実践事例映像資料(小学校版1～3・中学校版1～2・高等学校版1～3)(文部科学省)</li> <li>・中学校外国語科「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標作成ガイド</li> <li>・しまねの英語教育 ～グローバル社会に羽ばたく児童生徒の育成のために～</li> <li>・えいごネット(一般財団法人英語教育協議会) <a href="http://www.eigo-net.jp/">http://www.eigo-net.jp/</a></li> <li>・平成26年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材</li> <li>・平成27年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材</li> <li>・小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック</li> <li>・第4期教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度) 目標4 グローバル社会における人材育成</li> <li>・<a href="#">外国語教育はこう変わる!(文部科学省)</a></li> <li>・<a href="#">MEXCBTを活用した英語「話すこと」「書くこと」の力の強化(中学校)(文部科学省)</a></li> </ul>	<p>平成17年8月</p> <p>令和5年6月</p> <p>平成24年8月</p> <p>平成25年3月</p> <p>平成26年2月</p> <p>平成27年3月</p> <p>平成29年6月</p> <p>令和5年6月</p>
12 竹島に関する学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島学習副教材DVD</li> <li>・竹島学習リーフレット「竹島～日本の領土であることを学ぶ」</li> <li>・竹島学習リーフレット活用のためのてびき</li> <li>・ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」</li> <li>・高等学校・特別支援学校高等部における「竹島学習」のあり方について</li> <li>・領土に関する教育ハンドブック</li> <li>・小・中・高・特別支援学における「竹島問題に関する学習」の推進に向けて</li> </ul>	<p>平成21年5月</p> <p>令和4年3月</p> <p>平成24年11月</p> <p>平成24年11月</p> <p>平成24年6月</p> <p>平成27年3月</p> <p>令和3年2月</p>
13 ふるさと教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと読本「いずも神話」(改訂版)</li> <li>・ふるさと読本「もっと知りたい島根の歴史」</li> <li>・地域学校協働活動ハンドブック(文部科学省)</li> <li>・わたしたちの島根</li> <li>・<a href="#">しまねのふるさと教育(リーフレット)</a></li> <li>・<a href="#">しまねのふるさと教育(ウェブサイト)</a></li> </ul>	<p>平成24年1月</p> <p>平成24年11月</p> <p>平成30年1月</p> <p>令和2年4月</p> <p>令和4年3月</p>
15 しまねのふるまい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きらきらふるまい みんなにこにこ(5歳児用)</li> <li>・みんなきらきら ふるまいめいじん(小1用)</li> </ul>	<p>毎年度</p> <p>毎年度</p>
16 へき地教育・複式教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式学級指導の手引き(平成27年度改訂版)</li> <li>・複式学級指導の手引き(令和元年度改訂版)</li> <li>・しまねの複式指導充実のために</li> <li>・複式教育推進事業「複式学級における授業実践紹介」動画</li> </ul>	<p>平成28年3月</p> <p>令和2年3月</p> <p>令和6年3月</p> <p>令和7年3月</p>
第5章 基盤となる指導		
1 人権教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修おたすけシリーズ(ショート動画) <ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの権利」</li> <li>「性の多様性に関する研修①基礎編」</li> <li>「性の多様性に関する研修②学校づくり編」</li> <li>「性の多様性に関する研修③対応編」</li> </ul> </li> <li>・学校・福祉連携の手引(リーフレット)</li> <li>・学校・福祉連携の手引～気づく、つなぐ、支える～</li> <li>・「しまねがめざす人権教育(実践編)」(リーフレット)</li> </ul>	<p>令和8年1月</p> <p>令和7年3月</p> <p>令和6年3月</p> <p>令和5年3月</p>

<p>1 人権教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修おたすけシリーズ(ショート動画) <ul style="list-style-type: none"> <li>「進路保障の理念」</li> <li>「進路保障の理念に基づく取組の手法」</li> <li>「人権教育の3つの視点」</li> <li>「求められるのは人権感覚」</li> <li>「教職員の関係づくり」</li> <li>「学校と福祉の連携の必要性」</li> <li>「性のあり方・考え方について」</li> <li>「性の多様性が認められる学校づくりのために教職員にできること」(島根県教育センターウェブサイト)</li> </ul> </li> <li>・問題事象から学ぶために(概要版)(リーフレット)</li> <li>・性の多様性が認められる学校づくり ～自分らしさ・その人らしさを大切にする学校づくり～ (リーフレット)</li> <li>・スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドライン</li> <li>・人権教育指導資料第2集 「しまねがめざす人権教育(学校教育編)」</li> <li>・問題事象から学ぶために(学校教育編) ～人権に関わる問題事象の基本的な捉え方と取組の進め方～・しまねがめざす人権教育(リーフレット)</li> <li>・子どもの権利に関する条約(小学生用)</li> <li>・子どもの権利に関する条約(中学生・高校生用)</li> <li>・知っていますか?子どもたちが学んでいる同和問題の歴史 (リーフレット)</li> <li>・人権教育研修資料「Q&amp;A」で理解する[第三次とりまとめ]</li> <li>・人権教育事例集[社会教育編]</li> <li>・人権教育指導資料</li> </ul>	<p>令和 4年 4月</p> <p>令和 3年 4月</p> <p>令和 2年 4月</p> <p>平成 29年 6月</p> <p>平成 27年 3月</p> <p>平成 25年 7月</p> <p>平成 25年 4月</p> <p>平成 25年 1月</p> <p>平成 25年 7月</p> <p>平成 24年 3月</p> <p>平成 20年 3月</p> <p>平成 15年 3月</p> <p>平成 14年 3月</p>
<p>2 特別支援教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しまね特別支援教育魅力化ビジョン【後期版】」(特別支援教育課)</li> <li>・お子さまの就学のために(特別支援教育課)</li> <li>・リーフレット「支援をつなぐ 支援がつながる」</li> <li>・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(中教審報告)</li> <li>・「島根県立学校における障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(特別支援教育課)</li> <li>・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(文部科学省)</li> <li>・島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン(特別支援教育課)</li> <li>・改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&amp;A(文部科学省)</li> <li>・交流及び共同学習ガイド(文部科学省)</li> <li>・教育課程編成の手引き(特別支援教育課)</li> <li>・リーフレット「島根県の県立高校で『通級による指導』を拡充します!」(特別支援教育課)</li> <li>・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(文部科学省)</li> <li>・障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(文部科学省)</li> <li>・特別支援教育コーディネーターハンドブック(特別支援教育課)</li> <li>・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(文部科学省)</li> <li>・就学支援 Q&amp;A(特別支援教育課)</li> <li>・リーフレット「しまねの特別支援教育『多様な学びの場』」(特別支援教育課)</li> <li>・ウェブサイト 「<a href="#">島根県教育センター 特別支援教育</a>」(島根県教育センター:トップページ&gt;学校・教職員支援&gt;特別支援教育) 「<a href="#">インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)</a>」(国立特別支援教育総合研究所) 「<a href="#">発達障害ナビポータル</a>」(文部科学省・厚生労働省等)</li> </ul>	<p>令和 8年 3月</p> <p>毎年度</p> <p>毎年度</p> <p>平成 24年 7月</p> <p>平成 28年 4月</p> <p>平成 29年 3月</p> <p>平成 29年 3月</p> <p>平成 30年 8月</p> <p>平成 31年 3月</p> <p>令和 2年 3月</p> <p>令和 2年 11月</p> <p>令和 3年 1月</p> <p>令和 3年 6月</p> <p>令和 7年 4月</p> <p>令和 5年 3月</p> <p>令和 7年 4月</p> <p>令和 5年 4月</p>

2 特別支援教育	<p>「<a href="#">障害を理由とする差別の解消の推進</a>」(内閣府)</p> <p>「<a href="#">合理的配慮等具体例データ集(合理的配慮サーチ)</a>」(内閣府)</p> <p>「<a href="#">読書バリアフリーに向けた取組について</a>」(文部科学省)</p> <p>「<a href="#">特別支援教育リーフ</a>」「<a href="#">Co-MaMe ガイド</a>」(国立特別支援教育総合研究所)</p>	
3 生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師が知っておきたい 子どもの自殺予防(文部科学省)</li> <li>・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(文部科学省)</li> <li>・学級集団づくり 魅力ガイドブック</li> <li>・「学校危機管理の手引(改訂版)～危機管理マニュアル作成のために～」</li> <li>・いじめ問題対応の手引〔改訂版〕 ～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～</li> <li>・保護者と学校のよりよい関係づくり</li> <li>・教室に入りにくい子どもを校内で支える</li> <li>・“生徒指導・教育相談・学級集団づくり…etc” 校内研修ベストセレクション</li> <li>・スクールカウンセラー活用事業に係るガイドライン</li> <li>・いじめ対策に係る事例集(文部科学省)</li> <li>・いじめの重大化を防ぐための留意事項集</li> <li>・いじめの重大化を防ぐための研修用事例集</li> <li>・生徒指導リーフ(国立教育政策研究所)</li> <li>・生徒指導提要(改訂版)(文部科学省)</li> <li>・島根の不登校支援リーフレット</li> <li>・「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料」 (東京都教育委員会)</li> <li>・教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて →&lt;島根県教育委員会の総合対策&gt;(島根県教育委員会)</li> </ul>	<p>平成 21 年 3 月</p> <p>平成 22 年 3 月</p> <p>平成 26 年 3 月</p> <p>令和 7 年 12 月</p> <p>平成 27 年 9 月</p> <p>令和 3 年 3 月</p> <p>平成 30 年 3 月</p> <p>平成 28 年 3 月</p> <p>令和 7 年 4 月</p> <p>平成 30 年 9 月</p> <p>令和 7 年 11 月</p> <p>令和 7 年 11 月</p> <p>令和 4 年 12 月</p> <p>令和 5 年 8 月</p> <p>平成 30 年 2 月</p> <p>令和 5 年 12 月</p>
4 健康教育 (学校保健)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～</li> <li>・リーフレット 学校におけるがん教育を推進します</li> <li>・島根県 学校におけるがん教育の手引</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引</li> <li>・性に関する指導 Q&amp;A</li> <li>・島根県 学校におけるがん教育Q&amp;A集</li> <li>・連携を生かし、性に関する指導の充実を!(リーフレット)</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引 概要版(リーフレット)</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引 実践事例集</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック(第2版)</li> <li>・教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応 (文部科学省)</li> <li>・教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引&lt;令和3年度改訂&gt;(公財 日本学校保健会)</li> <li>・養護教諭のための児童虐待対応の手引き(文部科学省)</li> <li>・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン&lt;令和元年度改訂&gt;(公財 日本学校保健会)</li> <li>・「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり&lt;令和元年度改訂&gt;(公財 日本学校保健会)</li> <li>・児童生徒の健康診断マニュアル(公財 日本学校保健会)</li> <li>・現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～(文部科学省)</li> <li>・「生きる力」を育む小学校保健教育の手引(文部科学省)</li> <li>・「生きる力」を育む中学校保健教育の手引(文部科学省)</li> <li>・「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引(文部科学省)</li> <li>・保健教育の指導と評価&lt;令和4年度版&gt;(公財 日本学校保健会)</li> </ul>	<p>令和 7 年 3 月</p> <p>令和 2 年 12 月</p> <p>令和 4 年 2 月</p> <p>平成 24 年 2 月</p> <p>平成 25 年 2 月</p> <p>令和 5 年 2 月</p> <p>平成 27 年 2 月</p> <p>平成 28 年 2 月</p> <p>平成 29 年 2 月</p> <p>平成 28 年 2 月</p> <p>平成 30 年 2 月</p> <p>平成 21 年 3 月</p> <p>令和 4 年 3 月</p> <p>平成 19 年 10 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 2 年 2 月</p> <p>平成 27 年 8 月</p> <p>平成 29 年 3 月</p> <p>平成 31 年 3 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 3 年 3 月</p> <p>令和 5 年 3 月</p>
5 食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の学習ノート(小学生用改訂版)</li> <li>・食の学習ノート(中学生用改訂版)</li> <li>・食の学習ノート(高校生用)</li> <li>・リーフレット「すこやかしまねっこ」</li> <li>・「すこやかしまねっこ」実践事例集(小学校編)</li> <li>・食に関する指導の手引き(第二次改定版)(文部科学省)</li> </ul>	<p>令和 2 年 5 月</p> <p>令和 2 年 5 月</p> <p>平成 30 年 3 月</p> <p>平成 23 年 2 月</p> <p>平成 25 年 2 月</p> <p>平成 31 年 3 月</p>

5 食育	・食育推進のための授業実践集 ・食育推進のための授業実践集(第2集) ・栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～(文部科学省)	平成27年 3月 平成28年 3月 平成29年 3月
6 体力づくり	・体育 楽しく たくましく「しまねっ子!元気アップ・レポート ～児童生徒の体力・運動能力等調査報告書～」 ・しまねっ子!元気アップ・ソング, ダンスCD ・しまねっ子!元気アップ・トレーニングDVD ・体育の授業が楽しくなるシリーズ①鉄棒DVD ・子どもの体力向上推進事業参考実践事例集 ・体育の授業が楽しくなるシリーズ②マット運動DVD ・体育の授業が楽しくなるシリーズ③なわとび運動DVD ・第四訂版 安全で楽しい柔道授業ガイド	毎年3月  平成22年 3月 平成23年 3月 平成25年 4月 平成25年 4月 平成26年 3月 平成27年 3月 令和 5年 2月
7 キャリア教育	・小学校キャリア教育の手引き -小学校学習指導要領(平成29年告示)準拠-(文部科学省) ・中学校キャリア教育の手引き (文部科学省) ・高等学校キャリア教育の手引き (文部科学省) ・キャリア教育が促す「学習意欲」 (文部科学省) ・子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」(文部科学省) ・「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える!キャリア教育 (文部科学省) ・キャリア教育リーフレットシリーズ (文部科学省) ・RPDCAですすめる!キャリア教育 ～自校の実態に応じた推進のために～ ・改定版 学びを将来や社会につなぐ キャリア教育ハンドブック	令和 4年 3月  平成23年 3月 平成23年 11月 平成26年 3月 平成27年 3月 平成28年 3月  平成29年 3月～ 平成27年 3月  令和 3年 8月
第7章 教職員の服務		
	・教職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向けて<島根県教育委員会の総合対策> ・セクシュアル・ハラスメント根絶のために セクハラと子どもの人権 ・ハラスメントの防止等に関する要綱 ・不祥事防止のための校内研修事例集 -信頼される島根の教育を目指して-(令和6年度改訂版) ・第2期「教職員の働き方改革プラン」 ・島根県版「学校業務改善事例集」について	令和 5年 12月 (令和7年12月改定) 平成12年 4月 令和 3年 12月 令和 7年 3月  令和 8年 3月 令和 6年 11月
その他		
	・島根県教育センター 研究紀要・研修報告	毎年3～4月

## 関連リンク

- ・[国立教育政策研究所 National Institute for Educational Policy Research](#)
- ・[ホーム - 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所](#)
- ・[島根県](#)
- ・[島根県:島根県教育委員会トップページ\(トップ / 島根県教育委員会\)](#)
- ・[EIOS-しまねの教育情報 Web | 島根県教育庁](#)
- ・[しまねっこ CH - YouTube](#)
- ・[島根県教育センター](#)

[各項における表記について]

- 小学校…義務教育学校(前期課程)を含む。
- 中学校…義務教育学校(後期課程)を含む。